

第 2 編

第2編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

～ 地震、常日頃からの備えで、最小限の被害に ～

1 基本方針

この計画は、大地震により発生する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、被害を最小限に軽減するとともに発生時に備えるなど、事前に実施すべき防災対策について定めるものである。

2 地震災害対策の具体的な方針

- (1) 「自分の身体は自分で守る」(自助) の理解と家庭の防災力強化を図る。
- (2) 自主防災組織を育成し、地域の防災力（共助）の強化を図る。
- (3) 「減災」の考え方を基本に、地震による被害を軽減するための地震防災対策に取り組んでいく。
- (4) 地震発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくり。
- (5) 地震災害に関する知識の普及や教育の推進により防災意識の高揚を図る。
- (6) 住宅、公共施設、設備等の耐震化を図る。
- (7) 災害に強いライフラインの整備を図る。
- (8) 総合的かつ計画的に地震災害対策を実施し、万全を期する。

第2節 防災知識の普及計画

～ 自主防災意識の高揚を図るために ～

1 計画の基本的考え方

市や県など防災関係機関等は、災害時の応急対策の主体となる職員を中心に防災教育を、また市民に対しては自主防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発を図るものである。

2 防災関係機関職員に対する防災教育

(1) 方針

防災関係機関職員に対して、災害時の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるために、防災教育の普及徹底を図る。

(2) 防災教育

市は、職員に対し、防災関係法令、条例、市地域防災計画、震災時の所管防災業務における個人の具体的な役割や行動について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を積極的に参加させ、防災知識の習得に努めさせる。

(3) 防災関係機関

それぞれに定める防災に関する計画に基づき防災教育を実施する。また、県や市が実施する防災訓練や研修会に積極的に参加する。

3 市民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、市民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、市は、防災訓練や啓発活動等を通して市民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法*の活用）

* ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

(イ) 自動車へのこまめな満タン給油

- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 緊急地震速報発表時の行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 自らの身を守る安全確保行動

(エ) 自動車運転時の行動

(オ) 地震発生時に危険になる場所等を踏まえた行動

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路

(キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(ク) 応急救護の方法

(ケ) 通信系の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(シ) 指定避難所等において被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(ス) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 啓発の方法

市は県とともに、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、市民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに市消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 市民の責務

市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市は県とともに、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(カ) 本市の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

- (‡) 地域住民との協力体制の構築
- (ク) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- イ 地震の発生後の行動等についての啓発事項
 - (ア) 緊急地震速報発表時の行動
 - (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
 - (エ) 自動車運転時の行動
 - (オ) 地震発生時に危険になる場所等を踏まえた行動
 - (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
 - (キ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ク) 応急救護の方法
 - (ケ) 通信系の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (コ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (サ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (シ) 指定避難所等において被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (2) 啓発の方法

市は県とともに、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に對処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

- (1) 児童・生徒等に対する防災教育

市教育委員会は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童・生徒等の成長段階に応じて、地震発生時に起きたる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動が取れるように以下の事項に留意して各学校に指導する。

 - ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって、指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
 - イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
 - ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童・生徒が自身の安全を守るために力を育成すること。
- (2) 教職員に対する防災教育
 - ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
 - イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災対策上、特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に對処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険が及ぶ可能性がある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るために、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示するなど災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第3節 地域防災力強化計画

～ 共助：自分たちのまちは、自分たちで守る ～

1 計画の基本的な考え方

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 地域住民による自主防災組織

(1) 育成の主体

市は、災害対策基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

(2) 育成の考え方

市は育成に当たり、各地区まちづくり協議会と連携し、それぞれの防災部会で協議した育成活動により、既設の防災組織の育成強化を図る。また、地域においては防災訓練の開催時には積極的に参加し、活動の実効性を確保するものである。

また、災害時には、自主防災組織の代表などリーダーの判断と役割が重要であり、県が行う研修会等への参加を促進し組織の充実を図る。

(3) 育成の方針

本市においては、自主防災会がすべての町内に組織されているが、特に災害危険度の高い、次のような地域の優先度を高めて推進を図る。

ア 人口の密集地域

イ 高齢者等、要配慮者の比率が高い地域

ウ 孤立するおそれのある集落

エ 土砂災害危険箇所、雪崩発生危険箇所の近隣地域

オ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等が困難な地域

カ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

キ 過去に災害が発生し被害を受けた地域

(4) 育成強化対策

ア 市は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する市民の意識の高揚を図る。

育成指導に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 編成の基準（自主防災組織の機能発揮のために、あらかじめ班の編成を行う。）

自主防災会本部、消火班、救出誘導班、救急救護班、給食給水班等

(イ) 編成に当たっての留意点

a 女性の参加を呼びかける。

b 昼夜間の活動に支障がないようにする。

c 水防活動やかけ地の巡視など、地域の実情に応じて対応する。

d 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

e 地域的な偏りの防止と消防団・職員OB等を活用する。

イ 自主防災組織の活動計画を定める。

- (ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関する事項（役割の明確化）。
- (イ) 防災知識の普及に関する事項（普及事項、方法等）。
- (ウ) 防災訓練に関する事項（訓練の種別、実施計画等）。
- (エ) 情報の収集伝達に関する事項（収集伝達方法等）。
- (オ) 出火防止及び初期消火に関する事項（消火方法、体制等）。
- (カ) 救出及び救護に関する事項（活動内容、消防機関等への連絡）。
- (キ) 避難誘導及び避難生活に関する事項（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）。
- (ク) 給食及び給水に関する事項（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- (ケ) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事項（調達計画、保管場所、管理方法等）。

ウ 市は、組織強化のために、自主防災リーダーの育成に努める。

　　自主防災リーダーの育成に当たって、次の点に留意する。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職を代行しうる者）も同時に育成する。
- (ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること。

エ 自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

オ 市は、自主防災組織で必要な資機材については、消防団と連携し積極的に整備していく。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

カ 市は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 危険箇所の把握
- (ウ) 消防水利（防火水槽、消火栓、流水等）の確認
- (エ) 防災資機材等の整備
- (オ) 避難場所、医療救護施設の確認
- (カ) 各種訓練への参加
- (キ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 初期消火活動
- (イ) 安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 避難誘導
- (オ) 要配慮者の避難活動への支援
- (カ) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
- (キ) 給食、給水活動及びその協力
- (ク) 救助物資等の配布及びその協力
- (ケ) その他関連する事項

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、女性（婦人）消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ア 女性（婦人）消防クラブとの一体的な活動体制づくり
- イ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 自発的な防災活動の推進

自主防災組織及び市内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

- イ 地区防災計画の設定

市は市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、自主防災組織及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

資料編：自主防災会一覧表

女性（婦人）消防クラブ組織団体一覧

3 企業（事業所）等における防災の促進

市は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力の向上の促進を図る。

(1) 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成

- ア 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- (ア) 高層建築物、旅館及び学校等、多数の者が出入りし、又は居住する施設
- (イ) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- (ウ) 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

- イ 育成強化対策

- (ア) 消防法に基づく指導

市は、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。特に、小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。（消防法第8条）

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(1) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市は、消防法第8条の2の5の規定により自衛消防組織の設置が義務付けられている施設以外の施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努め、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努めるとともに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織等の活動内容

自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

防災要員の配備、消防用設備等の維持及び管理、家具・什器等の落下・転倒防止措置、各種防災訓練の実施等

(イ) 災害発生時の活動

出火防止及び初期消火活動の実施、避難誘導活動の実施、救援、救助活動の実施等

(2) 企業（事業所）等における事業継続計画の策定促進

企業（事業所）等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業（事業所）において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者の災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

市は県とともに、企業（事業所）における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう、普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業（事業所）を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業（事業所）等における帰宅困難者対策の促進

市は県とともに、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業（事業所）等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業（事業所）等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

～ あらゆるボランティアを円滑に受け入れるために ～

1 計画の基本的な考え方

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、市が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

資料編：山形県災害ボランティア活動支援指針

2 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動を行う者をいう。

(2) 活動分野

- ア 避難場所管理運営補助
- イ 救援物資の仕分け、運搬、配布
- ウ 被災者への炊き出し、給水
- エ 家財の搬出、家屋の片付け、がれきの撤去
- オ 安否情報や生活情報の収集・伝達等の広報、情報収集業務の補助
- カ 清掃の補助
- キ 被災者の話を聴く傾聴活動
- ク その他関連する災害活動

(3) 受入体制の整備

市は県とともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ア 災害ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- イ 災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- ウ 災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- エ 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- オ 地域における防災意識の普及啓発
- カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

3 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体等から派遣される専門知識、技術等を必要とする自発的な活動を行う者（団体を含む。）をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
福祉・介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取り扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

市は県とともに、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・ボランティア等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。
- オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受け入れや調整を行う体制の整備を図る。

4 活動環境の整備

市は県とともに、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5節 防災訓練計画

～ 的確な計画で、円滑な訓練をめざす ～

1 計画の基本的考え方

災害発生時の活動を的確かつ円滑に実施するために、県、市、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 総合防災訓練

市は、災害時における関係機関、市民との相互協力体制を確立するとともに、市民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化を図ることを目的として、以下の内容で防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施に当たっては、以下の点に留意して実施する者とする。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県、防災関係機関及び災害時協定締結団体との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めるこ。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するよう努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) ペット同行避難者の受け入れを想定した訓練実施に努めること。
- (9) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を合わせて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (10) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (11) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (12) 新型コロナウィルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

(13) 訓練項目

防災気象情報伝達訓練	自主防災組織による初期対応訓練
非常招集訓練	避難誘導訓練
災害情報収集訓練	救出訓練
通信手段確保訓練	救急救護訓練
非常通信訓練	緊急道路確保訓練
市災害対策本部設置訓練	市災害対策本部運営訓練
消防訓練	災害対処訓練
給食給水訓練	防災ボランティア受入れ訓練
救援物資輸送訓練	水防訓練

3 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等、学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテル、大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市及び消防等の防災機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

5 その他の訓練

災害応援対策の万全を期するため、各防災関係機関は、単独又は共同して、消防訓練、通信訓練を実施し、職員の防災意識の高揚と技術の向上を図るものとする。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市及び防災関係機関は、訓練を行うに当たって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 市及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようする。

第6節 避難体制整備計画

～ すみやかな避難と避難所の充実を図る ～

1 計画の基本的考え方

地震による災害は、火災、土砂崩れ、河川の氾濫、雪崩など、複合した二次災害が発生し、大規模かつ広域的な被害をもたらすおそれがあるため、市民が安全な場所に速やかに避難できる体制の整備を行うものである。

2 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により市民が生活の本拠を失った場合、又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、次のとおり指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下「指定避難所等」という。）をあらかじめ指定し、市地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた市民が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、災害対策基本法施行令第20条の3の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、災害対策基本法施行令第20条の6の基準を満たし、かつ市地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

市は、指定避難所等を指定するに当たり、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、どの地区の市民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。やむを得ず土砂災害警戒区域等の危険区域となる場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、特に避難所については救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用ヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

- ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、観光客の多い地域では、これらの観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》 阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2m²/人程度、

避難所で4～5m²/人程度が目安とされている。

村山市においては、避難場所で2m²/人、避難所で4m²/人としている。

- オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保すること。
- ケ 指定避難所については、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- サ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- ス 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。
- セ 地区別に指定する指定避難所等のほかに、複合的避難所として北村山視聴覚教育センターを、市役所来庁者等の一時避難施設及び村山警察署と連携した市内外の人への被災情報等の提供施設として活用する。

(3) 避難路の設定及び安全確保

市は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

ウ 特に、冬季の積雪期については、道路状態が変化するので、避難路を確保するため、除雪に万全を期すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

市は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たつての注意事項等の周知徹底を図る。

- ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置
- イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布
- ウ ホームページやアプリケーション等の多様なメディアへの掲載
- エ 防災訓練等の実施
- オ 各地区まちづくり協議会での周知徹底

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- カ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- キ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- ク 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- ケ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、マニュアルの作成、訓練を通じて、避難所の管理運営のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 指定避難所等の位置等

資料編：指定避難所一覧（小・中学校）

災害時避難所一覧

(6) 指定避難所以外の避難施設の確保

大規模災害による多数の避難生活者の発生に備え、市所管施設以外の公共施設および民間施設の管理者と協議を行い、指定避難所以外の避難施設の確保に努める。

(7) 避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

(8) 公共用地の活用

市は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

3 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市は、災害時に適切な避難指示等を発令できるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、避難指示等の発令基準等について市地域防災計画に記載する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内の体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。また、国及び県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

4 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市は、避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 避難所等及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳（ふくそう：通信が同時に集中してしまい通信困難に陥る状況のこと。）時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーテーション等新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、バリアフリー化等の環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設環境整備
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国が所有する施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

5 避難誘導体制の整備

市は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

6 防災上の特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項に留意して、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等（市指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその他指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受け入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、以下の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、以下の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

7 避難所の運営

避難所の運営に当たってはあらかじめ責任者を定め、運営マニュアルを定める。

（第2章第4節「避難所運営計画」参照）

8 福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定する。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）

(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、

個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

第7節 救助・救急体制整備計画

～ 的確な救助と確実な救急処置をめざす ～

1 計画の基本的考え方

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する災害現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するために、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備を行う。

2 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を速やかに市又は消防機関、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難指示等を速やかに市民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時から消火活動や損壊した建物による生埋め者の救助活動について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

3 市と消防本部の対策

(1) 市民に対する防災意識の啓発

ア 防災訓練等での救助訓練や、普通救命講習などの普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図る。

イ 要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立する。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

ア 同時多発する建物倒壊や火災等に備え、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう、市建設業協会と協定を締結するなど体制を整備する。

イ 市内小学校の児童に対し、応急手当の必要性、命の大切さを教え、救命率の向上を目指し、「子ども救命士」の育成を図る。

(3) 消防組織の救助・救急体制の整備

ア 常備消防組織

市は、救助隊員・救急隊員の専任率の向上を図るとともに、高度な応急手当措置を行うことができる救急救命士の育成及び、消防防災情報通信施設・救助工作車など救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市は、消防団員の加入促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより、消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の整備

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において、最も重要な情報項目であることから、市及び消防組織は自らの活動により迅速に状況を把握するとともに、市民や自主防災組織、村山警察署や県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶えた場合に備え、県と一般社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づくアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、市内の各タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について、協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、村山警察署や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するために、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

ア 同時多発災害に本市の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づき、県、他市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続きをあらかじめ定めて確認しておく。

イ これら関係機関の応援の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第8節 火災予防計画

～ 確実な予防で、二次災害の未然防止をめざす ～

1 計画の基本的考え方

地震による二次災害としての火災発生を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、市や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

2 出火防止のための対策

(1) 一般対策

- ア 市及び消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- イ 市及び消防本部は、火災の発生を防止するため、全地域における対震自動消火装置付暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。
- ウ 消防本部は、飲食店など不特定多数が利用する防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物については、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

- ア 市及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

 - a 使用中の調理器具、暖房器具等（対震自動消火装置付暖房器具の設置）の火を消す、又は電源を切る。
 - b ガスにあっては、元栓を締める。
 - c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

 - a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
 - b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器、マイコンメーター等の設置及び維持管理
 - c 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市及び消防本部は、消防法第8条の規定に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 防火対象物点検報告制度等の実施指導

消防本部は、特定の防火対象物（飲食店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの又は小規模雑居ビル等のうち避難が困難なものについては、防火対象物点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市及び消防本部は、病院、社会福祉施設等の要配慮者が利用する防火対象物にスプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 市及び消防本部は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

4 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防署に通報する体制を確立する。
- イ 自主防災組織は、消防団と連携を図りながら、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、地域での防災訓練等を通じて、これらの消防施設及び資機材等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

- ア 消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。
- イ 上記以外の事業所及び市民には、自主的な消火訓練等を行うよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

5 消防施設等の整備

(1) 市による整備

市は、市消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

市は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

6 林野火災予防対策

市は、地震の際に林野への火災拡大の予防を図るため、関係機関と相互に連携し、次の対策を講じる。

(1) 林業関係者への防火意識の啓蒙普及

(2) 保安林、消防用資機材の整備

(3) 特に、春先など林野火災の警戒期における管理体制の整備

7 漏電による火災予防対策

市は、地震の際、漏電による火災発生を予防するために、関係機関と相互に連携し、次の対策を講じる。

(1) 配電設備については、工事の検査を適切に行い、施工を完全にする。

(2) 保守点検に当たっては、巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

(3) 自家用電気設備については、(一財)東北電気保安協会の協力を得て、新增設調査、定期調査により、不良箇所の改修を通知するとともに工事業者への技術向上を図る。

(4) 一般市民に対しては、保安協会と協力して電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発に努める。

第9節 医療救護体制整備計画

～ 適切な医療の提供と救助体制の円滑化をめざして ～

1 計画の基本的考え方

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、市、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（下表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被 灾 地 内	被 灾 地 外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。 被災地へ医療救護班及びDMA Tを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にD P A Tを派遣する。
① 市が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） ③ 災害拠点病院 ④ DMA T*1 指定病院 ⑤ D P A T*2 指定病院 ⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療機関	① DMA T指定病院 ② D P A T指定病院 ③ 災害拠点病院 ④ 災害拠点精神科病院 ⑤ 救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、市が設置し、トリアージ*3 及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、D P A T活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMA T指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) D P A T 指定病院

D P A T 指定病院は、県の要請により、D P A T を被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたD P A T は、県の要請等により県内外から派遣されたD P A T とともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

*1 DMA T：災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム
(Disaster Medical Assistance Team の略)

*2 D P A T：精神保健医療の専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム
(Disaster Psychiatric Assistance Team の略)

*3 トリアージ：医療資源（医療スタッフや医薬品等）が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること。

3 医療救護所の整備

(1) 方針

市及び医療機関、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図っていく。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市は、村山市保健センターを含め災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ選定する。市地域防災計画に掲載し、市民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

設置予定場所選定に当たり、つぎの事項に留意する。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保出来る建物。

ウ 設置数

中学校の学区程度に1ヶ所程度を目安とする。

(3) I Tを活用した災害時の情報収集体制の整備

市は、県、医療施設、医療関係団体等とともに、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療救護所には、衛星電話、防災行政無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

4 医療救護活動体制の整備

(1) 各医療機関における防災マニュアルの整備

医療機関はその実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員収集、緊急診療場所、患者収容場所の確保等について、防災マニュアル等を整備し、訓練による災害時の活動体制を確立する。

(2) 災害時医療救護マニュアルの整備

市は、県、医療機関及び関係団体等とともに、災害時の医療救護体制を円滑にするための具体的な行動指針となるマニュアルを整備する。

5 被災情報等の収集・提供体制の整備

市は、県及び医療関係機関・団体と協力し、また、災害に強いＩＴ等を活用するなどして、市内における医療機関等の被災状況及び医療提供状況等の情報を速やかに収集し、市民に対して的確に提供する体制を整備することにより、傷病者への適切な対応及び受療機会の確保を図る。

6 医療資機材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の調達・確保等

市が設置した医療救護所において医薬品等が不足する場合には、県が作成した「災害時医薬品供給等活動要領」に基づき、必要となる医薬品及び医療資器材の供給を保健所もしくは県健康福祉部健康福祉企画課に対し要請する。また、市は、事前に必要とする薬品の品目・数量の把握に努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

市は、医薬品・医療資器材等が、傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、搬送体制の確立に努める。

資料編：村山市内医療機関・近隣総合病院

村山市薬局等一覧

第10節 地震防災施設等整備計画

～ 学校の耐震化等、計画的な整備の充実 ～

1 計画の基本的考え方

市が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消防活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

市の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市は、国、県の補助事業等を活用する等により、市民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 市における防災資機材の整備

市は、災害発生時の応急活動に必要となる次の資機材の整備に努める。

(ア) コミュニティ防災拠点へ配備する資機材

(イ) 消防本部等が使用する救助用資機材

(ウ) 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

市は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には市民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

資料編：村山市緊急輸送道路ネットワーク（市道路線表）

村山市緊急輸送道路ネットワーク図

村山市コミュニティ防災センター管理運営規則

3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度

(2) 対象事業

山形県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの（市の事業を含む。）。

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設
- キ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- サ 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- シ 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、ため池
- ス 地域防災拠点施設
- セ 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- ソ 井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- タ 非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- チ 救護施設等、地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ツ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

(3) 計画事業費等

別に示す。

第11節 防災用通信施設災害予防計画

～ 非常通信網の充実と、県との連携 ～

1 計画の基本的考え方

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策を実施する。

2 防災用通信施設の整備状況

(1) 村山市防災行政無線

市防災行政無線は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公共機関等との間で、情報の収集、伝達を行うことを目的として設置され、現在の市防災行政無線は以下の2つの構成からなる。

ア 同報系無線

市民に対する災害情報の周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器及び戸別受信機による設備である。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、市庁舎と災害現場等の間又は災害現場等相互の間の通信を行う設備で、車載型、半固定型及び携帯型がある。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、救急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するために情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関82機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星回線により、消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるため、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

3 通信設備の災害予防措置

(1) 県及び市は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 国、県及び市等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチ化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び市等を通じた一体的な整備を図る。

工 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

国、県及び市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために、必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について、電気通信事業者等とあらかじめ協議しておく。

5 各地区の管理者（地区代表）の会議

村山市防災行政無線の屋外受信拡声器（市内59箇所）を地区の地区代表が管理しており、定期的に会議を開催し管理の徹底を図る。

- (1) 放送不良の連絡
- (2) 放送ボックスカギと脚立の保管
- (3) 緊急時の地区内の放送
- (4) その他管理全般（外観点検）

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

市は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) I P電話

I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

国、県及び市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第12節 地盤（土砂）災害等予防計画

～ 危険区域の調査把握と予防体制の強化を図る ～

1 計画の基本的考え方

地震により発生する地すべり、がけ崩れ、液状化等の地盤災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、これらの危険箇所の現状を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行うとともに、危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

2 土砂災害警戒区域等の調査、周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第4条の規定に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

ア 県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」また、建築物に損壊が生じ県民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

イ 市は、県から提供された情報を元にハザードマップを作成し、警戒区域内の住民へ配布や一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

ウ 市は、これらの土砂災害警戒区域等を市地域防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

資料編：村山市土砂災害警戒区域一覧

村山市土砂災害ハザードマップ全体図

3 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市町村に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市は、これらの「山地災害危険地区」を市地域防災計画に明記するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

資料編：村山市山地災害危険地区等一覧

村山市山地災害危険地区等位置図

4 土砂災害予防対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域等の法指定

市は、土砂災害のおそれがある箇所等の情報を県に提供し、必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を要請する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域

(2) 災害防止対策事業の推進

市、国及び県は、法指定を受けた危険箇所について、次の災害防止対策工事を積極的に推進する。

ア 砂防事業

国が砂防指定地に指定し、国及び県は優先順位の高い箇所から砂防工事を行う。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

県は市と協議の上、危険地区に住民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

ウ 地すべり対策事業

県は市と協議の上、危険地区に住民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

エ 治山事業

県は危険度の高いところから優先的に治山事業を実施していく。

(3) 要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者関係施設について、人命・財産を保護するため、土砂災害防止事業を推進する。

市は、県や関係機関と協力し土砂災害に関する情報等を施設管理者に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

市は、要配慮者関連施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期実施を要請する。

(4) 砂防施設等の維持管理

市は、防災施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努める。また、老朽化等によりその機能の低下をきたしている箇所については、補修補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図ることを要請する。

(5) 警戒避難体制の確立

市は、危険箇所を巡視、点検するのに加え、付近住民に対し、異常な状況の早期発見に留意するよう周知・啓発する。また、土砂災害防止法第7条の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を促進し、指定緊急避難場所・指定避難所・避難経路、避難方法などを記載したハザードマップを作成し、警戒区域内の住民へ配布する等し、土砂災害危険区域に対する警戒避難体制の整備を図る。

(6) 緊急連絡体制の確立

市は、県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立する。

(7) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5 地盤沈下の予防対策の推進

市は、県と連携して、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

6 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

市は、県と連携して、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

市は県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

7 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

市は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

資料編：村山市かけ地近隣等危険住宅移転促進事業費補助金交付規則

8 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、県と連携し、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第13節 孤立集落予防計画

～ 孤立集落を災害から守ろう ～

1 計画の基本的考え方

中山間地域等、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 市内において孤立するおそれのある集落の把握

市は県とともに地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落（以下「孤立可能性のある集落」）について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

令和3年4月1日現在

地区名	集落名	戸数	人口	孤立する要因
大倉	中沢	50	125	活断層・山腹崩壊
	新山	27	80	活断層
袖崎	五十沢	7	9	山腹崩壊
大高根	下小屋	10	28	活断層・山腹崩壊・がけ崩れ
	大石赤岩	25	90	活断層・山腹崩壊・がけ崩れ
	大鳥居	15	56	活断層・山腹崩壊・がけ崩れ

3 計画の内容

（1）基礎的な情報の把握・共有

県は市の協力のもと、孤立するおそれのある集落における各種情報（通信手段、避難所、備蓄状況など）をデータベース化し、防災関係機関と情報共有化を図る。

（2）連絡手段の確保

市は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線（NTT回線）も不通となった際、市、消防本部及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、市防災行政無線の更新、衛星携帯電話等の通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

なお、集落ごとの連絡手段の現況は下表のとおり。

令和3年4月1日現在

集落名	整備集落の状況
中沢	防災行政無線、発電機 整備済
新山	防災行政無線、発電機 整備済
五十沢	防災行政無線、衛星携帯電話、発電機 整備済 ※ 卫星携帯電話は五十沢集落センターに配備
下小屋	防災行政無線、発電機 整備済
大石赤岩	防災行政無線、衛星携帯電話、発電機 整備済 ※ 卫星携帯電話は、やまばとに配備し、下小屋、大鳥居と共に利用する。
大鳥居	防災行政無線、発電機 整備済

(3) 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、すべての道路に対して完全な災害予防対策を講ずることは不可能な現状にある。したがって、主要道路を優先に対策推進、複線化等の推進を図る。

ア 県が実施する計画

県は、代替道路のない路線を優先して、道路防災、土砂災害危険箇所対策事業を実施し、安全度の向上など、アクセス道路の災害予防対策を推進する。また、迂回道路として林道、農道整備を推進する。

イ 市が実施する計画

市は市道、生活道路等の安全対策など災害予防対策を推進する。

ウ 集落住民が実施する計画

集落住民は、道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖の影響を与えないよう配慮する。

(4) 要配慮者の実態把握

孤立集落が発生した場合には、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある集落住民を平素から把握し、孤立発生時に備える。

ア 県が実施する計画

県は、市に対し平素から要配慮者の実態把握に努めるよう指導する。

イ 市が実施する計画

市は、行政活動を通じ、又は民生委員・児童委員と連携し、高齢者世帯、寝たきりの病人、障がい者等の集落における要配慮者の実態を把握する。

ウ 集落住民が実施する計画

集落内の要配慮者を平素から把握するよう努める。

(5) 自主防災組織の育成

大規模災害により同時多発的に救急・救助事案が発生し、かつ、集落が孤立した場合には、防災関係機関が直ちに現場へ到着することが困難となり、到着まで相当な時間が必要になると予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、孤立集落の住民による可能な範囲での自主防災活動が重要である。

ア 県が実施する計画

県は、市に対し自主防災組織の組織率の向上と活性化を図るよう指導する。また、集落住民に対しても啓発活動を実施する。

イ 市が実施する計画

市は、孤立するおそれのある全集落について、自主防災組織の災害発生時の地域における活動要領について指導し、活動資機材の整備充実を図る。

ウ 集落住民が実施する計画

集落住民は、自主防災組織の活動に対し理解を深め、避難訓練等には積極的に参加する。

(6) 避難所の確保

市は、土砂災害危険箇所警戒区域などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(7) 防災資機材の整備

市は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などを確保に努める。

(8) ヘリ離着陸可能な場所の確保

市は県と連携し、負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、こうした緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

(9) 食料品等生活必需品の備蓄

備蓄計画については、第20節「食料・生活需要品等の確保計画」によるが、家屋に被害を受けた市民の救助活動を優先するため、道路の寸断等により孤立した集落においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各個人が配慮する必要がある。

ア 市が実施する計画

市は、食料品等の備蓄に努め、分散配置に配慮する。

イ 集落住民が実施する計画

集落住民は、災害時に備え、平素から食料品等の備蓄を行う。また、旅行者等の滞在者の生活が確保できるよう規模に応じた備蓄を行う。

第14節 都市防災計画

～ 災害に強いまちづくり ～

1 計画の基本的考え方

市が実施する都市計画事業等については、市街地を火災や大地震などの災害から守るために、その実施に当たっては十分な配慮を行う。

2 都市計画地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法第8条の規定に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

現在市において地域の指定はないが、今後の課題として既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物の建設を推進し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 地震発生時の災害拡大要因の除去

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途鈍化を誘導し、地震発生時における火災の発生と拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

『村山市都市計画マスタープラン』を主軸とした各種地区計画の決定による道路用地、公園用地の確保、建築物の用途鈍化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

3 防災空間の整備による安全性の確保

市は、県とともに、都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難場所となるとともに救援活動の場所となる。また、大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

(3) 市街地開発の推進

防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止するとともに都市機能や防災性の向上等良好な市街地の形成を図るために民間活用も含めて、土地区画整理事業の促進を図る。

(4) 宅地開発

都市の計画的な発展と良好な市街地の整備を図るために、宅地開発に対し、防災性と安全性に関する指導の強化に努める。

第15節 建築物災害予防計画

～ 住宅・建築物耐震化促進に向けて ～

1 計画の基本的考え方

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、市が実施する災害予防対策について定める。

2 建築物の耐震性の確保

(1) 方針

市は、大規模な災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下、「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア 市災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎、市農村環境改善センター、北村山視聴覚教育センター、飯葉プラザ、楯岡地域市民センター、村山市民会館、村山市民体育館）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設（保健センター、救護所設置予定箇所等）

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防署、各地域市民センター等）

エ 避難施設（学校、村山市民体育館、飯葉プラザ、村山市民会館、各地域市民センター、自治公民館等）

オ 社会福祉施設等（保育園、認定こども園、幼稚園、特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成19年1月策定。以下「県促進計画」という。）に基づき、市建築物耐震改修促進計画（平成20年6月策定、平成28年4月及び令和3年4月改訂。以下「市促進計画」という。）を策定し、建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建物を中心に、市内全域において耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努める。老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。また、一般住宅についても耐震診断を実施し、所有者への耐震化促進のための指導と助言を行う。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

(ア) 配管設備類の耐震性の強化

(イ) 非常用電源の基本能力の確保

(ウ) 飲料水の基本水量の確保

(エ) 消防防災用設備等の充実

(オ) 情報通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図書等を整理保管する。また、法令点検等の台帳や防災関係図、維持管理の手引き等を整備し、日常点検を怠らないこととする。

3 公共施設等の耐震化の推進

(1) 方針

市は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、それぞれが主体的に取り組むための基本方針を策定し、計画的な耐震化を促進する。

(2) 小中学校の耐震化の推進

小中学校については、多くの児童・生徒が日常的に生活する場であり、災害発生時には避難所となるため、耐震診断を優先順位に基づき計画的に実施する。また、その耐震診断を踏まえて耐震工事を行うなど、耐震性の確保を図るものとする。

(3) 防災拠点施設の耐震化

市は、市災害対策本部を設置する施設等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(4) 広く市民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、スポーツ施設等の広く市民が利用する施設、危険物等を貯蔵、又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(5) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

4 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、旅館、駅、スーパー・マーケットなど、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は施設の耐震化に努める一方、消防本部及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集
伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

(2) 住宅・建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 市は、県と連携し、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。) 第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。) を主な対象として、市内の耐震診断士と連携し、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) 耐震改修促進法第16条に規定する特定既存耐震不適格建築物についても、市促進計画、県促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震や必要な改修を促進する。

(ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。

(エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

市は、県と連携し、建築物所有者に「耐震改修促進法」の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

(ア) 市民、特に木造住宅所有者に対し、自ら簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等についての知識の普及啓発を図る。

(イ) 市民、特に木造住宅所有者からの耐震診断・改修の相談に応じる相談窓口を開設する。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

市は、県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するために、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀の所有者等を主な対象として、安全確保について指導啓発する。

(4) 窓ガラス、看板等の落下防止

市は、県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地や避難路に面した建築物の管理者を主な対象として安全確保について指導啓発する。

(5) 家具類の転倒・落下防止

市は、県と連携して、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止のための器具による固定等の措置について市民に周知し、安全確保について指導啓発する。

5 建築物の火災耐力の向上促進

(1) 方針

地震が発生し二次災害として最も懸念されるのが火災の発生・延焼による火災の拡大であるが、建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は県と連携し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(2) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の者が集まる建築物の安全確保と施設の改善指導を行う。

(3) 防火基準適合表示制度による指導

「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画と階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

6 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

このため、災害による被害が予測される空き家等については、市が平常時より状況の確認に努める。

また、市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第16節 危険物等施設災害予防計画

～ 自主保安対策を強化し、被害の軽減を目指す ～

1 計画の基本的考え方

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 危険物施設等の災害予防対策

危険物施設等における火災、爆発、流出による事故は、二次災害として人命や周辺地域に与える危険性が大きいため、当該施設に立入検査を行い、徹底した安全管理と法令の遵守を指導する。

また、次により災害防止の万全を図るものとする。

- (1) 製造所、貯蔵所、取扱所の位置及び構造の把握
- (2) 危険物施設等の維持管理の適正化
- (3) 危険物施設の定期点検の指導強化
- (4) 危険物取扱者その他関係者の保安管理の指導教育
- (5) 自主防災組織の確立と防災訓練の推進

4 ガス等の災害予防対策

一般社団法人山形県LPGガス協会と連携を図りながら、LPGガスその他可燃性ガス施設の設置の実態を把握のうえ、当該施設の立入検査を行い、保安責任者及びその他関係者に対して、取扱い等における安全確保、施設の保守点検を指導し、さらに自主保安体制の確立に努める。

5 火薬類の災害予防対策

火薬類における火災、爆発を未然に防止するために、火薬類取扱施設等の実態を把握し、必要に応じて施設の立入検査を行い、保安責任者及び他の関係者に対して、火薬類の貯蔵、販売等の取扱いにおける安全確保、施設の保守点検や自主防災体制の確立等の指導を行うものとする。

6 毒物及び劇物の災害予防対策

- (1) 毒物、劇物関係の防災上必要な事項については届出を提出させ、これに基づき施設の実態を把握し、災害予防を推進する。
- (2) 当該施設に立入検査を行い、毒物、劇物の適正な貯蔵の取扱いを行わせる。また、防火管理者及び従事者等による自主保安体制の確立を推進する。
- (3) 毒物及び劇物保管施設管理者に対して、村山市消防計画に基づく防災計画等の指導を行う。
- (4) 警察官等関係者に対して、毒物、劇物の保管箇所の周知徹底を図り、避難誘導、広報活動の措置について万全を期する。

第17節 ライフライン施設の災害予防計画

～ ライフライン施設の迅速適切な応急処置 ～

第1款 上水道施設災害予防計画

1 計画の基本的考え方

大規模な地震が発生することを想定し、水道の漏水・断水等を最小限にとどめるために、市及び水道事業者は災害予防対策に努める。

2 防災体制の整備

市及び水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行い、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの作成

市及び水道事業者は応急復旧・応急給水マニュアルと手順書を策定し、迅速かつ適切な応急対応ができるよう体制整備を行う。

(3) 職員に対する研修と教育

ア 研修・講習会を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を使用する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟練した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるように、総合的な防災訓練、情報伝達訓練、施設の点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面・災害予防情報の整備

他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるようにするために、基本的な水道システム図、施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

市及び水道事業者は、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう村山警察署と事前調整を図るなど、災害発生における関係機関や各水道事業者等と連携体制を整備する。

市及び水道事業者は、災害時相互応援協定により応援体制を整備する。

(6) 緊急時の連絡体制

市及び水道事業者は、市災害対策本部の通信網の整備と合わせて災害情報連絡網の整備を図り、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制、応援要請様式等を作成し、緊急時の連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

市及び水道事業者は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

3 防災広報活動の推進

(1) 方針

市及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により市民、自治会などに対し、防災体制の確立、飲料水の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 市民に対する広報・啓発活動

市民に対し、市報を通じて防災体制の確立、飲料水の確保と衛生対策等の留意点について広報し、防災意識の啓発に努める。

(3) 自主防災組織への研修

自主防災組織に対する応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時ににおける各地区の支援体制の確立に努める。

(4) 医療施設等への周知

被災時においても断水できない医療施設、福祉施設などの重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）と受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

4 上水道施設の被害想定

(1) 方針

市及び水道事業者は、構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(2) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(3) 水道システムの被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別に実施する。

ア 管路の被害想定

イ 構造物及び設備の被害想定

ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

エ 断水期間

(4) 耐震化の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な耐震化の目標をたて、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

ア 水道施設ごとの応急復旧期間

イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

ウ 医療施設、指定避難所等の重要拠点への給水の確保

5 上水道施設の災害予防措置

(1) 方針

市及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(2) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進し安全性の強化を図る。

- ア 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- イ 老朽管路の計画的な更新、基幹管路並びに医療機関及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備
- ウ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加と耐震整備、緊急遮断弁の設置
- エ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備
- オ 指定避難所等及び給水拠点を中心に耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- カ 净水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策の推進
- キ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

(3) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、

復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
- イ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- ウ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- エ 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
- イ 塩素ガス漏出時の中和施設の整備、中和剤の常備
- ウ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- エ 水道用薬品の適正な量の備蓄

6 災害対策用資機材の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付給水車を含む。）、給水タンク、応急給水栓、淨水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備を図る。

(2) 応急復旧用資機材の整備

市及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

7 生活用水水源の確保

市及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第2款 下水道施設災害予防計画

1 計画の基本的考え方

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧するための災害予防策を行う。

2 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など、市民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の整備

災害発生時に下水道施設の復旧作業に直ちに着手できるように、下水道工事業者との連携を図り、「協定」を結び体制を整備する。

(2) 応急対策マニュアルの作成

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した「参集マニュアル」を策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割や調査方法及び応急措置等を定めた緊急時の点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

県等が主催する研修会及び講習会等に職員を積極的に参加させ、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。

また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発時の対応に万全を期すため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) 関係機関等との連携、協力体制の確立

下水道施設の被災状況調査や復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設にかかる作業と連携して実施できるよう調整し、関係機関の被害状況を迅速に把握できるよう体制作りを行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（B C P）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、P D C A サイクルにより隨時見直しに努める。

3 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から市民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

4 耐震性の確保等、安全の確保

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1 地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2 地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断と補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じた補強対策を講ずる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震による被害が発生した時は、下水道の機能を保持できるよう、下水道施設の耐震性や安全性について計画・設計時に十分考慮するものとする。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わるとには、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。したがってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる必要がある。

(2) 安全確保対策

ア 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書、管理図書などは大変重要であり、非常時のときに保管場所やバックアップを設けるなど、安全面にも考慮する。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいては、地震発生時に被災する可能性が高い、漏水や湧水など、何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修や施設の改修などの記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

電力の供給が止まっている場合、被災状況及び復旧する優先順序に応じて、ポンプの作動に必要な電力の復旧を東北電力ネットワーク株式会社に対し要請する。また、停電時のマンホールポンプ等の応急的な電力供給のための発電機等の設備については、応援協定を締結している村山市建設業協会及び村山市管工事業協同組合に要請し確保に努める。

5 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置や応急復旧を的確かつ迅速にするため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、応援協定を締結している村山市建設業協会及び村山市管工事業協同組合に要請し確保に努める。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1 計画の基本的考え方

電力、電話、ガス供給等の施設の災害被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるよう災害予防対策を行う。

2 防災対策の整備

(1) 連絡体制の整備

ア 市は、災害の発生が予想され又は災害が発生した場合は、電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社）、電気通信事業者（東日本電信電話株式会社）及びガス事業者（以下「ライフライン事業者」という。）並びに県、村山警察署及び防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう連絡体制を整備する。

イ 被災状況調査、復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施する必要があるので、関係機関の被害情報を迅速に把握できる体制を整備する。

ウ 消防団、市民からの情報を利用できる体制を整備する。

(2) 災害予防対策

ライフライン事業者は、施設の耐震性向上を基本に、施設の重要度を考慮し、合理的かつ効果的な災害予防対策を講じるものとする。

なお、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者である東日本電信電話株式会社山形支店は、次の災害予防対策を実施し、災害時の連絡窓口の明確化等、情報連絡体制の整備に努める。

(3) 災害対策用資機材の整備

ライフライン事業者は、平常時から応急措置及び早期復旧に必要な資機材の確保に努める。

«参考» 【東日本電信電話株式会社山形支店の災害予防対策】

1 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替え制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時の組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、全社体制、関連会社等の応援など全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 広報活動

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤルの提供状況を、地域住民や県民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

3 通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、通信設備の防災設計を実施し、設備自体を物理的に強固にする。また、被災地とそれ以外の地域間の通信が途絶し、又は麻痺しないよう、次によりシステムとしても信頼性の向上を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

(2) 電気通信システムの高信頼化

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害から迅速に復旧するため、非常用通信装置、非常用電源装置、応急ケーブル等の機器や車両等を配備する。

4 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害発時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害発時に備え、資機材等の整備点検を定期的に実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第18節 農地、農業用施設災害予防計画

～ 農地、農業施設を災害から守ろう ～

1 計画の基本的考え方

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるよう災害予防対策を行う。

2 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、市建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

3 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道や重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

4 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管、揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施行されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

5 ため池施設の災害予防対策

国、県及び市は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに、適正な管理に努める。

資料編：防災重点ため池マップ（村山市）

第19節 輸送体制整備計画

～ 迅速かつ効率的な緊急輸送ネットワークの形成をめざして ～

1 計画の基本的考え方

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するため、市が実施する迅速かつ効率的な輸送体制の整備を図る。

2 交通の確保

(1) 交通の確保

「山形県緊急輸送道路ネットワーク計画」に指定する路線及び市内の各主要防災拠点をネットワークする路線を優先復旧路線として、緊急車両と応急復旧対策に必要な車両の交通の確保を図る。

主要防災拠点施設としては、市庁舎、消防署、各地域市民センター、村山市民体育館、物資輸送拠点候補地、小中学校、市で指定した避難所、餌葉プラザ等を想定する。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(2) 道路施設の安全化

(1) の地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ 道路の占用の禁止又は制限及び無電柱化の促進

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに無電柱化の促進を図る。

エ 防災拠点となる道の駅（道の駅むらやま）の整備

県と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点にもなりうる、防災拠点となる道の駅の整備を推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

(ア) 休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設

(イ) 災害時の活動に必要なスペースが確保されている。

(ウ) 道の駅の業務継続計画が策定されている。

(3) 臨時ヘリポートの指定

空輸による緊急輸送に備えて、陸上輸送との連携を考慮して、臨時ヘリポートを指定する。

なお、指定に当たっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

資料編：災害対策用臨時ヘリポート設定基準

　　臨時ヘリポート一覧

　　村山市緊急輸送道路ネットワーク（市道路線表）

　　村山市緊急輸送道路ネットワーク図

(4) 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業にかかる車両・施設・設備について、地震と風水害その他の災害による被害を軽減する災害防止と応急対策を定める。

また、市をはじめ関係機関と密接な連係の下に、総合的な防災活動を推進し、市民の安全・財産の保護と輸送の円滑化を図ることとしている。

3 緊急輸送の確保

(1) 物資輸送拠点候補地（災害物資集積場所）

災害発生時の応急対策活動を円滑に推進するため、村山武道館を物資集積所に指定する。

(2) 市有（公用）車両の緊急通行車両の事前届出

災害時における円滑な応急対策活動の実施を図るため、緊急通行車両に該当する市有（公用）車両について、県公安委員会に事前に届出を行うものである。

(3) 運送業者等と協定締結の推進

緊急輸送時に備え運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る「災害時協定」を締結する等体制の整備に努める。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。そのうえで、調達可能な車両と種類や台数について把握し、災害時の車両、資機材の確保と体制の整備を図る。

(4) 「道の駅」の災害交通拠点の整備

国土交通省認定である「道の駅 むらやま」について、国道13号における交通の要衝にあることから、通過する車両数などを考慮し、車両の避難所、情報の連絡など、必要な整備を行う。

第20節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

～ 早急な確保により被害者の生活を守る ～

1 計画の概要

災害が発生した場合、被災者の生活を確保するため、市が実施する食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄と調達について定める。

2 基本的な考え方

- (1) 市は、県の支援のもと、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (2) 市は、各地域市民センター「まちづくり協議会」と連携して、市民自ら食料備蓄の必要性を説明し理解を求め、自主防災組織や自治会を通じて啓発活動を行う。
- (3) 市及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 市は、市民の備蓄を補完するため、山形盆地断層帯地震被害想定調査の結果等を参考に、指定避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (5) 市は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、「災害時協定」を締結し、非常時に備える。
- (6) 社会福祉施設等については「第22節要配慮者の安全確保計画」に基づき対応する。
- (7) 緊急車両、応急対策用車両等公用車の燃料や、指定避難所及び社会福祉施設の暖房用の燃料を確保するため、市燃料組合等との災害時優先供給協定の締結を検討する。
- (8) 県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 食料等の確保品目及び方法

(1) 食 料

ア 品 目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮して、以下の品目を中心に確保する。

- (ア) 乾パン、炊き出し用米穀、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方 法

市は、2の(4)及び(5)により備蓄を行うものとする。

(2) 給水体制の整備

- ア 市及び水道事業者は、1人1日3リットルの水を確保することが必要であり、山形盆地断層帯地震被害想定調査等に示された上水道の断水率を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水や給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市は2の(5)及び(6)により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。
- イ 市及び水道事業者は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。
- ウ 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。
- エ 水道用水供給事業者は、市、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心確保に努める。

区分	品目名(特に重要な品目)
寝具	毛布、布団、段ボール等
被服	肌着、普段着、作業着等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁等
医薬品	常備薬、救急箱等
食器	茶碗、皿、はし等
保育用品	ほ乳瓶、紙おむつ、おしりふき等
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋等
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、タオル、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋等
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

市は、2の(4)及び(5)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

市は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

(5) し尿処理

市は、2の(4)及び(5)により簡易トイレ等の備蓄を行う。

(6) 保管場所

市があらかじめ定めた施設

第21節 文教施設における災害予防計画

～ 児童・生徒を災害から守るために ～

1 計画の基本的考え方

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、市教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策を推進する。

2 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策 定

校長は、市教育委員会の指導を受けて、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月県教育委員会作成）」を参考に、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内 容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

① 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

② 学校行事（避難訓練、交通安全教育など安全に関する行事）における指導事項

③ 児童・生徒会活動

等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

(b) 課外活動における指導事項

(c) 個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時にいて、当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、内部に「学校安全委員会」を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

学校長は、学校防災組織の編成等に当たって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するために、除雪を十分に行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 児童・生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

ア 学校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。

また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第1章第2節「防災知識の普及計画」による。)。

イ 市は、各学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

学校長は、児童・生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、毎年、防災訓練を行うものとする(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第1章第5節「防災訓練計画」による。)。

(7) 施設の耐震性の強化

学校生活における児童・生徒等の安全や、市民の避難所としての活用から、校舎及び体育館等の施設について耐震診断を行い、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度を確保しなければならない。また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるよう優先的に復旧するよう努める。

3 学校以外の文教施設、文化財の災害予防対策

不特定多数の者が利用する図書館、美術館、博物（資料）館、スポーツ施設等、学校以外の文教施設は、学校と異なり災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵しており、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。このような事情を考慮して、災害予防対策を十分に行うものとする。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、防災訓練等を通じて職員に周知する。

(2) 自衛防災組織の編成

地震発生時に緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員役割分担を定めておく。また、担当者が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の整備

地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実、避難経路の表示の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁、消防車両用道路の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第22節 要配慮者の安全確保計画

～ 要配慮者を災害から守るために ～

1 計画の基本的考え方

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など特に配慮を要する者（以下、この節において「要配慮者」という。）及び、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、この節において「避難行動要支援者」という。）の安全を確保するため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携して支援する体制整備について定める。

2 要配慮者の現況

資料編：村山市における要配慮者等の現状

3 在宅の要配慮者対策

災害発生時において、地域による要配慮者の避難支援を適切かつ円滑に実施するための支援体制を確立するとともに、避難行動要支援者に対する避難支援制度を整備する。

(1) 要配慮者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難な要配慮者を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅要配慮者の安全確保の基盤となる。

このため、市は、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及びN P O・ボランティア等による在宅の要配慮者に対する声かけ運動、安否確認等の市民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 要配慮者情報の把握・共有

(ア) 市は、要配慮者の居住地及び生活状況の把握に努める。この際、民生委員・児童委員及び地区代表等と十分に連携し、本人・保護責任者等の同意を得る等、個人情報の取扱いに留意する。

(イ) 市は、福祉課、総務課及び消防本部の間で、要配慮者情報の共有に努めるとともに、自主防災会、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会等、福祉関係者と幅広く連携を図り、要配慮者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。また、民生委員・児童委員及び地区代表等と協力して、要配慮者と近隣住民等とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、その居住地等について、事前に消防機関等と情報交換に努める。

(2) 情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 近隣住民の役割

要配慮者への情報の伝達と避難誘導は、家族と隣組など近隣の果たす役割が大きいので、市は事前に登録を呼びかけるとともに、地区代表や民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の要配慮者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

イ 情報伝達機器の整備

市及び福祉関係者等は、緊急通報システムの整備等の要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、市は県と連携し、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

ウ 携帯メール連絡網の整備

学校・保育施設等の管理者は、保護者との連絡を円滑に行うため、電話回線が輻輳しても比較的つながりやすいといわれている携帯メールでの連絡網の整備に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

市は、避難所を指定する際は、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。市は公共施設等のバリアフリー化に努めるものとする。

また、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

ア 要配慮者へのパンフレット配布による防災知識の普及

イ 市報による要配慮者支援の啓発、知識の普及等

ウ 要配慮者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

市は、災害時の避難誘導の安全性を考慮して、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

(6) 防災資機材等の整備

市は、実情に応じて、要配慮者の家庭、自主防災会等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材の整備が促進されるよう取組む。

(7) 市における体制整備

市は、要配慮者に関する情報の収集、要配慮者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉課を中心に、全庁的に対策に取組む。

(8) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難行動要支援者の範囲

(ア) 高齢者（75歳以上）のみの世帯

(イ) 重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～2級所持者

(ウ) 重度知的障がい者 療育手帳A所持者

(エ) 重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者

(オ) 介護保険法における要介護度3以上の認定者

(カ) (ア)～(オ)以外で、民生委員・児童委員、地区代表等（以下、「地区関係者」という。）
が災害時の支援が必要と認めた者

(キ) 自ら避難することが困難な者で避難支援を希望する者

イ 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用に係る者、避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、この節において「避難支援等」という。）を行う者で次に示す者をいう。

- (ア) 村山市職員（府内の防災・福祉・保健・医療などの関係職員）
- (イ) 府外の福祉事業所職員（介護支援・相談支援専門員等）
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 村山市社会福祉協議会・地域包括支援センター
- (オ) 村山市自主防災会
- (カ) 村山市消防本部・村山市消防団
- (キ) 避難支援者*（災害時等における避難支援等を行う者）

* 避難支援者：避難行動要支援者本人の意向を極力尊重した上で、次に示す者から選出する。

- ① 親族
- ② 近隣住民など町内会自治会の構成員
- ③ 自主防災会の構成員
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ 福祉協力会など地区社会福祉協議会の関係者
- ⑥ その他、避難支援が可能な者

ウ 避難行動要支援者名簿の作成【災害対策基本法第49条の10第1項】

避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成する。

- (ア) 名簿に記載する個人情報

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援を必要とする理由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

- (イ) 名簿に記載する個人情報の入手方法

- ① 市が保有する要配慮者情報からの収集・集約
 - ・市関係組織で運用しているシステム等から集約
 - ・県に対する情報請求（市で把握していない支援者情報）
 - ・地区関係者の協力を得て、避難行動要支援者把握及び登録のために必要な調査の実施
- ② 避難行動要支援者本人からの情報提供による名簿掲載

この制度による支援が必要な者は、「避難行動要支援者情報の提供にかかる同意書」（別記様式）により避難行動要支援者情報を提供する。この際、名簿の作成及び名簿情報の提供についての意思確認を行う。

エ 個別避難計画の作成【災害対策基本法第49条の14第1項】

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画（以下、この節において「計画」という。）の作成を推進する。

(ア) 計画に記載する個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する①～⑥の個人情報のほか、下記の事項を記載する。

- ⑦ 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先

- ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- ⑨ その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(イ) 計画に記載する個人情報の入手方法

避難行動要支援者名簿の作成要領に準ずる。

(ウ) 計画作成の推進要領

- ① 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成支援

以下に掲げる状況（状態）にあり、避難計画作成の優先度が高いと判断される者の個別避難計画については、市がその作成を優先的に支援する。

- ・ 村山市防災マップにおいて危険な区域に住む者
- ・ 同居又は同一敷地内に家族がない者
- ・ 家族など身近にいる者のみでは安全な避難行動がとれない者
- ・ 上記の3項目の状態に準ずる者

- ② 避難行動要支援者本人・避難支援等関係者からの提供による個別避難計画

①の推進要領に並行して、避難行動要支援者本人が記入、あるいは本人の状況によって、本人の家族や町内会・自治会、自主防災会等、避難支援関係者による個別避難計画作りを推進し、市への提供を受ける。

(カ) 計画の作成目標期間

個別避難計画の作成は、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の改正災害対策基本法施行後からおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組む。

オ 名簿及び計画の更新

名簿及び計画は、適宜追加・削除等の修正を行うとともに、年1回を基準に更新し、最新の情報に整理する。ただし、次の場合は、その都度、登録（作成）・更新・削除を行う。

- (ア) 新たに転入してきた要介護高齢者、障がい者等や、新たに要介護認定や障害認定、障害児通所支援等の給付決定等を受けた者で、避難行動要支援者に該当する者があった場合

- (イ) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が確認された場合、また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合

- (ウ) 社会福祉施設や病院から在宅に移ることにより、社会福祉施設等における要配慮者対策による避難支援の対象から外れこととなった場合

カ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

台帳名簿の作成、管理、平常時並びに災害発生時における名簿の提供に関しては、個人情報保護法第23条及び村山市個人情報保護条例第6条の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取り扱いについては村山市セキュリティーポリシーを遵守する。

また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じる。

キ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
避難支援等関係者が、台帳を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、高齢者等避難及び避難指示の発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるよう配慮するものとする。

ク あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報及び計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制

災害対策基本法第49条の11第3項(()内は、第49条15第3項)において、「市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報（個別避難計画情報）を提供することができる。この場合においては、名簿情報（個別避難計画情報）を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人（当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者）の同意を得ることを要しない。」とあり、平常時からの名簿情報及び計画情報提供に不同意であることに配慮したうえで、予想される災害の規模、予想被災地域の地理的条件等を総合的に勘案し、提供範囲等について検討したのち、市災害対策本部の判断により、迅速に該当する地域の避難支援等関係者に提供し、支援する。

ケ 避難支援者及び避難支援等関係者の安全確保等

(ア) 地域における避難支援活動は、避難支援者本人とその家族の安全が確保された後に、可能な範囲で行うことが大前提となるため、支援活動が行えなかった場合や活動中に避難行動要支援者に不慮の事故が発生した場合でも避難支援者が責任を負うものではない。避難行動要支援者においても、このことを理解し、常に自助として可能な限り命を守るために行動しなければならない。また、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、このことへの理解が深まるよう周知に努める。

(イ) 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害時において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害対策基本法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。（平成27年2月19日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付・消防庁国民保護・防災部防災課））

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法等の関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配備体制を整備する。

(ウ) 情報連絡網、応援体制の確立

施設管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受け入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制を整備する。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまらないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 県及び市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導体制の整備

市は、国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日、訪日外国人が増加しているため、外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

市は県とともに、国際交流関係団体、県社会福祉協議会及びNPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記載した「防災パンフレット」の作成を検討する。

(3) 案内表示板等の整備

市は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、必要に応じ外国語及びやさしい日本語の併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

市は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

(別記様式)

避難行動要支援者情報の提供にかかる同意書

避難行動要支援者（本人）は、避難支援者（消防・警察ほか関係者）への情報提供に同意することにより、避難支援者から災害発生時に避難行動の支援を受ける可能性が高まります。ただし、避難行動支援者自身の安全確保が前提のため、この同意によって災害発生時の避難行動の支援を必ず保障するものではありません。

■ 避難行動要支援者（要配慮世帯）情報

フリガナ				生年月日	
氏名					
住所					
避難支援を必要とする理由					
本人自宅電話番号				本人携帯電話番号	
家族構成	本人含む同居家族人数 人			※世帯コード :	
※個人コード :					
緊急時 同居 家族 連絡先	氏名	続柄	携帯電話番号	日中連絡先	

■ 緊急連絡先（非同居の親族）

関係	氏名	住所		電話番号

私は上記の説明を理解のうえ、避難行動要支援者として登録することを希望します。また、この同意書に記載の内容ほか必要な情報について避難支援者へ提供することに同意します。

令和 年 月 日	
世帯主氏名 :	印
※世帯主本人自筆の場合、押印は不要です。	
代理人氏名 :	印 (世帯主との関係 :)

※ この同意書に記載の内容については、変更の申し出がない限り自動継続となります。

第23節 積雪期における地震災害予防計画

～ 積雪期の総合的な予防策を図るために ～

1 計画の基本的考え方

村山市は、一年の3分の1は積雪期であり、地震発生時には、より大きな被害の発生が予想され、関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2 克雪対策

(1) 道路の雪対策

市は、毎年度、冬期道路対策方針を定め、その方針に沿った除雪計画を作成し、地域住民と一緒にした除排雪等の対策を実施する。

(2) 雪崩防止対策の推進

市は、国、県の協力のもと、雪崩から住民の生命、財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(3) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

市は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮世帯に対する助成等

市は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を整備する。

市は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなどボランティア活動の安全性の確保に努める。

(4) 公共施設等の雪下ろし対策

市等の公共施設については、建築基準法等の関係法令で定められた屋根の積雪基準を超えたときは、必ず除雪を行う。また、降雨時や融雪により、必要以上の加重がかかるおそれがあるので、建物に異常がないか常に点検し、率先して雪下ろしを行う。

(5) 消防水利の整備

市は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

3 緊急活動の内容

(1) 緊急輸送道路の確保

市、県及び国の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

資料編：村山市緊急輸送道路ネットワーク（市道路線表）

村山市緊急輸送道路ネットワーク図

(2) 通信手段の確保

市は、積雪期災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進する。

また、山間地域集落については、防災関係機関等との無線設備等による通信手段の確保に努める。さらに、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 指定避難所の寒冷対策

市は、指定緊急避難所の運営について寒冷対策に留意する。指定避難所では、反射式の暖房器具、燃料、携帯用暖房用品等の整備・備蓄に努める。また、指定避難所周辺の早めの除雪に心がけ、施設内部の活用とともに外部周辺の活用を想定してスペースの確保を図る。

(4) 避難路の除雪対策

市は、公園、自治公民館等、各地区指定緊急避難場所から指定避難所までの避難路については、特に安全性に留意した除雪を心がける。また、頭上に落雪など危険がないか、自主防災会などが注意点検し、必要に応じて危険を除去する。

(5) 積雪期用の資機材の整備

市は、指定避難所に電気を要しない暖房機器のほか、常時の買い置きに加え、施設に一定量の燃料を備蓄するように努め、燃料については燃料組合と「協定」を締結して優先供給を確保する。

また、積雪期を想定した資機材（スノーダンプ、スコップ、防寒着等）の整備に努める。

(6) 避難路、指定避難所近くの「空き家」の把握

雪降ろし等がなされない空き家を調査し、避難路や指定避難所に影響が無いよう、適切な雪降ろしを励行する。

4 総合的な雪対策の推進

市は、「山形県雪対策基本計画」、「山形県雪対策アクションプラン」及び第4編第1章「雪害対策計画」に基づき、県を始め関係機関と相互に協力して、実効性の高い雪対策を確立する。

第2章 災害応急計画

第1節 防災体制の確立

～ いち早い行動、「市災害対策本部」の設置をめざす ～

第1款 市災害対策本部の設置

1 計画の基本的な考え方

大規模な地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、早急にその組織及び運営並びに防災関係機関の活動体制を整備し、災害対策を強力に推進するため、市災害対策本部を設置する。

2 市防災会議の招集

(1) 会長（市長）が招集

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害に係る応急対策に關し、関係機関相互の連絡調整を図る必要がある場合、会長は防災会議を招集することができる。

(2) 会長代理

村山市防災会議条例第3条第4項の規定により、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。通常、副市長の職にある委員とする。

(3) 会議の要請

防災会議の委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の開催を要請することができる。

資料編：村山市防災会議条例

村山市防災会議委員名簿

3 市災害警戒連絡会議の設置（第2次配備）

(1) 設置基準

ア 市長は、次の基準により村山市災害警戒連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 市内で震度5弱～5強の地震が観測されたとき 2 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき ただし、継続して対処が必要なものについては、廃止後も関係課において処理する。 2 市災害対策本部へ切り替えて対応する必要があるとき 3 災害が発生する危険が解消した等、必要がないと認められたとき

イ 連絡会議の委員長を副市長とする。副市長に事故があるときは、総務課長が委員長を務める。

(2) 設置場所

連絡会議は、村山市役所第1会議室に設置する。

(3) 連絡会議委員の構成

連絡会議の委員は、委員長を副市長、副委員長を総務課長とし、構成する委員を全課等の長とする。

(4) 会議内容の報告

連絡会議の内容を市長、教育長に報告し指示を受ける。また、市議会議長、行政委員会の長へ報告する。

ア 災害情報の総括に関すること

イ 市が実施する災害警戒対策及び応急対策の総合調整に関すること

ウ 災害警戒対策及び応急対策に係る国・県及び公共機関等との調整に関すること

エ その他、災害警戒対策及び応急対策上重要な事項に関すること

(5) 事務局

事務局を総務課職員とする。

(6) 関係課等職員

関係課等の職員は、その事務分掌に係る災害情報の把握と災害応急対策に従事するとともに、連絡会議から指示があった場合は、その指示に従い災害警戒対策及び応急対策を実施する。

4 市災害対策本部の設置（第3次配備）

(1) 設置基準

市長は、次の基準により市災害対策本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 市長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策が概ね完了したと認められるとき ただし、継続して対処が必要なものについては、廃止後も関係課において処理する。 2 その他、必要がなくなったと認められたとき

(2) 設置権限者

市長に事故があるときは副市長が、市長、副市長ともに事故があるときは、総務課長が市災害対策本部を設置する。

(3) 市災害対策本部設置場所

ア 市災害対策本部は、村山市農村環境改善センター多目的ホールに設置する。ただし、市役所庁舎に被害がない、又は被害が軽微な場合には、状況により市災害対策本部を市役所第1会議室に設置する。

イ 村山市農村環境改善センターが被災し、市災害対策本部を設置できないときは、原則として、次の順位で設置場所を変更する。

(ア) 北村山視聴覚教育センター

(イ) 飯葉プラザ

(ウ) 楠岡地域市民センター

(エ) 村山市民会館

(オ) 村山市民体育館

(4) 市災害対策本部設置の庁内周知

市災害対策本部を設置しようとするとき、又は市災害対策本部を設置した場合は、本部員会議で各本部員へ周知する。ただし、会議開催のいとまがない場合には文書で周知する。

(5) 市災害対策本部を設置、又は廃止した場合の外部の防災関係機関への連絡等

ア 総務課長は、次に掲げる機関等へ直ちにその旨を連絡する。

(ア) 県庁及び村山総合支庁の防災関係部局

(イ) 村山警察署

(ウ) 防災会議構成団体

(エ) 報道機関

(オ) その他必要と思われる機関

イ 市民環境課長は、地区代表に直ちにその旨を連絡する。

ウ 福祉課長は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び社会福祉施設等の関係機関へ直ちにその旨を連絡する。

(6) 防災会議連絡員の市災害対策本部への派遣

市災害対策本部が設置された場合、防災会議構成機関は、必要に応じ市災害対策本部に職員を派遣し、市災害対策本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

(7) 災害対策本部の組織及び事務分掌

ア 市災害対策本部の組織

市災害対策本部は、本部員会議及び本部事務局をもって構成する。

(ア) 本部員会議

本部長：市長

副本部長：副市長

本部員：教育長、消防団長、各課等の長、（必要に応じ、国、県、警察、自衛隊等の代表者）

(イ) 本部事務局

本部事務局は、事務局長及び10個の事務局対策班（以下「応急対策班」という。）をもって編成する。

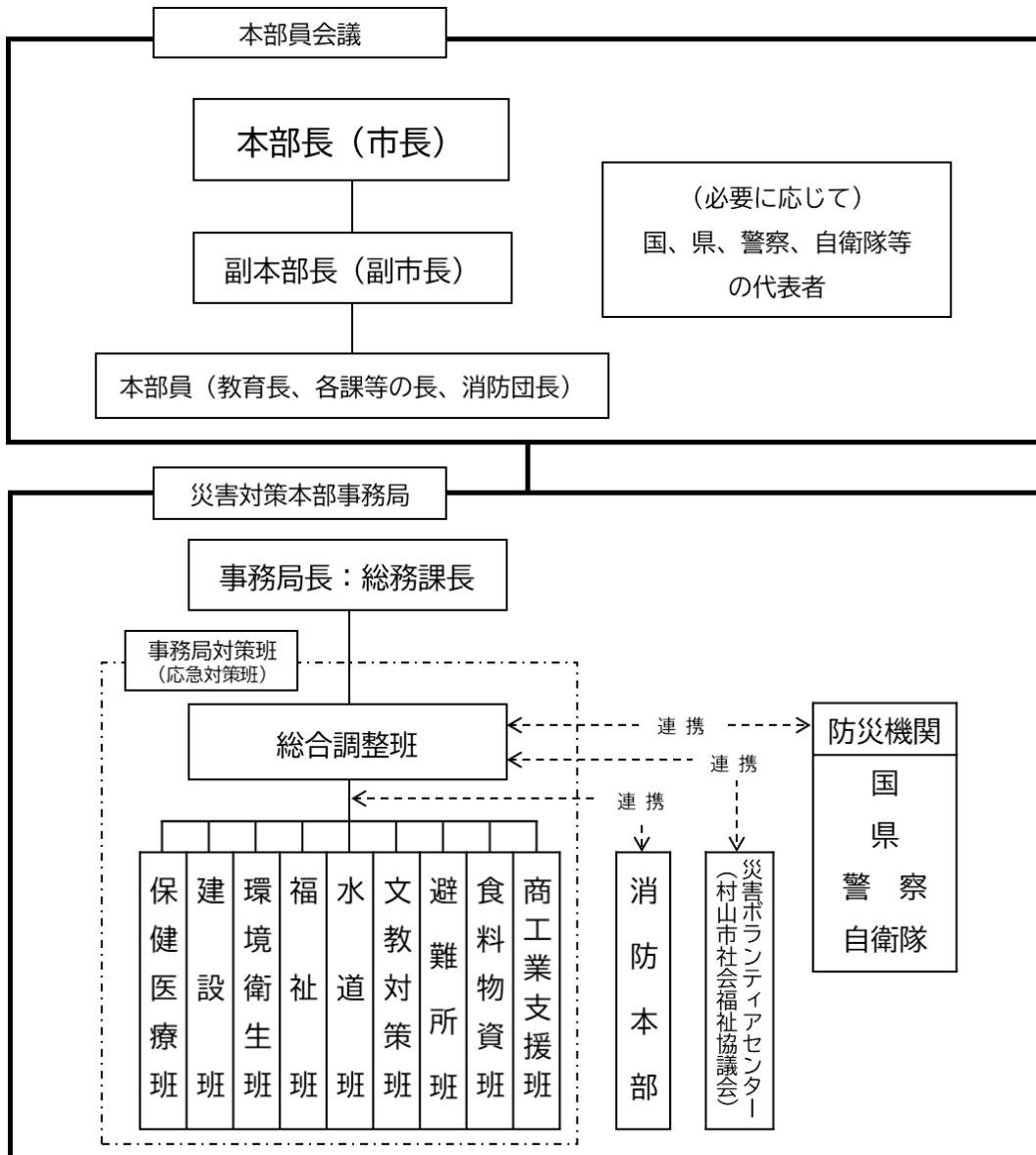
事務局長：総務課長

応急対策班：総合調整班、保健医療班、建設班、環境衛生班、福祉班、水道班、文教対策班、避難所班、食料物資班、商工業支援班

【応急対策班】

- ① 各応急対策班を構成する担当課等の長を班長とする。細部は、次の「イ 市災害対策本部の事務分掌」で示す。
- ② 年度当初に、「年度村山市災害対策本部事務局名簿（市長決裁）」を作成し、災害時における円滑な組織編制に万全を期す。
- ③ 「年度村山市災害対策本部事務局名簿」には、各班を構成する担当課等の課長級又は課長補佐級職員から班長補佐を指定し、同じく所属職員から、係長・班員を指定する。指定に当たっては、適切な職員を充てることとし、事務分掌の各表に記載する職名による者を必ず指定しなければならないものではない。

(ウ) 市災害対策本部体制図



イ 市災害対策本部の事務分掌

【事務分掌の凡例】

- ランク (特A)(A)(B)(C) → 各事項における初動対応の行動時期を表す。
特A：発災～2時間、 A：2時間～24時間、 B：24時間～3日目
C：3日目～1か月後
※「該当時間中にすべての業務を終了する。」という意味ではない。
- 「担当」、「応援」の（ ）は、役所組織の係員を分けて配置する場合の人数
- 班員数は、「応援」職員を除く人員数

【担当・応援の区分】

- 担 当 → ・発災後、速やかに担当業務を分掌する者
- 応 援 → ・当該係員に不足が生じる場合、又は業務の交替要員として
担当業務を分掌するなど、後方支援する者
・その他、指示事項に関する業務を行う者

総合調整班

班長：政策推進課長 班長補佐：財政課長、税務課長、会計課長

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
総合調整係 (総務課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 情報通信手段の確保 <input type="checkbox"/> 地震等情報の収集伝達 <input type="checkbox"/> 被害情報の取りまとめ、整理 <input type="checkbox"/> 市災害対策本部員会議の開催 <input type="checkbox"/> 防災会議構成機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 県への被害情報報告、応援要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊への派遣要請依頼と受入調整 <input type="checkbox"/> 市民への避難指示 <input type="checkbox"/> 県内市町村広域相互応援の要請 <input type="checkbox"/> 班間の連絡調整
	A	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用手続きの実施 <input type="checkbox"/> 塩竈市、厚岸町、台東区、豊島区、羽島市への応援要請
管理係 (財政課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 市庁舎、公用車*の被災状況把握と応急復旧 <input type="checkbox"/> 各種輸送車両の確保（公用車集中管理）と調達 <input type="checkbox"/> 職員の参集、被災状況の把握
	A	<input type="checkbox"/> 災害対策要員（職員）の食料等の確保 <input type="checkbox"/> 被災地視察団の受入調整 <input type="checkbox"/> 市議会との連絡調整
	B	<input type="checkbox"/> 他自治体からの応援職員受け入れ調整 <input type="checkbox"/> 緊急財政措置及び災害関連予算の経理 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターの設置、運営
	C	<input type="checkbox"/> 職員の健康管理
広報広聴係 (総務課広報広聴係長)	特A	<input type="checkbox"/> 災害記録（被災状況、市災害対策本部運営状況） <input type="checkbox"/> 報道機関対応 <input type="checkbox"/> 市民等への災害広報及び情報伝達
	A	<input type="checkbox"/> 記者会見の実施
	B	<input type="checkbox"/> 市民相談窓口の開設
被害調査係 (税務課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 被害状況現地調査（初動期の概略的状況把握）
	A	<input type="checkbox"/> 被災住宅調査体制の確立
	B	<input type="checkbox"/> 被災住宅調査開始
	C	<input type="checkbox"/> 罹災証明書の発行

資料編：*市公用車リスト

保健医療班

班長：保健課長 班長補佐：保健課課長補佐

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
保健医療係 (保健課健康指導係長)	特A	<input type="checkbox"/> 死傷者の概略的状況の把握 <input type="checkbox"/> 救護所(保健センター)、市内医療機関の被害状況把握 <input type="checkbox"/> 被災医療機関への支援 <input type="checkbox"/> 県への医療救護班、DMA Tの派遣要請 <input type="checkbox"/> 医療救護体制の確立
	A	<input type="checkbox"/> 医療救護所の開設、運営 <input type="checkbox"/> 医薬品、衛生材料等の確保 <input type="checkbox"/> 被災者等患者の後方搬送支援 <input type="checkbox"/> 指定避難所の設置状況把握 <input type="checkbox"/> 県への保健、防疫活動に関する職員の派遣要請
	B	<input type="checkbox"/> 保健衛生、防疫活動の実施 <input type="checkbox"/> 避難者の健康相談の実施

建設班

班長：建設課長 班長補佐：まち整備課長

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
調査復旧係 (建設課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 市内主要道路の概略的被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 公共土木・農地農業用施設の概略的被害状況の把握 (人的、住家被害又はそのおそれがある個所優先) <input type="checkbox"/> 市内緊急輸送路の決定 <input type="checkbox"/> 被災主要道路(国、県道)の啓開等対応依頼 <input type="checkbox"/> 被災主要市道の啓開、交通規制
	A	<input type="checkbox"/> 被災公共土木・農地農業用施設の応急措置 (人的、住家被害又はそのおそれがある個所優先)
	B	<input type="checkbox"/> 被災公共土木・農地農業用施設の応急措置 (人的、住家被害又はそのおそれがない個所)
建築住宅係 (まち整備課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 市営住宅の概略的被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 市内建築物全般の概略的被害状況の把握
	A	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定体制の確立 (実施本部設置、要員支援要請など) <input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定実施計画の策定
	B	<input type="checkbox"/> 被災建築物応急危険度判定業務の実施及び集計 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設必要戸数の把握
	C	<input type="checkbox"/> 建築物応急修理の実施 <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅建設への協力

環境衛生班

班長：市民環境課長 班長補佐：市民環境課課長補佐
 班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
環境衛生係 (市民環境課生活環境係長)	特A	<input type="checkbox"/> 指定避難所の上下水道施設被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの必要数把握、確保、設置 <input type="checkbox"/> 広域斎場の被害状況の把握
	A	<input type="checkbox"/> クリーンピア共立の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物排出量の推計 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物仮置場の選定、確保 <input type="checkbox"/> 死者数の把握 <input type="checkbox"/> 遺体の安置、火葬体制の確保
	B	<input type="checkbox"/> ゴミ収集、ごみ処理及び屎尿処理に関する広域応援要請
	C	<input type="checkbox"/> 被災動物対策

福祉班

班長：福祉課長 班長補佐：子育て支援課長
 班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
要配慮者支援係 (福祉課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 在宅要配慮者の安否確認、情報伝達
	A	<input type="checkbox"/> 避難支援の実施、被災状況把握
	B	<input type="checkbox"/> 福祉避難所（社会福祉施設等）の開設及び緊急入所措置 <input type="checkbox"/> 福祉相談窓口の開設 <input type="checkbox"/> 義援金受入れ窓口の開設
	C	<input type="checkbox"/> 義援金の配分
施設係 (子育て支援課課長補佐)	特A	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設の概括的被害状況の把握
	A	<input type="checkbox"/> 保育園、認定こども園等の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 園児の安否確認、被災状況の把握 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設への支援
	B	<input type="checkbox"/> 保育園、認定こども園等における応急保育体制の検討

水道班

班長：水道課長 班長補佐：水道課課長補佐

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
上水道係 (水道課上水道係長)	特A	□上水道施設の概括的被害状況の把握 □給水体制の確立、応急給水優先順位の決定 □施設復旧、給水に関する応援要請
	A	□被災水道施設の応急措置 □応急給水の実施
下水道係 (水道課下水道係長)	特A	□住宅等の排水設備、下水道施設の概括的被害状況の把握
	A	□被災下水道施設の応急措置

文教対策班

班長：学校教育課長 班長補佐：教育指導室長、監査委員事務局長

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
文教対策係 (学校教育課課長補佐)	特A	□文教施設の概括的被害状況の把握 □教職員の安否確認、被災状況の把握 □指定避難所開設支援（避難所班支援）
	A	□児童・生徒の安否確認、被災状況の把握
	B	□応急教育体制の検討（休校、再開等）
	C	□児童・生徒に対する心のケア対策

避難所班

班長：生涯学習課長 班長補佐：議会事務局長、政策推進課課長補佐

班員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
開設運営係 (生涯学習課課長補佐)	特A	□指定避難所の被害状況の把握 □避難者の概括的避難状況等の把握 □指定避難所の開設
	A	□指定以外の施設への避難者数の把握 □指定避難所運営体制の確立 □避難者への情報伝達体制の確立
	B	□避難者のニーズの把握
	C	□プライバシー確保等指定避難所の環境整備

食料物資班

班 長：農林課長 班長補佐：農業委員会事務局長

班 員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
食料物資係 食料担当： 農林課課長補佐 物資担当： 商工観光課課長補佐	特A	<input type="checkbox"/> 避難状況等の把握 <input type="checkbox"/> 調達必要品目、数の把握 <input type="checkbox"/> 協定締結企業等への供給、炊き出しの要請 <input type="checkbox"/> 食料物資受入体制の確立 (集積拠点の選定・運営、輸送車両の確保など)
	A	

商工業支援班

班 長：商工観光課長 班長補佐：商工業振興係長

班 員：別に定める「年度村山市災害対策本部事務局名簿」のとおり

係名（係長）	ランク	事務分掌
商工業支援係 (商工観光課 企業支援係長)	特A	<input type="checkbox"/> 商工業関係の被害把握 <input type="checkbox"/> 被災商工業者への金融対策 <input type="checkbox"/> 被災企業の復旧対策
	A	

資料編:村山市災害対策本部条例

(8) 市災害対策本部開設の通知

市災害対策本部を設置したときは、その旨を次のいずれかにより通知公表するとともに「村山市災害対策本部」の看板を市庁舎正面玄関及び南玄関並びに村山市農村環境改善センター玄関に表示する。

通知及び公表先	通 知 方 法	担 当
各課	庁内放送、電話、メール、口頭	総合調整班 総合調整係
各地域市民センター	電話、メール	総合調整班 総合調整係
防災会議委員	電話、FAX、文書、メール	総合調整班 総合調整係
一般市民	防災行政無線、広報車、回覧文書、緊急速報メール、ホームページ、SNS	総合調整班 広報広聴係
市議会議員	FAX、口頭、メール	総合調整班 管理係
県防災危機管理課及び 村山総合支庁総務課	防災情報システム、防災行政無線、電話、 FAX、メール	総合調整班 総合調整係
報道機関	防災行政無線、電話、FAX	総合調整班 広報広聴係
隣接市町村	防災行政無線、電話、FAX、メール	総合調整班 総合調整係
災害時協定締結自治体 〃 締結団体	FAX、メール、電話	総合調整班 総合調整係

(9) 本部員会議

ア 本部員会議は、災害応急対策に関する次の重要事項を協議する。

- (ア) 市災害対策本部配備体制に関すること
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析に関すること
- (ウ) 避難所等の開設に関すること
- (オ) 応急対策に関すること
- (カ) 自衛隊派遣要請に関すること
- (カ) 災害救助法の適用に関すること
- (キ) 県及び他市町村への応援要請に関すること
- (ク) 災害対策費の支出に関すること
- (ケ) その他、災害対策の重要な事項に関すること

イ 会議は、本部員会議又は市災害対策本部長が必要に応じて招集し、市災害対策本部長が議長を務める。

(10) 市災害対策本部の廃止

ア 市災害対策本部長は市の地域について、災害が発生する危険が解消した等、必要がないと認められたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。

イ 事務処理が事後継続して必要とするときは、関係課において処理する。

ウ 市災害対策本部の廃止は前記(5)に準じて通知する。

(11) 災害救助法が適用された場合の体制

市災害対策本部長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

第2款 職員の動員配備計画

1 計画の基本的な考え方

市災害対策本部の中心となる市職員の動員体制を定め、災害の応急対策の迅速化を図る。

2 初動対応の基本的な考え方

発災当初の72時間は、救命・救助活動においてきわめて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びそのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分する。

3 配備体制の基準

- (1) 配備体制の基準は、この計画では地震及び風水害等とし、災害の処理に関するかを中心に、第1次～第3次配備毎にあらかじめ職員の配備計画を立てて、全職員に徹底しておく。
- (2) 配備体制毎にあらかじめ指定した職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させるものとする。

4 第1次配備（災害注意配備）

配 備 基 準		配備課（配備職員）	活動内容	対策組織
地 震	1 市内で震度4の地震が観測されたとき (山形地方気象台発表) 2 その他、市長が必要と認めたとき	1 総務課長、課長補佐、総務課危機管理係員 2 建設課、農林課、水道課のあらかじめ定める職員 3 その他、各課等においてあらかじめ定める職員	状況に応じて被害状況等災害関連情報の収集、伝達活動を行う。(高齢者等避難の発令判断)	【災害注意配備班】 総務課ほか、関係課員から成る災害注意配備班を編成する。 必要に応じ、関係課等からなる対策会議を開催
風 水 害	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発表されたとき 2 台風接近時の大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき 3 その他の気象予警報が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 4 その他、市長が必要と認めたとき	1 総務課、建設課、農林課、水道課のあらかじめ定める職員 2 その他、各課等においてあらかじめ定める職員		

5 第2次配備（災害警戒連絡会議設置の体制）

配 備 基 準		配備課（配備職員）	活動内容	対策組織
地 震	1 市内で震度5弱～5強の地震が観測されたとき（山形地方気象台発表） 2 その他、市長が必要と認めたとき	1 副市長 2 全課等の長（警戒体制委員） 3 全課等の課長補佐（複数いる課等にあってはあらかじめ定めた職員1名） 4 総務課、財政課、建設課、農林課、水道課の全職員 5 その他、各課等においてあらかじめ定める職員	1 副市長、関係課長等は災害警戒連絡会議を開催し対応を協議する。 2 各課においてあらかじめ定める職員は、各執務室に参集し情報収集等応急対策に当たる。（避難指示の発令判断）	[災害警戒連絡会議] 委員長 副市長 副委員長 総務課長 委員 全課等の長 事務局 総務課職員 ※全課等の長は委員長（副市長）の招集により第1会議室に参集する。
	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他、市長が必要と認めたとき			
風 水 害	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他、市長が必要と認めたとき			

6 第3次配備（市災害対策本部設置の体制）

配 備 基 準		配備課（配備職員）	活動内容	対策組織
地 震	1 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき（山形地方気象台発表） 2 その他、市長が必要と認めたとき	全職員体制 1 市長 副市長 教育長 2 全課等の長 3 全職員	1 市長、副市長、教育長、全課等の長は災害対策会議を開催し対応を協議する。 2 市の組織機構を挙げて対処する。各班が市災害対策本部応急対策班の事務分掌による事務に従事する。（避難指示の発令判断）	[市災害対策本部] 本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 消防団長 全課等の長 事務局長 総務課長 事務局員 総務課職員 連絡員 各課等課長補佐
風 水 害	1 大雨、風雨、洪水等の気象警報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 その他、市長が必要と認めたとき			

7 地震等による大規模災害発生時の初動体制

市全域において大規模な災害が発生したとき、通常の指揮命令系統の麻痺やライフライン等の寸断の中、速やかに初動体制を確立する必要がある。上記に定めているほか勤務時間外において大規模な災害が発生した場合、本来の職員配備体制を組むまでの間、次のとおり初動班をおき、続いて全職員の初動体制をとるものとする。

(1) 初動班

市長は総務課職員のほか、あらかじめ指名した職員（事務分掌：行動時期 特A）を初動班として、市庁舎への早期の参集や情報収集活動及び市災害対策本部設置の準備に当たる。

ア 活用時期（勤務時間外で、次の状況となったとき活用する。）

（ア）地震等による大規模災害が発生し、建築物の倒壊及び道路・橋梁の破損、火災の延焼拡大、ライフラインの機能停止がみられ、本来の動員体制が機能できないとき。

（イ）市災害対策本部長が災害応急対策の初動対応で必要と判断したとき。

イ 活用判断

（ア）山形地方気象台から村山地方に震度6弱以上の地震の発生が発表されたときは、動員体制が自動的に指示されたものと見なし、職員は直ちに行動をとること。

(イ) 地震等による大規模災害の初動体制の指示があったときは、職員は直ちにその指示に従い行動する。

ウ 解除時期

初動体制の解除は、市災害対策本部長が行う。

(2) 全職員の参集と対応

第3次配備の基準において、全職員はあらかじめ指定した場所に参集し、事務分掌（特A～C）の順序で業務を行う。特に、大規模災害発生から数時間の間に実施すべき応急業務については、業務ごとの担当に区分し、行動詳細表を作成して自動的に初動活動が取れるよう体制を整備する。

ア 職員の指定

大規模災害発生時の初動対応として、全職員をあらかじめ次のように指定する。

(ア) 本部職員：各班（各課）に所属する職員

(イ) 施設職員：各地域市民センター、餞葉プラザ、村山市民会館、小中学校、保育園、認定こども園、図書館、北村山視聴覚教育センター、最上徳内記念館、最上川美術館、消防本部等に所属する職員及び指定管理者の職員

イ 業務内容

(ア) 本部職員：各応急対策班の事務分掌に定められた業務に従事する。

(イ) 施設職員：当該施設利用者の安全確保に関すること。

当該施設の被害調査及び応急復旧に関すること。

市災害対策本部の指示業務に関すること。

(ウ) 地域専門員：施設職員の業務のほか、応援職員の協力のもと次の業務に当たる。

- ・各地域自主防災組織、各消防分団との連携に関すること。
- ・各地域の要配慮者対策に関すること。
- ・避難場所、避難所対応に関すること。

8 職員の動員方法

(1) 勤務時間内の動員方法

災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合、災害応急措置を迅速に行うために、市災害対策本部をいち早く設置できるよう、本部職員等の動員配備の伝達のため、庁内放送、庁内電話等により行うが、停電や機器類の故障により使用できない場合は、口頭で情報を伝える。

(2) 勤務時間外の動員方法

あらかじめ指定された職員は、勤務時間外に災害の発生又は地震の発生を覚知した時、総務課職員からの情報、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ホームページ等により気象等に関する注意報・警報等の情報を得た時は、当該情報の内容に応じて、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。

9 災害が発生した場合の職員の留意事項

(1) 勤務時間外に発生した時

ア 自分の家族、近隣住民の安全確保を最優先とする。

イ 建物に閉じ込められた人等の救出作業や出火防止、初期消火を行う。

ウ テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ホームページ等から災害情報の入手に努め、動員配備体制により速やかに参集する。

エ 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。

オ 道路の寸断、交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、最寄りの市民センターに参集し、情報収集等、地域専門員の業務の補助をする。

(2) 勤務中に発生した時

ア 庁舎内で執務中の場合

自分の周囲の安全を確保し、また来庁者を安全な場所に避難させる。その後は上司の指示に従って災害応急業務に従事する。

イ 庁舎外で執務中（出張、会議等）の場合

所属課等と連絡を取り、上司の指示を受け、連絡が取れない場合は直ちに帰庁する。

市主催の会議、イベント開催時は、参加者を安全な場所に避難させる。

10 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に、的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

資料編：勤務時間外の災害時における村山市職員の動員配備体制

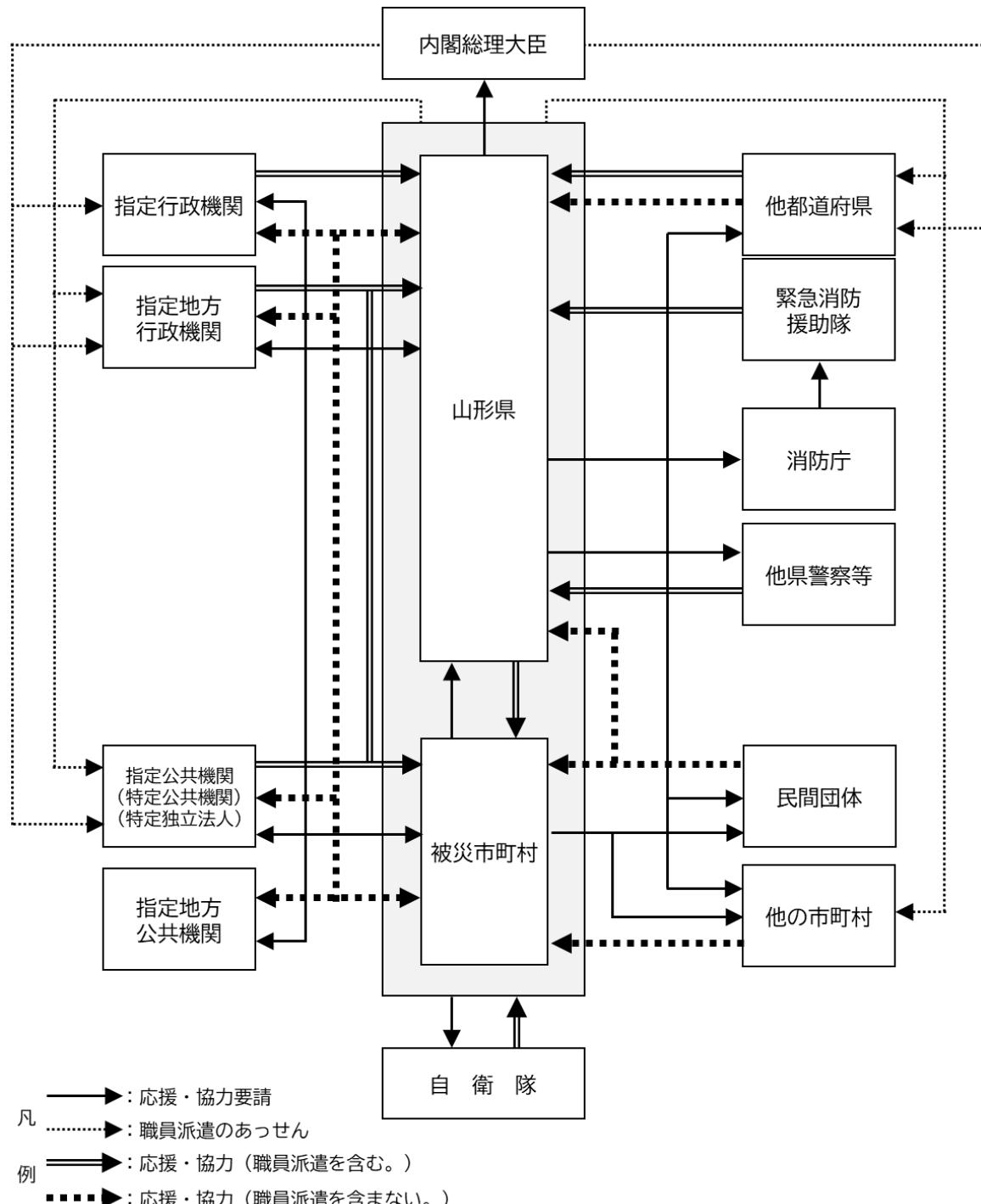
気象庁震度階級関連解説表

第3款 広域応援計画

1 計画の基本的な考え方

被災していない他の都道府県、市町村及び民間団体等からの協力を得て、市内での応急対策を的確かつ円滑に災害行うために、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

2 広域応援計画の概要図



3 他団体への応援要請

(1) 他の市町村に対する要請

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めた場合は、「大規模震災時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を求めるとともに県に報告する。

イ 他市町村から応援を求められた場合、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された市長は、県が必要により行う市町村間の調整に留意しながら、要請に基づき必要な応援を行う。

ウ 市長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(2) 県に対する要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により市長が応援要請をできないと判断される場合、要請を待つことなく応援するものとする。

県は、県内で災害が発生した場合で、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になったときは、実施すべき応急措置の全部又は一部を、市に代わって行う。

«連絡先及び方法»

県防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）に対し、口頭（防災行政無線、電話を含む）又は文書（ファクシミリを含む）により連絡、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付する。

ア 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

イ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

(3) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼（次款参照）

ア 市長は、災害の発生に際し市民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

イ 市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項の基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(4) 指定地方行政機関等に対する要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、次の事項を明らかにして、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由、必要とする期間、職員の職種別人員
 - イ 派遣される職員の給与その他勤務条件
 - ウ その他、職員の派遣について必要な事項
- (5) 民間団体等に対する要請
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認める場合は、民間団体に協力を要請する。
- (6) 災害時相互応援協定締結都市に対する要請
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実地するため、必要があると認めるときは、災害時相互応援協定を締結している以下の都市に対し応援を要請する。
- (7) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点
- ア 市は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
 - イ 市は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

資料編：大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定
災害関係協定締結一覧

4 消防の広域応援

- (1) 県内市町村相互の広域応援体制
- 市は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援要請を行う。
- (2) 都道府県に対する応援要請及び応援受入体制
- ア 市長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。
 - イ 知事は市町村長から応援を求められた場合、又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めた場合は、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。
 - ウ 市長又は知事は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「村山市緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

資料編：山形県広域消防相互応援協定
山形県消防広域応援隊に関する覚書
【付録】緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

5 広域応援・受援体制

市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、相互応援協定により、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方

に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

市、県及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

その際、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

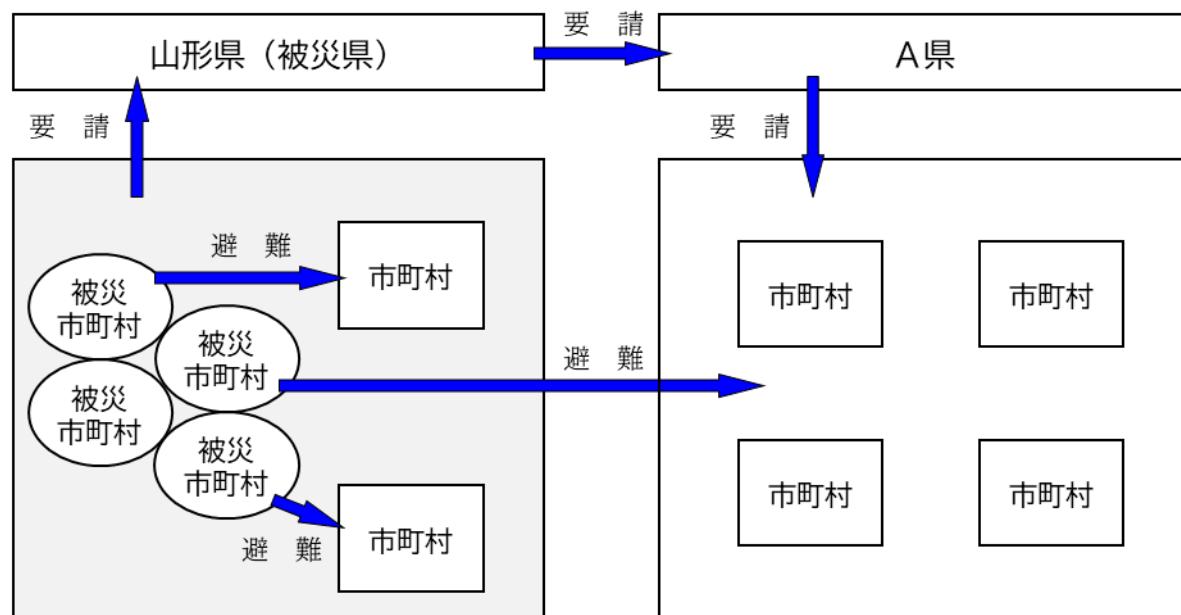
第3款の2 広域避難計画

1 計画の基本的な考え方

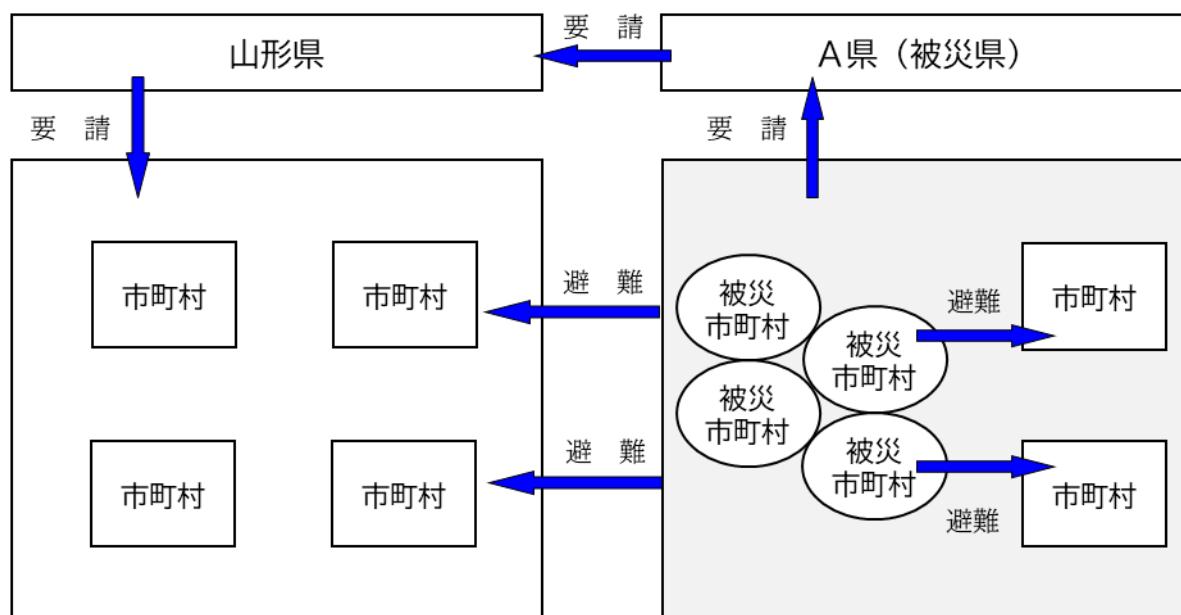
地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、災害時の具体的な避難又は避難受け入れの手順等について定める。

2 広域避難の概要図

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他の自治体からの避難受入



3 他の自治体への広域避難要請

(1) 広域避難

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難場所の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、他県等の市町村に協議することができる。

イ 市は、他県等への広域避難等の協議を要請した場合、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について県から助言を受ける。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、次の方法により広域一時滞在の協議を行う。

(ア) 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。

(イ) 他県等への広域一時滞在については、県に対し他県等との協議を求める。

イ 市は、他県等への広域避難等の協議を要請した場合、受入先の候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について県から助言を受ける。

(3) 広域避難者への配慮

ア 市は、県及び防災関係機関とともに、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 市は、県及び防災関係機関とともに、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(4) 広域避難に係る事前の備え

ア 市は、大規模災害に伴う広域避難及び広域一時滞在に関する手順、移動方法とともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。また、あらかじめ策定した計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

イ 市は、市が行う広域避難の事前の対策について、県及び防災関係機関から助言を受ける。

4 他県等からの避難受入れ要請への対応

(1) 受入れ要請に係る協議

市は、県を通じて他県等からの避難受入れについて協議を受け、被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等を確認して県へ回答する。また、他の市町村からの広域避難の用に供することができる施設等をあらかじめ選定しておくよう努める。

(2) 避難者への情報提供

市は、県及び防災関係機関とともに、他県からの避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

ア 被害の情報

イ 二次災害の危険性に関する情報

ウ 安否情報

エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

オ 医療機関等の生活関連情報

カ 各機関が講じている施策に関する情報

キ 交通規制に関する情報

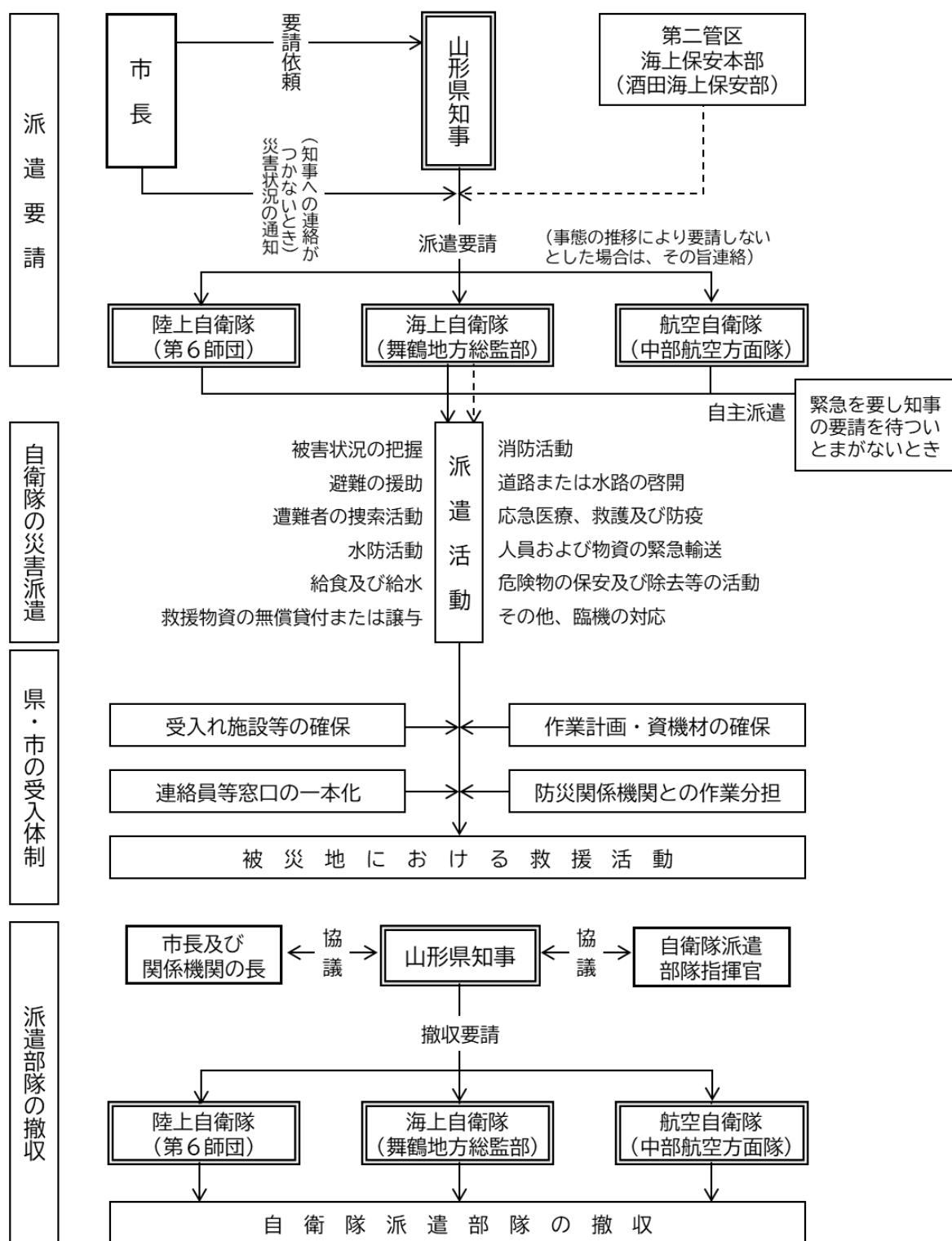
ク 被災者生活支援に関する情報

第4款 自衛隊の災害派遣体制

1 計画の基本的な考え方

地震等による災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制等の整備を図る。

2. 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本に実施する。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。(公共性の原則)
- (2) 差し迫った必要性があること。(緊急性の原則)
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。(非代替性の原則)

4 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる（消防薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）。
道路等交通路上の障害物の排除	道路等が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する（緊急を要し、他に適當な手段がない場合）。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 知事に対する派遣要請依頼

ア 市長は、知事に対して災害対策基本法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにファクシミリで関係文書を送付するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

イ 市長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、その旨及び村山市に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

(2) 市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合、又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つことまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待つことまがないと認められること。

(3) 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 自衛隊は、自衛隊法第83条第2項により知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救護活動の実施に努める。

(5) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、市長は、知事及びその他の防災関係機関の長と緊密に連携し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

市長は、知事と緊密に連携し、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、十分な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

市長は、知事とともに自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機当たり）

（ア） 小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

（イ） 中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m以上の空地

（応急の場合は30m以上の空地）

（ウ） 大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

8 自衛隊災害派遣部隊との協議、調整

県は、自衛隊の派遣部隊と協議し、対策の緊急性、重要性を判断して救援活動の優先順位を定め、自衛隊活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

9 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収要請に当たっては、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議する。

(2) 災害派遣撤収手続き

知事は、災害派遣撤収手続きに当たり、先ず電話等をもって派遣自衛隊に撤収を要請し、事後速やかに文書を送達する。

10 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとする。その内容は概ね次のとおりである。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

(5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

11 派遣要請先及び連絡窓口（通知先）

災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線 5075・5078 FAX 0237-48-1151 内線 5754 (夜間・休日 当直 内線 5207・5019)

12 災害派遣要請依頼様式

(1) 派遣要請依頼

文書番号 年月日
山形県知事 殿 村山市長 印 自衛隊の災害派遣要請依頼について 自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣要請を、下記のとおり依頼します。 記 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由 ※ 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 2 派遣を必要とする期間 年月日（曜日）から当面の間 3 派遣を希望する区域及び活動内容等 (1) 派遣を希望する区域 (2) 活動内容 ※ 遭難者の搜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等 4 その他参考となるべき事項 ※ 連絡先（場所）、連絡職員、作業用資材、宿舎の準備状況等

(2) 撤収要請依頼

文書番号 年月日
山形県知事 殿 (災害派遣要請者) 村山市長 印 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急対策作業も概ね終了しましたから、下記のとおり自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。 記 1 撤収要請依頼日時 年月日（曜日） 時 2 撤収作業内容等 (1) 撤収を希望する区域 (2) 活動内容 ※ 遭難者の搜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等 3 その他 ※ 連絡先（場所）、連絡職員等

第2節 情報収集伝達関係

～ 迅速で的確な情報収集と伝達を行うために ～

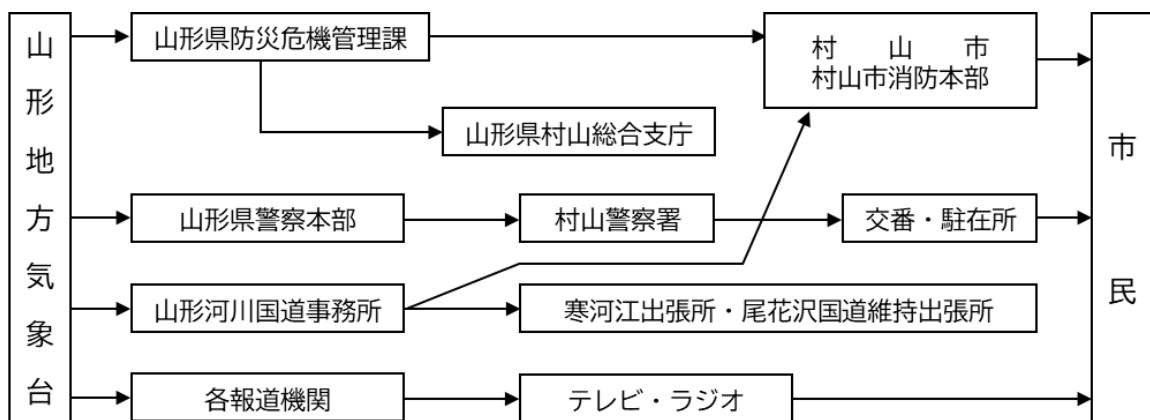
第1款 災害情報収集・伝達計画

1 計画の基本的な考え方

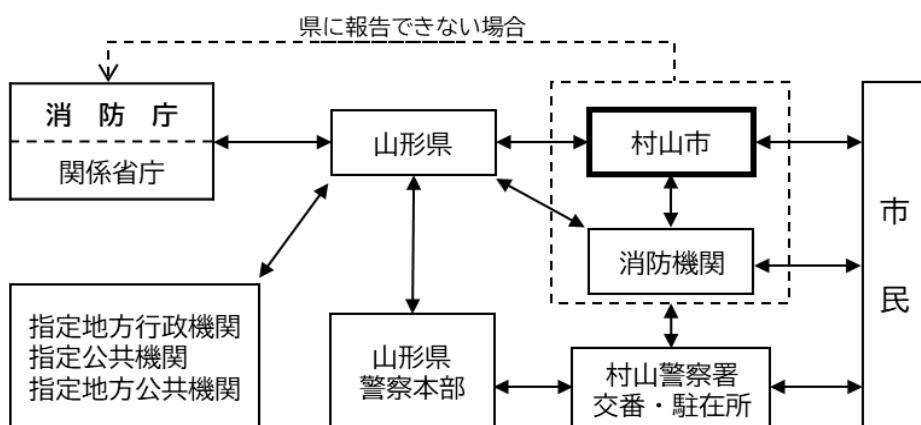
地震災害に関する情報について、防災関係機関との連携を図りながら、伝達系統の確立や収集網の整備に努め、迅速かつ的確な情報収集と伝達を行い、災害を最小限に食い止めるものである。

2 災害情報の伝達系統図

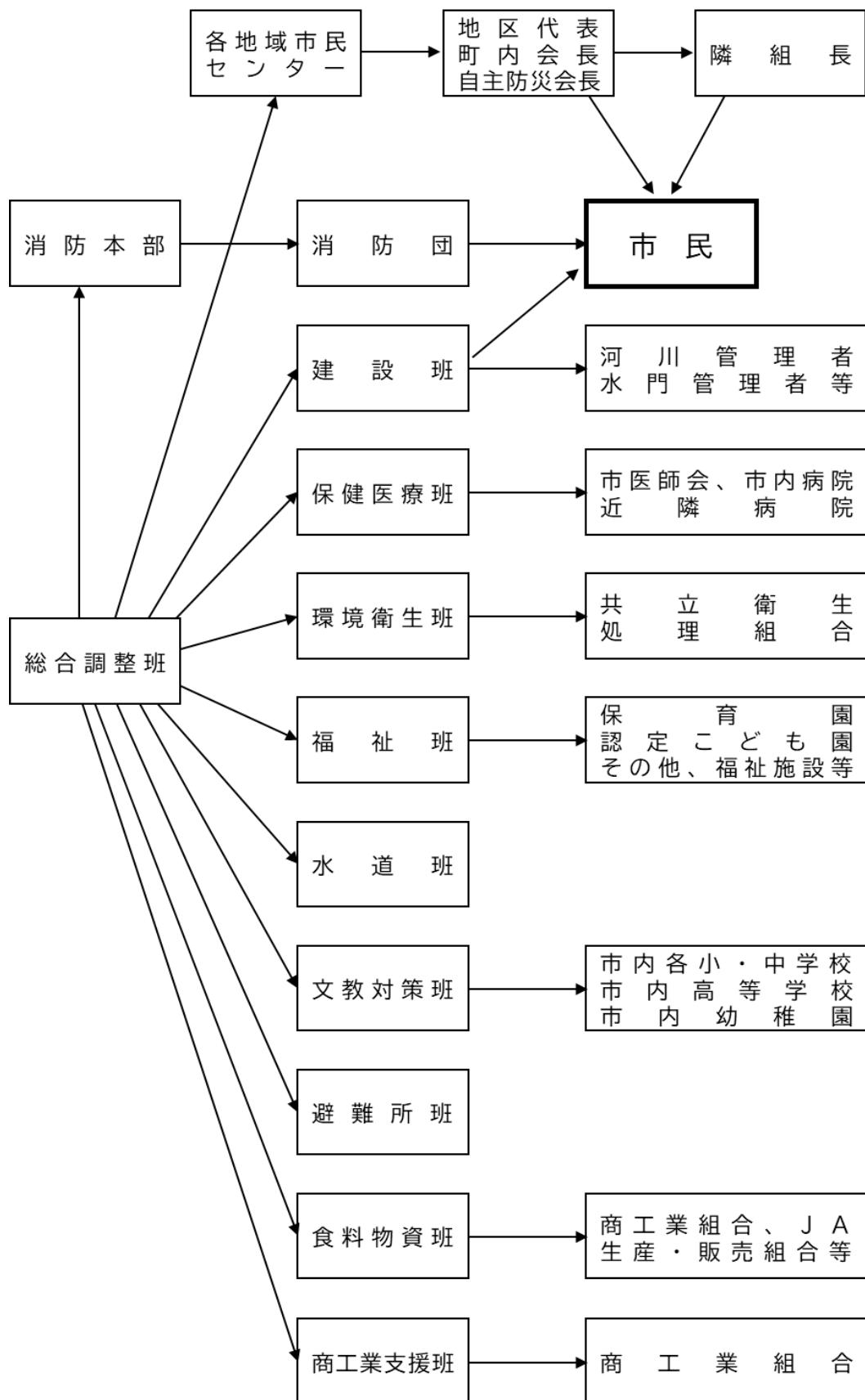
(1) 気象情報の伝達系統図



(2) 災害情報収集伝達計画図



3 市が気象注意報警報等を受け、災害の発生するおそれがあるときの市民その他関係機関への伝達経路（災害対策上、特に必要と認められた注意報、情報も含む。）



4 被害状況等情報収集活動の概要

(1) 情報収集・報告方法

- ア 市災害対策本部は、災害が発生した場合、直ちに情報等の収集活動を開始し、必要に応じて、村山警察署及び関係機関と密接な連携をとり、全市的な被害の状況、その他災害対策活動に必要な情報を収集し、隨時、市災害対策本部長に報告するものとする。
- イ 班所管は情報収集に当たり、各班長はあらかじめ決められた要領により、市災害対策本部長に報告するものとする。
- ウ 震度4以上の地震が発生した場合、人的被害、建物等の被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害等を山形県防災情報システムに登録する。また、人的被害の発生や住家の倒壊など重大な情報については、隨時電話等で県村山総合支庁総務課を通じて、県防災危機管理課に報告する。
- エ 山形県防災情報システムが不具合等で使用不能のときは、電話、県防災行政無線等で県村山総合支庁を通じて、県防災危機管理課に報告する。
- オ 緊急を要する場合は、県防災危機管理課に直接報告する。なお、通信途絶等により県との連絡が取れない場合は、直接総務省消防庁へ報告する。
- カ 災害が同時に多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への119番通報が殺到した場合、その状況を直ちに県防災危機管理課及び総務省消防庁に報告する。

(2) 情報収集・報告内容

山形県災害報告取扱要領等の定めるところにより、被害情報を次のとおり区分し、被害報告等を次のとおり区分する。

- ア 人的被害
- イ 建物被害
- ウ ライフラインの被害（電気、水道、下水道、電話、道路等）
- エ 公共施設の被害
- オ その他の被害
- カ 災害発生直後で状況把握が出来ない場合は、数値報告に代えて、具体的な状況や個別の災害の概略情報を報告する。

(3) 情報収集・伝達体制

市民、関係機関への情報の収集伝達は、気象注意報警報等の要領に準ずる。

(4) 情報収集・報告の手段

- ア 次の手段で情報収集伝達を行う。

連絡先	通信手段
市災害対策本部各応急対策班	庁内放送、電話、メール、口頭、ビジネスチャットツール
県	防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、メール
関係機関	電話、FAX、メール
一般市民	防災行政無線、広報車、サイレン、緊急速報メール、ホームページ、SNS
自衛隊（県との連絡が不通の場合）	防災行政無線、電話、FAX
消防庁（県との連絡が不通の場合）	同上

- イ 災害時に通信設備が途絶えた場合は、次の手段で情報の収集伝達を行うものとする。
- (ア) 情報の収集及び伝達に際しては、自動車・オートバイ・自転車又は徒歩による方法で行う。
- (イ) 災害応急措置の実施に際し、特に必要のあるときは、災害対策基本法その他関係法令の定めるところに基づき、警察無線・その他の機関の通信設備を使用することにより通信を確保するものとする。

5 情報収集機器の整備状況

災害時に通信設備が途絶えた場合を想定し、市役所に非常用通信機器を配備する。

配 備 箇 所	配備する機器（個数）	配備年度
村山市役所	衛星携帯電話（1台）	平成25年度

第2款 広報計画

1 計画の基本的な考え方

地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語などによる社会的混乱を防止するために、市、防災関係機関及び報道機関等が協力して広報活動を行う。

2 基本的な事項

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語などによる社会的混乱を防止することにある。

また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

広報活動により提供される被災地の情報を最も求めているのは、直接的な被災者である被災地の住民及び滞在者であるが、被災地以外の被災地関係者もその情報を求めていることに留意する。

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

3 広報機関における各機関の役割分担

市及び防災関係機関は、災害時情報ニーズに応えるため、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ、広報車等の多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。活動に当たって、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。

(1) 市

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 防災行政無線による広報

(イ) 各地域の地域専門員による呼びかけや印刷物の配布・掲示

(ウ) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(エ) 自治会、町内会、隣組等を通した情報伝達

(オ) 住民相談所の開設

(カ) 県を通じての報道依頼（必要に応じ、報道機関へ直接依頼）

(キ) 市ホームページや緊急速報メールによる情報提供などインターネットの活用（ソーシャル・ネットワーキング・システム（SNS）等）

ウ 項目

(ア) 安否情報

(イ) 避難、医療、救護及び衛生に関する情報

(ウ) 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況

(エ) 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報

(オ) 被災地支援に関する事項（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）

(カ) その他、被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

工 災害情報拠点

市災害対策本部が実施する対策等については、次の施設を拠点として広報を行う。

(ア) 市役所、北村山視聴覚教育センター、各地域市民センター等の公共施設

(イ) 避難所等

(ウ) JR村山駅、JR袖崎駅、道の駅「むらやま」

(2) 警察

ア 役割

被災者及び被災地の関係者に対する情報提供

イ 手段

(ア) パトロールカーによる広報

(イ) 報道機関への報道依頼（必要に応じ県を通じて依頼）

ウ 項目

(ア) 被災者に関する情報

(イ) 安否情報

(ウ) 通行の可否、交通規制及び渋滞等の交通情報

(3) ライフライン関係機関（電気及び電気通信事業者等）

ア 役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

(ア) 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

(イ) 利用者相談窓口の開設

(ウ) 市の防災行政無線の活用（市へ広報依頼）

(I) 報道機関への報道依頼（必要に応じ、県を通じて報道依頼）

(オ) インターネットなどの活用

ウ 項目

(ア) 被災区域及び被害状況

(イ) 設備が使用可能な場合は、使用上の注意

(ウ) 復旧の状況及び見込み

(4) 公共交通機関

ア 役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報

イ 手段

(ア) 乗降場での印刷物の掲示

(イ) 場内及び車内等での放送

(ウ) 市の防災行政無線の活用（市へ広報依頼）

(I) 報道機関への報道依頼（必要に応じ、県を通じて報道依頼）

(オ) インターネットなどの活用

ウ 項目

(ア) 不通区間及び運行状況

(イ) 復旧の状況及び見込み

4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報を得たとき、それぞれの計画に基づき、速やかに災害に関する報道又は通信を行う。また、市は、次により放送機関に放送要請を行う。

- (1) 市は、原則として県を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

資料編：報道機関

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

県及び市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 市民への的確な情報伝達

県及び市は、地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

6 地震発生後の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

ア 市の広報事項

- (ア) 余震情報
 - (イ) 地震時の一般的注意事項
 - (ウ) 初期消火活動及び人命救助の呼びかけ
- (イ) 災害情報及び被害情報
- (オ) 避難に関する情報

(2) 災害応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

ア 市の広報事項

- (ア) 安否情報
 - (イ) 市民に対する避難指示等
 - (ウ) 災害情報及び被害情報
- (イ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
- (オ) 避難所の開設状況
- (カ) 緊急交通路確保の協力要請
- (キ) ボランティア受入れ情報

イ 警察の広報事項

(ア) 市民に対する避難指示等

(イ) 安否情報

(ウ) 被災者に関する情報

(エ) 交通規制に関する情報

ウ ライフライン関係機関

(ア) 被災による使用不能状況

(イ) 使用可能な設備については、使用上の注意

エ 公共交通機関

(ア) 不通区間及び運休状況

(イ) 臨時ダイヤの運行状況

(3) 災害応急対策本格稼動期（地震発生後概ね3日目以降）

ア 市の広報事項

(ア) 消毒、衛生及び医療救護情報

(イ) 小中学校の授業再開予定

(ウ) 仮設住宅への入居に関する情報

(エ) 被害認定及び罹災証明書の発行に関する情報

イ ライフライン関係機関及び公共交通機関の広報事項

(ア) 復旧見込み

(イ) 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

ア 市の広報事項

(ア) 罷災証明書の発行

(イ) 生活再建資金等貸付

(ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担

(エ) その他、生活再建に関する情報

7 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

市は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

- (1) 市は死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、行方不明者等の安否情報については、必要に応じて報道機関の協力を得て公表する。
- (2) 県は死亡者の情報を、報道機関を通じて公表する。
- (3) 災害発生により、著しく通信が輻輳する場合、安否等の情報を円滑に伝達できるように、東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、災害伝言ダイヤル「171」を速やかに開設する。また、各移動通信事業者においては「災害用伝言板」を同様に開設する。

8 広報活動実施上の留意点

- (1) 市は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるように、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送、テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。
また、広報車等で巡回しながら、自主防災組織及び自治組織等のニーズの把握や市民生活の状況把握に努める。
- (2) 市は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳の配置、図やイラストの使用、日本語並びに外国語及びやさしい日本語による表示・放送等の措置に努める。
- (3) 市は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

9 広聴活動

(1) 市の状況

ア 相談窓口の設置及び実施体制

被災者のための市民相談所を設け、被災市民の相談、要望、苦情等を聴取するとともに、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に臨時相談所を設置する。

また、広報車等で巡回しながら、自主防災組織及び自治組織等からニーズの把握や市民生活の状況把握に努める。

イ 専門家の協力

借地・借家関係等についての法律相談、税、社会保険に関する相談、住宅の応急修繕相談等については、専門家の知識を求める。

ウ 総合（複合）災害情報

災害発生後に予想される安否確認、交通状況及びその他の問い合わせに対応するため、総合的な情報を提供する窓口を設置する。

窓口では、義援金、支援施策、国・県の情報についても提供を行う。

- (2) 県は、通常の県民相談窓口に加えて、災害対応の総合的相談窓口を設置するとともに、市の行う広聴活動を支援する。なお、総合的相談窓口には、NTTに要請して専用電話を設置し、報道機関を通じてその電話番号を県民に周知する。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置する。

資料編：村山市防災行政無線運用基準

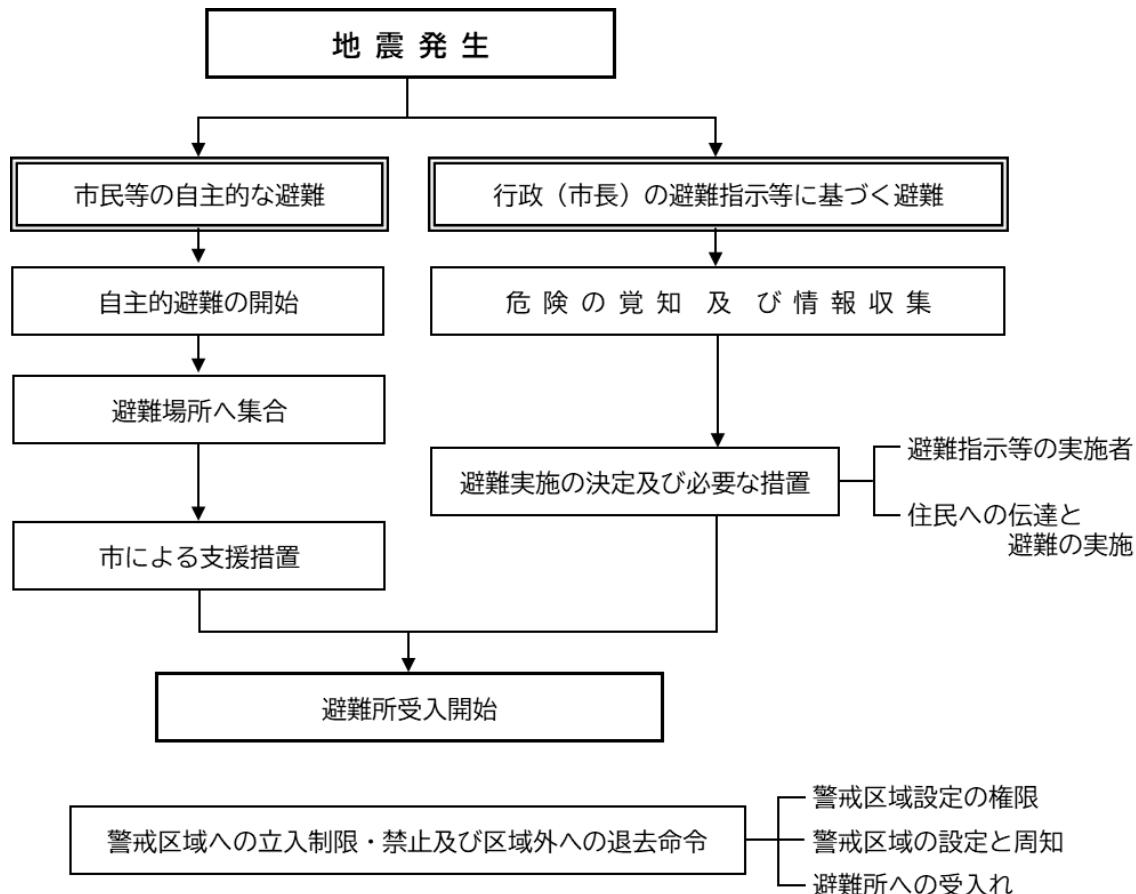
第3節 避難計画

～ 確実な自主避難と避難行動のために ～

1 計画の基本的な考え方

この計画では、地震や二次災害から地域住民の生命財産を保護するために、住民の自主避難行動並びに村山市及び防災関係機関が実施する避難活動について定める。

2 避難指示応急対策フロー



※ 避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 市民等の自主避難

(1) 自主的避難の開始

市民等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、地域の代表を通じて市に避難先、避難人数等を連絡する。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(2) 市の支援措置

市は、市民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

4 行政が行う避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 市及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、市民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するように留意する。

避難指示等の対象地域、判断時期などについて国及び県に対して助言を求める。また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 市は、余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

また、災害発生のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難指示等の実施者（発令者）

避難指示等の発令は、災害対策基本法第60条に準拠し、原則として市長が実施する。

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 地震に関する避難指示等

発生する地震災害規模等は様々な場合が想定されるが、避難指示等を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

区分	避難指示等の基準
局地的な災害で 地域を限定した 場合	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 河川が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき <input type="radio"/> 火災が拡大するおそれがあるとき <input type="radio"/> 爆発するおそれがあるとき <input type="radio"/> ガスの流出拡散により、周囲地域に危険が及ぶと予想されるとき <input type="radio"/> 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき <input type="radio"/> 建物が被害を受け、居住に危険があるとき <input type="radio"/> その他生命、身体を守るために必要と認められるとき
広域的な災害で 地域を限定しない 場合	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 火災が延焼し更に拡大し、又はそのおそれがあるとき <input type="radio"/> ガスの流出拡散により、広域的な危険が予測されるとき <input type="radio"/> 県災害対策本部長から避難についての指示の要請がなされたとき <input type="radio"/> その他生命、身体を守るために必要と認められるとき

ウ 避難の目安となる5段階のレベル

警 戒 レベル	避難情報等	状 况	住民がとるべき行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発令)	災害発生または 切迫	命の危険直ちに安全確保！ 指定された避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所に移動して緊急安全確保の行動をとる。 ただし安全を確保できるとは限らないため警戒レベル4避難指示までに必ず避難する。
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅周辺の災害リスクを確認したり、指定された避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認する。避難情報を把握する方法や自分の避難行動をしっかり確認
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する。

※高齢者や障がいのある人、その支援者などは危険な場所から避難する。それ以外の人も状況に応じて避難の準備を始めます。早めの避難が望ましい場合は自主的に避難を開始する。

(3) 避難場所

第2編第1章第6節「避難体制整備計画」で定めた避難場所等に避難する。

(4) 市民等への伝達

ア 避難指示の内容

- (ア) 要避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難時の注意事項

イ 避難の広報

- (ア) 防災行政無線、サイレン吹鳴装置、警鐘、標識、広報車の巡回、拡声器、口頭、テレビ・ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、市民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。
- (イ) 避難行動要支援者への避難指示等の発令に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、各地域の地域専門員、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

- (ウ) 市は、市民に対する避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定に留意するとともに避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- (イ) 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること。避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が行われるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (5) 避難指示等を実施した場合の報告等
- ア 知事等に対する報告
- (ア) 市長は、避難指示等を実施したときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (イ) 災害対策基本法第61条の規定により、警察官が単独で避難指示等を実施したときは、市長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に通知する。
- イ 関係機関等に対する連絡
- 避難指示等は、村山警察署と綿密な連絡を取りながら行う。
- ウ 避難所等の管理者に対する連絡
- 避難指示等の実施責任者は、避難指示等を行ったときは、直ちに避難所等として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難所等の設置を依頼するものとする。
- (6) 避難誘導
- 市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 市、消防機関及び警察機関による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。
- また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者台帳及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。
- ア 誘導体制
- (ア) 市は、職員、各地域専門員のほか、消防団員及び村山警察署の協力を得て、あらかじめ指定している避難所等に誘導員を配置し、市民等を避難誘導する。
- (イ) 消防機関は、避難指示等が出された場合は、被害の規模、道路や橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び村山警察署に通報するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって市民等の避難誘導に当たる。
- (ウ) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難道路上にある障害物を排除する。
- (イ) 村山警察署は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させるものとする。
- (オ) 市は、必要に応じ、県に対して車両、ヘリコプター等の支援の確保を要請し、また、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- イ 誘導の順序
- (ア) できるだけ各地域、行政区、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (イ) 避難の順位は避難行動要支援者、傷病者等を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

ウ 避難の手段

- (ア) 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織等が協力して避難を行う。
- (イ) 市は、必要に応じて、車両等を活用し、市民を迅速かつ安全に避難させる。

エ 携帯品の制限

避難に当たっての携帯品は地勢・天候・季節等により異なるが、その状況に応じた最小限度のものとし、円滑な避難が実施されるよう努める。

(7) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。この場合、解除の伝達は、避難指示等の発令と同様の方法により行う。

資料編：指定避難所一覧（小・中学校）

災害時避難所一覧

5 学校・病院等における避難

学校、幼稚園、保育施設、病院、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な避難方法を検討するとともに、避難対策について、職員又は従業員等に周知、徹底を図るものとする。

6 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められたとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることが出来る。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職權を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法第63条第1項)
	警察官	市長又はその委任を受けて市長の職權を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (災害対策基本法第63条第2項)
	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	市長又はその委任を受けて市長の職權を行う市の職員が現場にいない場合に限る。(災害対策基本法第63条第3項)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第23条の2)
	消防吏員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)

	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。 (消防法第28条)
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定 (水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(2) 警戒区域の設定と周知

ア 警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

イ 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った市民等がある場合、市長は必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れる。

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

市、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

市、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するよう努める。

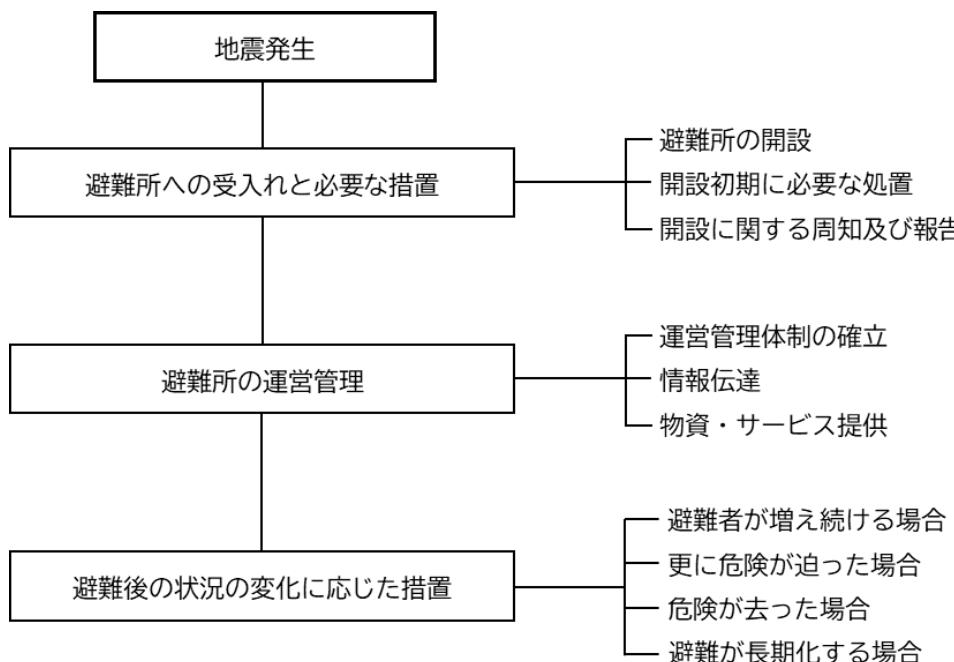
第4節 避難所運営計画

～ 避難所の適正な運営のために ～

1 計画の基本的な考え方

地震により災害が発生した場合に、市が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設

市は、市民に避難指示等を発令した場合、又は指定緊急避難場所等に避難した市民が住家の倒壊等により、避難所への収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに市職員を避難所に派遣し、迅速な開設に努める。

避難所の開設に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- イ 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。併せて、令和2年における新型コロナウィルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。
- ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。
- エ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

カ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

キ 災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内の期間に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き(知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。)をとる必要がある。

(2) 避難所の受け入れ対象者

避難所への受け入れ対象者は、災害により被害を受けた者、もしくは受けるおそれのある者、避難指示を受けた者及び交通機関の不通により帰宅が困難になった者(帰宅困難者)、その他、市災害対策本部長が必要と認めた者とする。

(3) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

市は、避難住民の代表者等と協力して避難者台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳(男女別、年齢別等)を把握し、市災害対策本部に報告する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営に当たっての責任者の選定

市は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

市は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を第13節「生活支援関係」の各種計画により早急に行う。

エ 通信手段の確保

市は、避難所と市役所との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

市は、被災者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(4) 開設に関する周知及び報告

市は、指定避難所を開設した旨を速やかに住民等に周知徹底するとともに、村山警察署及び消防署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。また、次の事項を県へ速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

資料編：村山市避難所開設・運営マニュアル

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市長の責任の下で行うが、学校その他の施設が避難所となった場合、学長等の施設管理者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市長に協力する。

(1) 運営管理体制の確立

市は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営委員会を設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

市は、避難所の運営委員会と協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビやラジオを設置すること等により情報を提供する。

また、東日本電信電話株式会社に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

さらには、聴覚障害を持つ避難者等に配慮し、掲示板の設置やチラシの配布、手話等により情報を提供する。

(3) 物資・サービス等の提供

市は、避難所の運営委員会を通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入れ人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、市内の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を市外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

市は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じて県及び警察等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼するなど、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避難場所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

市は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営委員会に届け出る。また、避難所の運営委員会は、退去状況を、逐次、市に連絡する。

(4) 避難が長期化する場合

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

6 避難所の運営に係る留意点

(1) 市のとるべき措置

ア 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合、避難所の運営に当たって次の点について留意する。特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。このため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講

じるとともに、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

(ア) 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬期には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(イ) 衛生、給食及び給水等対策

- a 入浴機会の確保及びゴミ処理等の衛生面に十分配慮する。入浴施設については男女別に確保する。
- b 断水しても使用可能な簡易トイレを確保する。
- c 炊出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- d 配食等に当たっては、管理栄養士の関与に努める。

(ウ) 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応、男女のニーズの違い等について配慮する。

(エ) 要配慮者に対応した運営、環境整備

- a 掲示板、チラシ、通訳者の配置等、要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- b 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- c 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
- d 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

(オ) 避難所運営への女性の参画促進

市は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

(カ) 男女のニーズの違いに配慮

市は、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(キ) 各機関への協力要請

市は、避難所運営に際し、必要に応じて県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びNPO・ボランティア等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、

食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して強力を求める。

(ク) 自治的な運営組織の立上げ支援

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- イ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

資料編：災害時のペット対策

ウ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、適切に受け入れることとする。

エ 被災地において新型コロナウィルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

オ 指定避難所における新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) 市民の心得

避難所に避難した市民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がける。

- ア 運営委員会を中心とした組織の結成とリーダーへの協力
イ ゴミ処理、洗濯及び入浴等生活上必要なルールの遵守
ウ その他、避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

7 他自治体からの避難者受入れ体制

市内における被害が無い又は軽微な場合、他自治体からの要請に応じ、以下のとおり避難所を開設する。

- (1) 避難所に指定する施設は、受入れ見込み数等に応じて、次の施設のうちから検討する。
ア 村山市民体育館
イ 山の内自然体験交流施設やまばと
- (2) 受入れに要する経費は、要請元自治体に災害救助法が適用されている場合は、要請元自治体のある都道府県に対し山形県を通じて請求するものとする。それ以外については協議のうえ決定する。
- (3) 避難所の運営管理については、原則、本節で前述した内容と同じとする。

第5節 孤立集落の応急計画

～ 情報通信と交通手段の途絶による孤立を防ぐために ～

1 計画の基本的な考え方

大規模災害における孤立集落の要因は、大別して情報通信の途絶による孤立と交通手段の途絶等による孤立が考えられる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を困難にし、また、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、集落住民の生活に大きな影響を与えることが予想されることから、関係機関の連携のもと、被害実態の早期確認、救急・救助活動の迅速な実施、緊急物資の輸送、アクセス道路の応急復旧による生活確保など、優先順位をもってあたる孤立集落対策について定める。

2 対策活動の内容

(1) 孤立実態の把握

ア 発災時には、平素からの孤立地域予想に基づき、直ちに各集落と連絡を取り合い、孤立の有無と被害状況について確認する。

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

イ 市は、孤立が予想される集落に対し、NTT回線、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機及び防災行政無線を活用して、孤立集落の発生状況及び被害の概要について情報収集をおこなうとともに、県に対して直ちに報告するものとする。

(2) 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き孤立集落からの救出活動を実施する。

ア 県が実施する対策

県は、市からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとし、市に対し臨時ヘリポート及び要員の確保について指示を行うとともに、負傷者等の搬送の場合は、市と連携し救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。

また、市からの要請に基づき、孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等について、早期に救出できるよう手配する。

イ 市が実施する対策

市は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、その概要を直ちに県に対し報告し、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所の臨時ヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況に関し、出来る限り多くの情報を収集して報告する。

また、負傷者が多い場合は、医師等を現地派遣するとともに、孤立の状況、避難場所の有無について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

NTT回線が不通となった場合、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機及び防災行政無線で必要な情報を伝達する。また、アマチュア無線を活用し収集・伝達を行う。また、各関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を図る。

ア 県が実施する対策

県は、電気通信事業者に対し、衛星携帯電話等の臨時配置について協力を求めるとともに、アマチュア無線災害時応援協定に基づき、日本アマチュア無線連盟山形県支部に対し、情報の収集・伝達について協力を依頼する。

イ 市が実施する対策

市は、孤立した集落に職員を速やかに派遣するとともに、携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用など、あらゆる方法によって情報の収集・伝達手段の確保を図る。

ウ 関係機関が実施する対策

東日本電信電話株式会社は、災害対策機器により市指定の避難場所に特設公衆電話を設置するものとする。

エ 集落住民が実施する対策

農道、林道の使用可能な迂回路の活用及び携帯電話、衛星携帯電話、簡易無線機、アマチュア無線など使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努めるものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立集落住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に実施する。また、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

ア 県が実施する対策

県は、生活必需物資の輸送について、市から要請があった場合は、各種ヘリコプターの手配及び調整を行うとともに、陸上輸送力の確保についても手配する。

イ 市が実施する対策

市は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプターの確保を要請する。

ウ 集落住民が実施する対策

孤立集落内においては、食料品等を相互に融通し合うとともに、隣接する集落と連携を取り合いながら、集落全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立集落に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送用道路を確保する。

ア 県が実施する対策

県は、孤立集落に通じる県管理道路について、速やかに応急復旧に努める。

市が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容を速やかに調整し、道路管理者の取るべき措置について指導する。

イ 市が実施する対策

市は、孤立集落に通じる道路の被災状況を早急に把握し、徒步、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通の確保に努める。

ウ 関係機関が実施する対策

道路管理者の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第6節 救助・救急計画

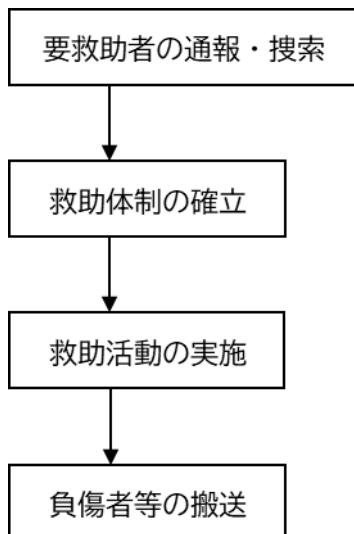
～ 早急な救助・救急のために ～

1 計画の基本的な考え方

災害による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、市、消防機関、県、警察、及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に、大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救助・救急計画フロー



3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生埋め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防機関、警察等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に生埋め者の救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

消防機関、警察等は、必要に応じ自主防災組織の協力を得て地域を分担し、被災地内の生埋め者を捜索する。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、市消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

市は、直ちに村山市医師会等と協力して、適所に医療救護所を開設する。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 機材の投入

災害現場の状況に応じて機材を投入して、迅速に救出活動を行う。

(3) 応援要請

市は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係機関に応援を要請する。

ア 消防機関への要請

市長及び消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、被災地ブロック幹事消防機関又はブロック幹事消防機関へ応援を要請する。

イ 民間組織への要請

市長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

ウ 山形県ドクターへリの要請

消防本部は、想定される被災者数等より必要と判断する場合は、山形県ドクターへリを要請する。

(4) 救助活動の実施

ア 緊急交通路の確保

警察は、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

イ 救助隊の誘導

消防及び警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

ウ 救助活動の実施

(ア) 消防機関、警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。また、消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

(イ) 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

(ウ) 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護に当たるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

エ 慘事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

オ 職員の健康管理

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウィルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(5) 負傷者等の搬送

ア 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を緊急告示病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先

の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。ドクターヘリが被災地に到着し、現場でドクターが活動している場合は、現場にいるドクターの指示に従う。

イ 搬送における留意点

- (ア) 消防機関は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。
- (イ) 救出した負傷者には応急手当を施し、直ちに救急車及び緊急車両等を活用して、救護所へ搬送する。この場合、災害現場から最寄りの救護所までの搬送は、消防本部が消防団、警察署、自主防災組織の協力を得て実施する。

資料編：ドクターヘリランデブーポイント一覧

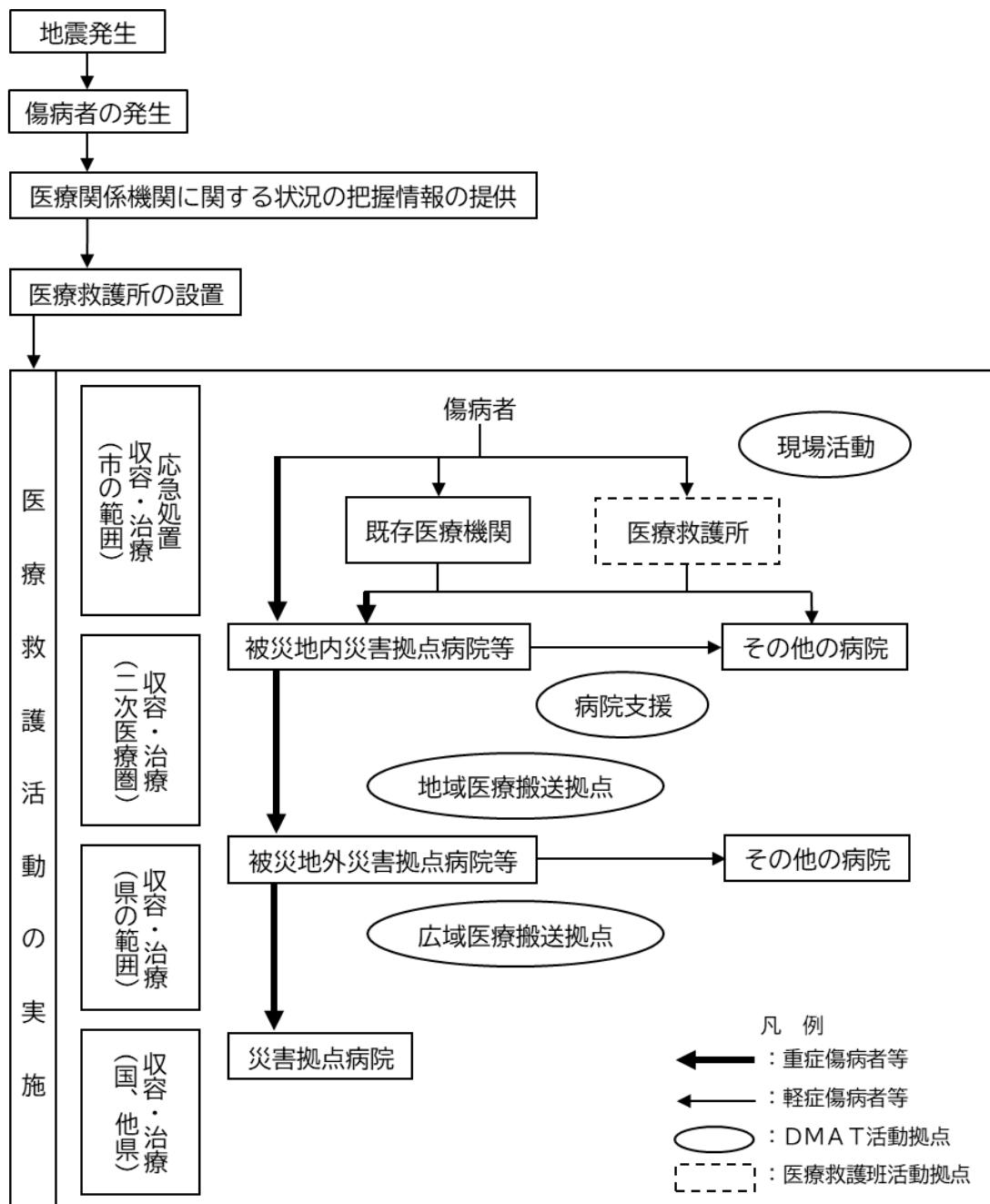
第7節 医療救護計画

～ 一人でも多くの人を救命するために ～

1 計画の基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために市及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー



3 医療救護体制

(1) 医療救護体制

災害発生時に、次の応急医療体制にかかる措置を講ずるものとする。

- ア 施設の確保
- イ 医師の確保
- ウ 看護師の確保
- エ 医療救護班の編成
- オ 医療品及び医療器具の確保
- カ 救急搬送体制の確保

(2) 医療救護班の編成

ア 市長は、応急の医療を実施するため、機関ごとに医療救護班を編成する。

イ 医療救護班としては、村山市医師会「災害救護隊」、日本赤十字社「医療救護班」が考えられる。

ウ 班の編成は原則的に次の構成とする。

医師：1名 保健師・看護師：3名 事務職員：1名 自動車運転手：1名

合計：6名

(3) 応援要請

災害が予想以上に大規模で、医療救護班で対応できない場合、市長は、県を通じて「災害派遣医療チーム（DMAT）」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請する。

4 医療救護所の設置

(1) 設置場所

村山市保健センターを中心に、避難所その他の災害地域周辺で安全な場所、医療機関のうち、適當と思われる場所に救護所を設置する。

(2) 医療救護及び助産活動

医療救護は、原則的に医療救護班が、救護所において、次の方法で行う。

- ア 傷病者に対するトリアージの実施
- イ 傷病者に対する応急処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送準備
- エ 転送が困難な傷病者及び軽傷者に対する医療
- オ 助産救護
- カ 死亡の確認及び遺体の検案

5 各医療関係施設等における活動

(1) 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、収容避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、市は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

(2) 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入れ、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

イ 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、市医師会等を通じて市の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

(3) 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

ア 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

イ 傷病者等の二次医療圏内での受入れの拠点となること

ウ 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること

エ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

オ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

(4) 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。

ア 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと

イ 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行うこと

ウ 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

(5) DMA T（災害派遣医療チーム）指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

(6) 被災地外の一般医療機関

ア 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

イ 協定等に基づき、又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

6 医薬品・医療資器材等の確保

(1) 市は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等は、医師や保健師の携行によるほか、市内薬局等からを調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

(2) 県は、市又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また、供給に当たっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

(3) 県は、被災した医療機関の医療機器の損傷について、必要な修理が速やかに行われるよう、関係団体に要請する。

7 傷病者等の搬送

- (1) 傷病者等の搬送については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが一元的に調整を行う。
- (2) 医療機関は、原則として消防機関に傷病者の搬送を依頼する。
- (3) 市は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。
- (4) 県は、医療救護班及びDMA T、D P A Tの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。
また、必要な場合は、ヘリコプターを利用して、重症傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMA T、D P A Tの派遣、並びに医療資器材の搬送等を行うよう必要な調整を行う。その際は、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害活動計画」に基づき設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。
- (5) 県は傷病者等の広域搬送を行うため、広域医療搬送拠点（S C U）を整備する。

資料編：山形県広域消防相互応援協定

山形県消防広域応援隊に関する覚書

山形県消防防災ヘリコプター応援協定

臨時ヘリポート一覧

ドクターヘリランデブーポイント一覧

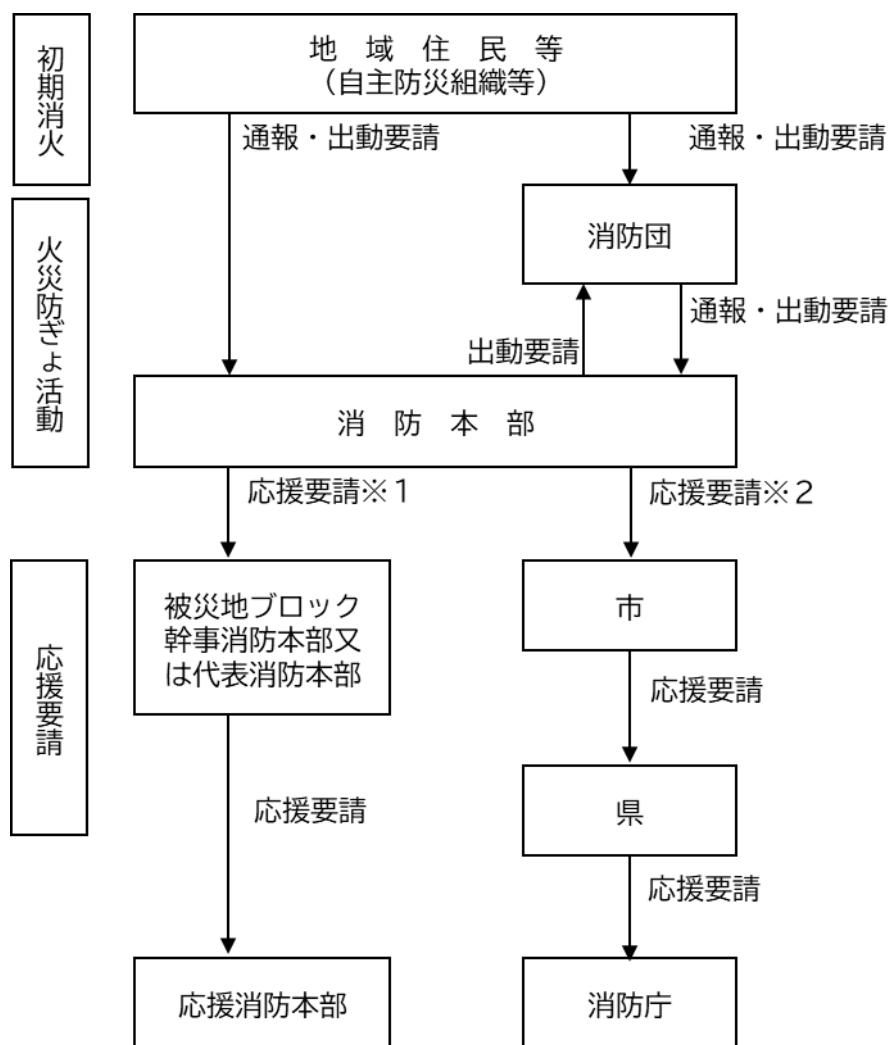
第8節 消火活動計画

～ 火災被害を最小限にするために ～

1 計画の基本的な考え方

地震発生時の火災による被害を最小限にするため、市民、自主防災組織及び消防機関等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



※1 山形県広域消防相互応援協定等に基づく要請

※2 山形県緊急消防援助隊受援計画に基づく要請

3 初期消火

(1) 住民等による初期消火及び早期通報

家庭、職場等においては、地震が発生したときは、コンロや暖房器具等の火を消す等の出火防止及び初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは次により対処する。

ア 消防機関等へ速やかに通報（電話、駆け込み）するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織等による初期消火

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、自身の安全を確保しながら、消防機関が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編成等により、貯水槽等の消防水利、可搬式小型動力ポンプその他の防災資機材を活用して初期消火に当たり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 消防団による火災防ぎよ活動

消防団は、消防本部と緊密に連携し、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかけるとともに、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎよ活動に当たる。

5 消防本部による火災防ぎよ活動

二次災害としての火災対策は、別に定める「村山市消防計画」による。

6 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎよ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、市長等は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

市長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」等に基づき、市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

知事又は被災市町村長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」、「村山市消防本部緊急消防援助隊受援計画」及び「山形県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」に基づき、応援受入体制を整備する。

資料編：山形県広域消防相互応援協定

山形県消防広域応援隊に関する覚書

第9節 危険物等施設応急計画

～ 危険物等施設の応急対策を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

地震に伴う危険物施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設の災害応急対策

(1) 市の対応

ア 市は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、市民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、市民への広報や避難立ち退きの指示を行う。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させる。

(2) 危険物等取扱事業所の応急対策

ア 関係機関への通報

危険物等取扱事業所等は、地震により被災した場合、消防機関、警察、市及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

イ 市民への広報

危険物等取扱事業所は、市民の安全のため、必要に応じ市、県及び報道機関の協力も得て、市民への広報及び避難誘導を行うなど適切な措置をとる。

ウ 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

エ 危険物等施設の応急対策

(ア) 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し、又は危険物等の除去を行うなど適切な措置を行う。

(イ) 危険物等取扱事業所は、危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(ウ) 危険物等取扱事業所は、危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

4 個別の災害応急対策

(1) 火薬類

ア 販売所等における応急措置

販売事業者は、地震による火災等が発生し、火薬庫や庫外貯蔵所等が被災するおそれが生じた場合で、保管・貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。ただし、道路が危険であるか又は搬出の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる

とともに、その措置内容について防災関係機関に速やかに報告する。

また、火薬庫については、入口、窓等を目塗りで完全に密閉し、木部には防火措置を講じるとともに、必要に応じて周辺住民に避難するよう警告を行い、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

イ 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄する。

ウ 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業主等の指示を受けて対処する。

エ 火薬庫における応急措置

火薬庫は構造的に地震に強く、一般住宅からも保安距離が確保されているため延焼等の二次災害は少ないと考えられるが、非常時の場合は、近隣火薬庫所有者に火薬類の保管委託を行う。

(2) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏えいした場合には、緊急遮断等の漏えい防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏えいした場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難指示等を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置に当たっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

ア 施設の破壊により放射線源の露出、流出等が発生し、又はその危険がある場合は、被害の拡大防止に努めるとともに、消防、県警察、市及び県等関係機関や文部科学省に通報する。

イ 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。

ウ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張りを置いて関係者以外の立入りを禁止する。

5 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努める。

(1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市、消防機関、警察及び河川管理者等関係機関に通報又は連絡する。

(2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。

イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ、又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(4) 水質汚濁防止法及び同施行令又は大気汚染防止法及び同施行令に規定される有害物質（石綿を含む）が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び県村山総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

第10節 行方不明者等の搜索及び遺体対策計画

～ 正確な情報で、速やかな身元確認を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

大規模な地震に伴う建造物の倒壊及び火災等により発生する多数の死者について、その遺体を搜索、処置及び火（埋）葬するために、主として市が実施する災害応急対策について定める。

2 行方不明者、遺体等の搜索

(1) 市は、警察及び関係機関の協力を得て、行方不明者及び遺体等（周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊に対する搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

(2) 搜索依頼等の受理

ア 警察と協力して事情を聴取

市は、災害により行方不明などの問合せ、また搜索依頼等については、村山警察署と協力の上、聴取・記録する。

イ 行方不明者の名簿作成

市は、災害規模、被災地の状況に関する資料、安否情報により、行方不明者の名簿を作成する。

(3) 搜索隊の編成

市は、村山警察署と連絡をとり、消防団、自主防災組織などの協力を得て、搜索隊を編成し搜索を実施する。

(4) 搜索用機材

市災害対策本部の資機材が不足するときは、建設業協会を通じ建設業者の協力を得て、搜索に必要な車両その他の器具を借用し実施するものとする。

(5) 搜索

搜索隊は行方不明者名簿に基づき搜索活動を行う。

(6) 遺体発見後の処置

ア 遺体発見に至ったときは、市災害対策本部長、警察署長に報告する。

イ 発見した遺体は現地で一定の場所に集め、監視を行う。

3 遺体の処置等

(1) 遺体の収容

ア 市は、発見の報告があったときは、速やかに村山警察署に連絡するが、その検視（死体見分）を待ち、必要に応じて、次の方法により、遺体を取り扱う。

イ 遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）は現地等において、医療救護班が医師会等の協力を得て実施し、死亡診断の他、洗浄、縫合、消毒等の必要な措置を行う。

ウ 検案を行った遺体は、各防災関係機関の協力を得て、市が設置する安置所へ搬送する。

(2) 遺体の安置

ア 遺体安置所は、避難所、医療救護所とは別の場所に確保、設置するものとする。

イ 安置場所は、可能な限り水、通信、交通手段を確保できる場所とする。また、検案業務のほか、身元不明の遺体収容所として使用可能な場所、なお、遺体安置所に適当な建物がない場合は、天幕、幕張などの設備を設ける。

- ウ 遺体の収容状況については、報道機関を通じて、市民に対する広報に努める。
- エ 遺体を安置し腐敗を防止するため、棺やドライアイスなど必要な物品を確保する。その場合、葬儀関連会社に協力を求めていく。

(3) 遺体の検案・処置等

- ア 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
- イ 市は、医師会等の協力を得て、遺体の検案を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- ウ 県は、市から応援要請を受け必要と認める場合は、協定に基づき山形県医師会、山形県歯科医師会等に遺体の検案及び処置を要請する。

エ 県警察は、山形県医師会及び山形県歯科医師会の協力を得て遺体の検視及び身元確認等を行う。

(4) 身元不明遺体の処理

- ア 身元不明の遺体については、市が村山警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。
- イ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の火（埋）葬

- (1) 災害による犠牲者の遺体は、死亡にかかる所定の手続きを経て、速やかに遺体の火（埋）葬を行う。
- (2) 河北町ほか2市広域斎場組合の施設の能力を確認し、死亡者が多数のため、能力を超えたときは県と協議し近隣市町で火葬を行う。
- (3) 遺体の火（埋）葬を行う者がいないとき、又は判明しないときは、市が火（埋）葬を行う。
- (4) 市は、火（埋）葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努め、相談窓口を開設し火（埋）葬を支援する。
- (5) 市は、死亡者が多数のため、通常の手続では、遺体の腐敗等、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、火葬・土葬（仮埋葬）許可手続を簡略化について、県を通じて厚生労働省に協議する。
- (6) 災害救助法が適用された場合の遺体の火（埋）葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に火（埋）葬する者に支給する。

資料編：火葬場等の能力

5 広域相互応援協定

市は、自らの力により行方不明者等の捜索、遺体の処置、埋葬の実施が困難なときは、「広域応援体制」、「自衛隊災害派遣計画」により、応援を要請する。

資料編：大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第11節 交通輸送計画

～ 効率的な交通輸送を確保するために ～

1 計画の基本的な考え方

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的にし、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために実施する災害応急対策について定める。

2 交通計画

(1) 被害調査と把握

市は、地震発生後交通パトロールなどにより、速やかに市内の道路等の被害状況について、情報を収集するとともに、市が管理する道路について、あらかじめ定めた「点検マニュアル」に基づき、緊急輸送道路を優先的に点検し被災状況を把握する。

(2)迂回路の選定

市は、調査による被害状況に応じ村山警察署と協議し、適切な迂回路の選定を行う。

(3) 交通規制

被災地における道路の混乱を防止するために、救急車、消火活動車など災害応急対策車両の優先通行の確保など、道路の保全、交通の危険防止のため、速やかに被災地の交通を規制する。

規制行為	実施責任者	根拠法令	説明
緊急車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)	警察官	災害対策基本法 第76条 第1項、2項 道路交通法 第4、5、6条	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするために緊急の必要があると認められるとき
通行禁止等区域における支障物件の移動	警察官	災害対策基本法 第76条の3 第1項、2項	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき
	自衛隊	災害対策基本法 第76条の3、第3項	上記において警察官がその場にいないときに限る。
	消防吏員	災害対策基本法 第76条の3、第4項	上記において警察官がその場にいないときに限る。
道路の通行の禁止又は制限 (道路の区間の指定)	道路管理者	道路交通法第46条	道路の保全と交通の危険防止のため、次に掲げる場合 1. 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(4) 市民への広報

道路、橋梁の被害状況、迂回路、交通規制などについては、第2節第2款「広報計画」により周知に努めるものとする。

3 輸送計画

(1) 輸送車両の調達

市有車で不足する場合は、公共機関、市内業者（タクシー事業者、運送事業者など）、県トラック協会、バス業者の車両を借り上げる。

(2) 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

ア 応急対策活動期

- (ア) 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- (エ) 食料及び水等避難生活に必要な物資
- (オ) 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- (カ) 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

イ 復旧活動期

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

(3) 輸送の方法

ア 車両による輸送

各班の配車要請を取りまとめ、市有車両と借上げ車両を手配して配車するものとする。

イ 鉄道による輸送

被災者や物資の輸送のために、車両の増結、臨時列車の増発など、必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社山形輸送区、日本貨物鉄道株式会社新潟支店山形営業所と協議して適切な措置を講ずる。

ウ ヘリコプターによる輸送

- (ア) 緊急輸送が必要であるが、陸路による輸送が不可能であるときは、県を通じて、防災関係機関が保有するヘリコプターでの輸送を要請する。
- (イ) 県と連携して、臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整備する。

(4) 物資の集積蓄積場所

ア 物資の輸送を円滑にするために、物資をあらかじめ指定された集積場所に輸送する。

イ 物資集積場所が避難所として使用され、集積場所として利用できない場合は、隣接の公共施設に設置する。

(5) 輸送ルート

被災地への輸送ルート、被災地からの輸送ルートについては、村山警察署、各関係機関と協議の上ルートを選定し、道路啓開、交通規制を実施しながら緊急ルートを確保する。

(6) 応援の要請

ア 市災害対策本部による応急対策だけでは対応困難時は、「広域応援計画」により、他市町村や県に対し輸送車両の調達について協力を要請する。

イ 要請に当たっての把握事項

- ・輸送区間、借り上げ期間
- ・輸送人員、輸送量
- ・車両の種類、台数
- ・集積場所、日時
- ・その他必要事項

資料編：市公用車リスト

臨時ヘリポート一覧

第12節 ライフライン施設の応急対策計画

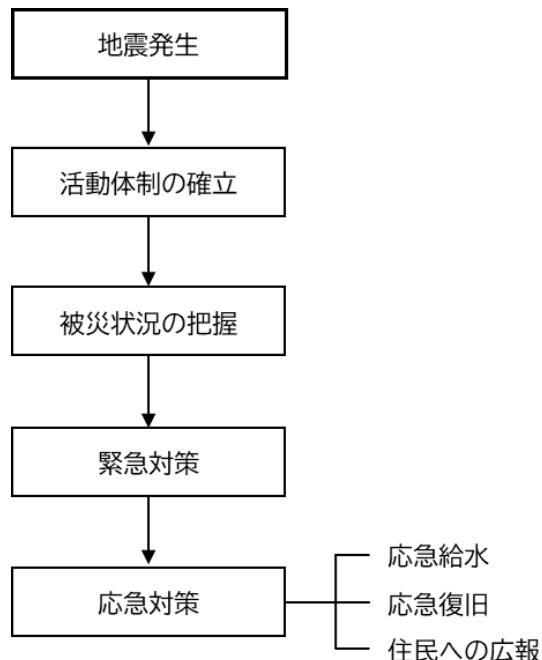
～ ライフラインの応急対策と復旧対策のために ～

第1款 給水・上水道施設災害応急計画

1 計画の基本的な考え方

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消防用水及び生活用水等を確保するため、市が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー



3 活動体制の確立

市は関係機関と連携調整し、必要に応じて公益社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という。）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という。）に基づき、関係機関に要員、応急資機材の応援を要請し、応援体制を敷く。

- (1) 第1節第2款「職員の動員配備計画」に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他課等の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 市のみでは、給水、復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員、資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 市管工事業協同組合と連携し、復旧活動を行う。
- (6) その他については、「村山市水道施設災害対策マニュアル（平成20年2月策定）による。

資料編：日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」
水道施設の災害に伴う復旧応援協定（管工事組合）

4 被害状況の把握

市は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡回点検による被災状況の把握
- (3) 市民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

5 緊急対策

市は、被害の拡大と二次災害の防止のため下記の対策を講ずる。

(1) 二次災害の防止対策

- ア 浄・配水施設等で火災が発生したときは速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品や水質分析用薬品等の漏洩防止の対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況を把握し、被害が小さく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、制水弁の開閉による配水地区を切り離し、配水地からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

市は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

市は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

ア 応急給水の準備

- (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
- (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
- (エ) 給水車等による応援給水の確保
- (オ) 水質の衛生確保
- (カ) 災害時協定締結業者へペットボトル入り飲料水を要請

イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び協定に基づくペットボトル入り飲料水の供与を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水機等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

(エ) 協定に基づくペットボトル入り飲料水の供与

市は、協定に基づくペットボトル入り飲料水を避難所等において配布する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(1) 応急給水用資材の確保

市が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日本水協会県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し、又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

市は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

山間地等の孤立するおそれのある集落等へは、必要により、飲料水の空輸又は浄水装置による給水等を行う。

ケ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水ができるよう配慮する。また、中高層住宅の利用者への給水に当たっては、住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

市は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連携調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水に当たっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

7 市民への広報

市は、住民に対し、断滅水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

(1) 被災直後の広報

ア 局地的な断滅水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策の情報を防災行政無線、チラシ、回覧版及び広報車等により迅速に広報する。(第2節第2款「広報計画」)

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

(2) 長期的復旧計画の広報

長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を市報、報道機関、ホームページ等を利用して広報する。

(3) 情報連絡体制の確立

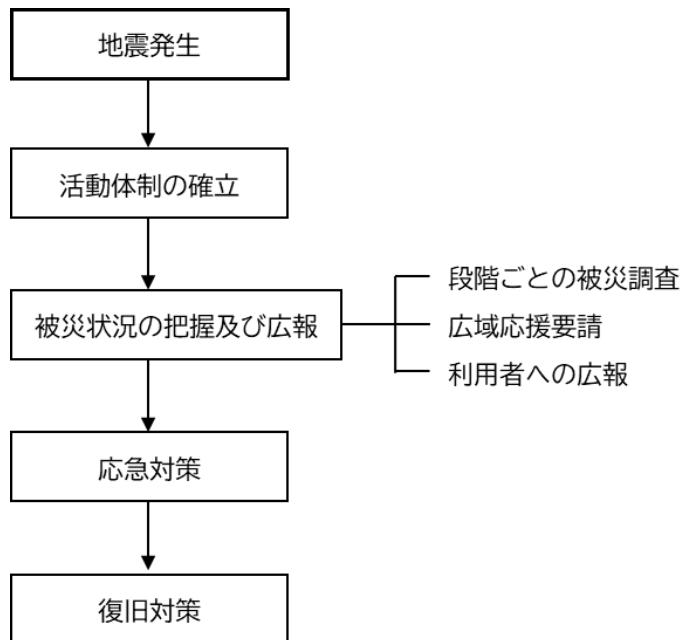
市は県と、被害状況、応援要請及び住民への広報等に当たっては、相互の密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第2款 下水道施設災害応急計画

1 計画の基本的な考え方

地震に伴う下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために実施する、下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 下水道施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

- (1) 「職員の動員配備体制計画」に基づき、迅速に職員を動員する。
- (2) 必要に応じて、県内の下水道管理者、下水道工事事業者に応援協力を依頼する。
- (3) 地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応不可能なときは、「北海道東北ブロック下水道災害時支援連絡会議」における申し合わせに基づき、県に広域応援を要請する。

4 被害状況の把握

市は、発生から復旧にいたる各段階に応じて、被災状況を調査する。

(1) 第一段階（緊急点検、緊急調査）

処理場及びポンプ場について、被害の概要を調査把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路など他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

(2) 第二段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

(3) 第三段階（本復旧のための調査）

管渠については、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

5 応急復旧対策

- (1) 前項の調査結果に基づき、下水道の復旧工事の方法を検討する。
- (2) 本復旧までの間、一時的に処理を確保することを目的とする。
- (3) 処理場ポンプ場については、可搬式ポンプの設置、予備電源の設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固体塩素剤による消毒機能の回復を行う。
- (4) 管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂浚渫及び臨時の管路設置を行う。
- (5) 処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能の回復を目的とする。
- (6) 同様に、管路の本復旧も管路施設を原形に回復することを目的とする。
- (7) 復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要があるが、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度及び健全度等を検討のうえ実施する。

6 市民への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、市民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、市は、第2節第2款「広報計画」に基づき、次により広報する。

- (1) 下水道施設の汚水排除機能の停止、処理場の処理機能の低下により、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂などの使用を極力避けるように市民に協力を求めるために、広報活動を行う。
- (2) 利用者が下水道施設の異常を発見した場合に、市をはじめ下水道関係機関・団体へ通報するよう呼びかける。
- (3) 長期的かつ広域的な復旧計画などの情報を市報、報道機関、ホームページを利用して広報する。

第3款 その他のライフライン施設災害応急計画

1 計画の基本的な考え方

地震による災害が発生した場合に、電力、電話、ガス供給などの施設の被害を最小限に留め、日常生活及び産業活動上欠くことができないこれらの供給を円滑に実施するため、災害応急対策について定める。

2 電力供給施設の災害応急対策

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合、電気事業者（東北電力ネットワーク株式会社）は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、市及び関係機関へ連絡する。

また、電気事業者は必要に応じて市災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオ、ホームページ、新聞等の媒体により広報活動を行う。

(3) 応急対策

災害が発生した場合、電気事業者は、被害施設及び設備等に対する状況を速やかに調査把握し、応急工事を実施するなどして、電力供給確保に努める。

また、電気事業者は、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、災害時の協力に関する協定に基づき市に確保を依頼する。

(4) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として病院、医療機関、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

(5) 復電時の危険予防

電気の供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され県、市、警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

3 液化石油ガス供給施設の災害応急対策

(1) 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者等（以下「ガス事業者等」という。）は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県LPGガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、警察、市消防本部及び村山総合支庁に直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 利用者への広報

ガス事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合には、必要により関係協会、市、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被害状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流失等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

4 電気通信施設の災害応急対策

(1) 被害情報の収集、連絡

災害が発生した場合、東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）は、通信施設及び通信設備の被害状況を迅速かつ的確に把握し、市及び関係機関へ連絡する。

(2) 災害時の広報活動

災害により、通信サービスに支障が生じた場合、NTTは次の事項を報道機関及び市の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞、防災行政無線、ホームページ及びNTTの広報車などで地域住民に広報を行う。

ア 通信の疎通及び利用制限の措置状況

イ 電気通信設備等の応急復旧状況等

ウ 特設公衆電話設置状況

エ 災害用伝言ダイヤル（171）の開設状況

(3) 応急対策

災害が発生した場合、NTTは通信施設及び通信設備の被害状況を把握し、災害対策機器により応急復旧を行い、通信の確保に努める。

【東日本電信電話株式会社山形支店の災害応急対策】

1 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内等の措置を行う。

2 災害時組織体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

3 被災状況の把握

被災の概要について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

4 災害時広報活動

災害に伴い電気通信サービスに支障を生じた場合は、次の事項について掲示及び広報車により地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ、ホームページ及び新聞掲載等により広域な広報活動を行う。

(1) 被害状況及び復旧見込み

(2) 特設公衆電話の設置状況

(3) 災害用伝言ダイヤル（171）の運用開始

(4) 利用者に対する協力要請事項

(5) その他必要な事項

第13節 生活支援関係

～ 生活に必要な支援を図るために ～

第1款 応急給水計画

1 計画の基本的な考え方

市は、被災地域や被災住民数等を的確に把握し、被害状況に応じた給水計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

2 応急給水計画

市は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被害状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

(1) 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設、他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水池及び耐震性貯水槽等の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 災害時協定締結業者へペットボトル入り飲料水を要請

(2) 給水方法

被害状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水及び協定に基づくペットボトル入り飲料水を効率的に組み合わせて給水する。

ア 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には、浄水機等を稼動させ、給水基地を設営して給水する。

イ 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により、飲料水を被災地に運搬して給水する。

ウ 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。

エ 協定に基づくペットボトル入り飲料水の供与

市は、協定に基づくペットボトル入り飲料水を避難所等において配布する。

(3) 優先順位

医療機関、福祉施設、老人施設及び避難所へ優先的に給水する。

(4) 飲料水及び応急給水用資材の確保

ア 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽で飲料水を確保し、その後は被災しなかった水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資機材の確保

市が確保している応急給水用資機材が不足する場合は、公益社団法人日本水道協会山形県支部に応援を要請し、必要な応急給水資機材を調達する。

(5) 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質調査を行い、水質基準に適合した場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し、又は消毒剤を添加したうえで飲用に供する。

(6) 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水を行う。

(7) 生活用水の確保

市は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に消毒剤を添加した水を、水洗トイレの流し水や手洗水等に利用する。

(8) 要配慮者への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の利用者への給水に当たっては、ボランティア活動や地域住民の協力に基づいて、迅速に応急給水できように配慮する。

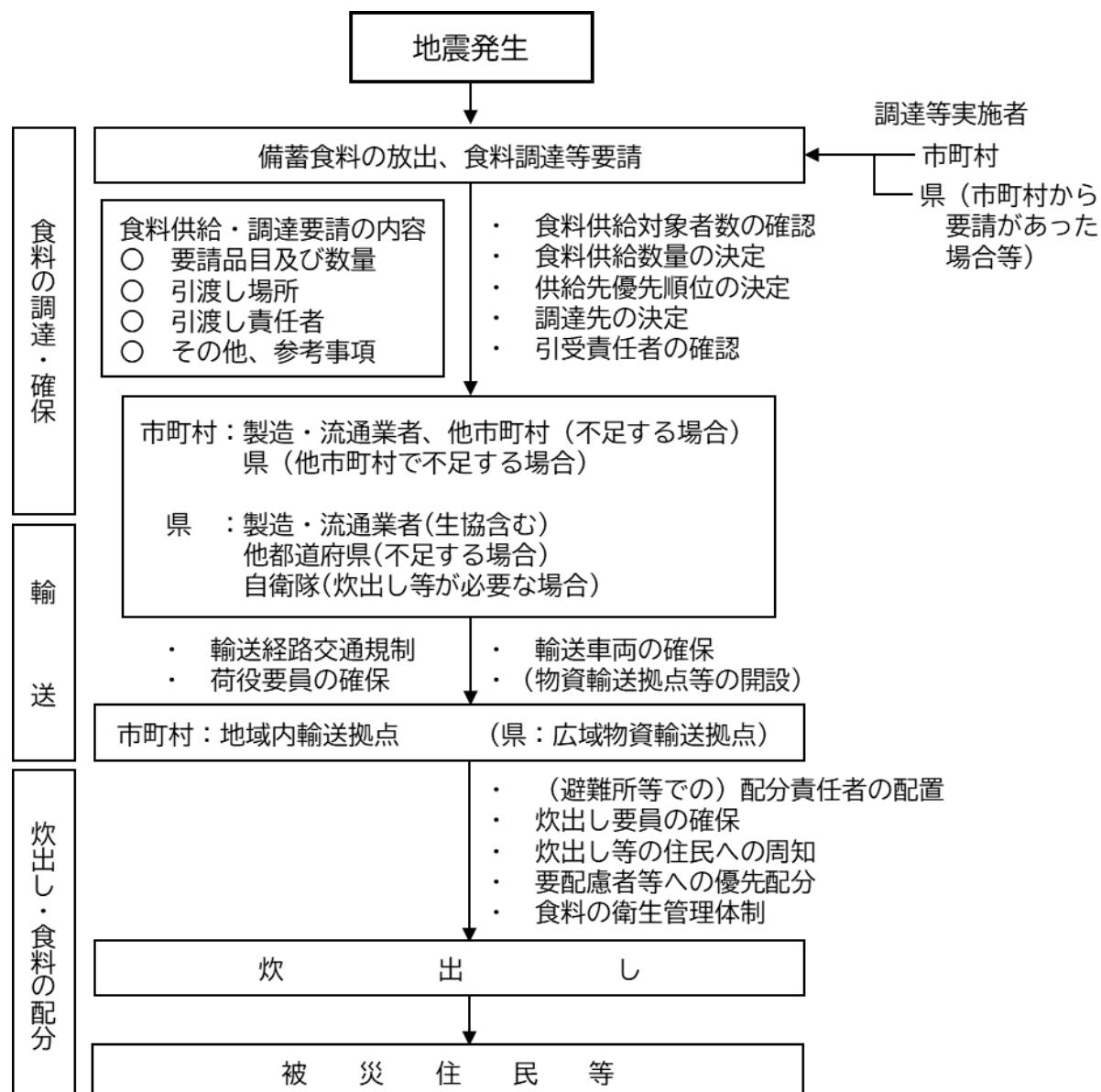
資料編：日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

第2款 食料供給計画

1 計画の基本的な考え方

災害により食料を確保することが困難となった場合における災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 食料の調達及び配分

(1) 調達方法

市は、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、災害時における供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者（以下「協定締結業者」という。）等から以下により調達を実施する。

ア 米穀類、弁当等

農業協同組合、山形県米穀商業協同組合、小売業者、製造業者と平時から連絡を緊密にして、必要が生じた場合、速やかに調達するものとする。

イ その他の食品

パン類、乾麺類、副食品、粉乳等については、協定締結業者と平時から連絡して、必要が生じた場合、速やかに調達するものとする。

(2) 供給品目例

市は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

ア 弁当、米穀、食パン、麵類（即席めん、そば、乾麺）、飯缶、乾パン

イ 乳幼児ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰、漬物、佃煮、野菜）

エ 調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

(4) 炊出しの実施

ア 学校給食共同調理場における炊出し

避難所が学校施設である場合は、既存の施設を利用して炊出しを行う。また、他の避難所については、農業協同組合など業者や仮設給食施設で調理し輸送する。

イ 避難所等その他の炊出し

避難所での炊出しへは、自主防災会、自治会、婦人会、ボランティアその他民間協力者に要請して炊出しを実施する。

(5) 配布の方法

調達した食料の輸送方法、集積場所は、第11節「交通輸送計画」によるものとし、食料品は各避難所等で配布する。

ア 配布の対象者

(ア) 避難所収容者

(イ) 住宅に被害を受けた、炊事困難者

(ウ) 応急対策に従事する者

(エ) その他、市長が特に認めた者

イ 食料の配分

被災市民への食料配分については以下の事項に留意する。

(ア) 避難所等における食料の受入を確認、需給の適正化を図るための責任者の配置

(イ) 市民への事前周知による公平な配分

(ウ) 要配慮者への優先配分

(エ) 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 広域応援体制

市は、自ら対応できない場合は第1節第3款「広域応援計画」及び第4款「自衛隊災害派遣計画」により、近隣市町、県、日本赤十字社に対して、次の順序で業務要員、資機材、食料の確保について、応援要請を行う。

(1) 市町村応援協定に基づき、応援調整を担当する市町村を通じて応援要請する。

(2) 応援要請する際は次の事項を明示する。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日・場所、その他参考とする事項

イ 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考とする事項

(3) 被害が広範囲に及ぶ市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(4) 震災初期等、大量に炊き出しが必要となり、炊き出し要員が不足する場合は、日本赤十字社山形県支部、ボランティアの協力を得て炊き出しを実施する。また、必要に応じて、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

5 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。(プッシュ型支援)

市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援(プル型支援)へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

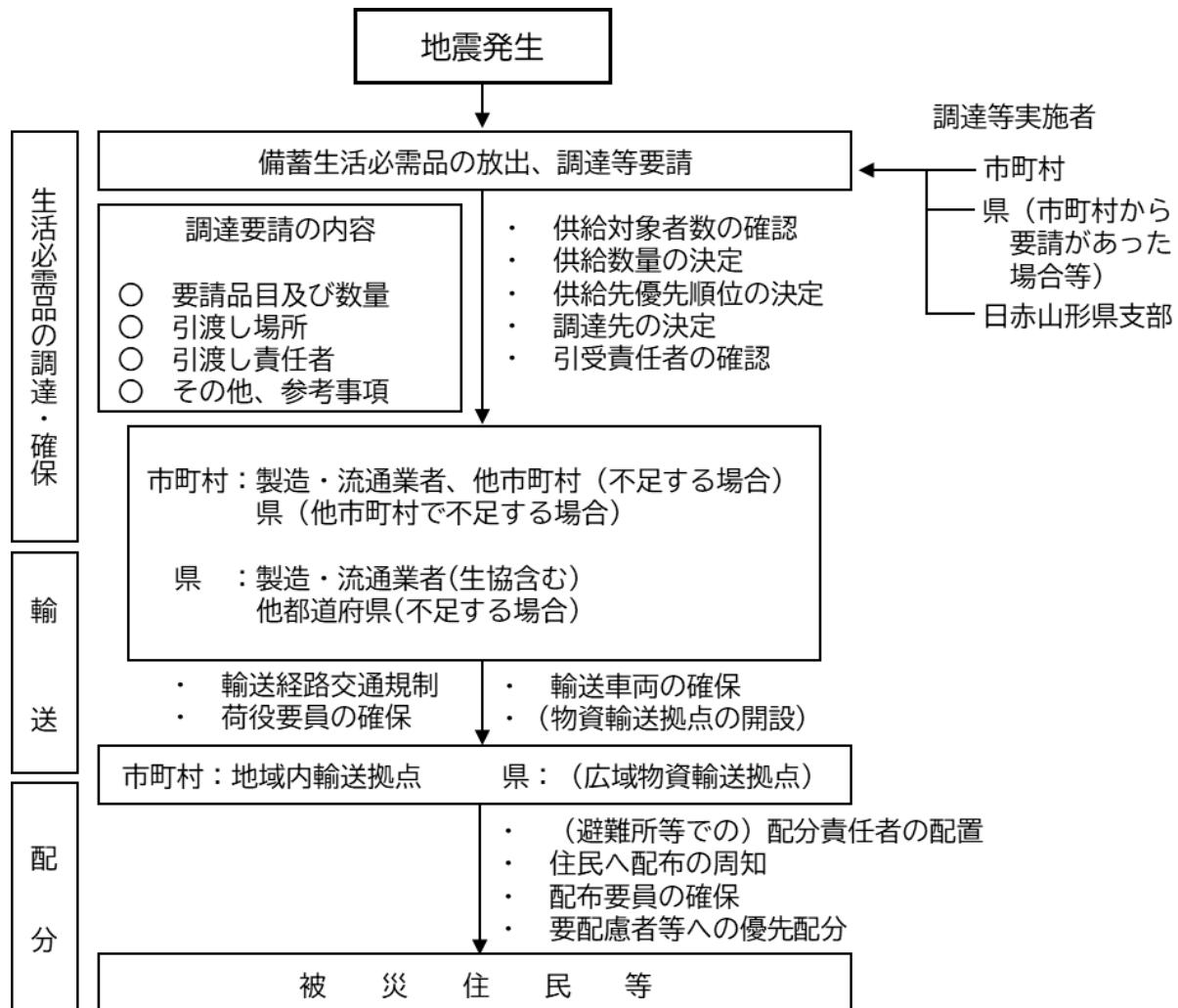
資料編：大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

第3款 生活必需品等物資供給計画

1 計画の基本的な考え方

地震により被災した市民等が、生活必需品を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがある場合において、生活必需品の物資（以下この款において「物資等」という。）を市民等に供給する。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 生活必需品等の調達及び配分

（1）調達の方法

市は、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者（以下「協定締結業者」という。）等からの調達を実施する。なお、市内の流通、小売関係者などと平時からの連絡を密にして、必要が生じた場合、速やかに調達するものとする。

また、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

(2) 供給の内容例

市は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

物資名	品目
寝具	毛布、布団等
被服	肌着等
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁等
食器	茶碗、皿、はし等
保育用品	ほ乳びん、紙おむつ等
光熱器具・材料	マッチ、ローソク、コンロ、液化石油ガス等
日用品	石鹼、タオル、ちり紙、生理用品、歯ブラシ等
医薬品	包帯、救急絆創膏、三角巾等
トイレ	簡易トイレ
暖房器具	石油ストーブ等

(3) 地域内輸送拠点の開設

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、物資等の輸送体制を確保する。

(4) 配布の方法

調達した物資等の輸送方法や集積場所などは、第11節「交通輸送計画」によるものとし、配布は各避難所で配布するものとする。

ア 配布の対象者

(ア) 避難所収容者

- (イ) 住宅に被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財道具を喪失した者
- (ウ) その他必需品を災害で失い、日常生活を営むことが困難な者

イ 物資等の配分

被災市民への物資の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 避難所には受入確認、供給の適正化を図るために責任者を配置する。
- (イ) 市民に事前周知等により公正な配布を行う。
- (ウ) 要配慮者への優先配分
- (エ) 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

4 広域応援体制

市は、自らのみで対応できない場合は、第1節第3款「広域応援計画」により行い、次の手順で物資の確保について、応援を要請する。

- (1) 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- (2) 応援要請する際は次の事項を明示して行う。
品目、数量、引渡し期日、引渡し場所、その他参考となる事項
- (3) 被害が広範囲に及び市町村応援協定の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資等の供給応援要請を行う。

資料編：大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

5 日本赤十字社に対する救援物資の要請

日本赤十字社山形県支部地区長（市長）は、毛布及び緊急セット等の救援物資の必要量を調査し、日本赤十字社山形県支部へ要請する。

6 国によるプッシュ型支援

国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な食料の迅速な調達が困難と想定される場合においては、被災者数や引渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、食料の供給を確保し、輸送を開始する。（プッシュ型支援）

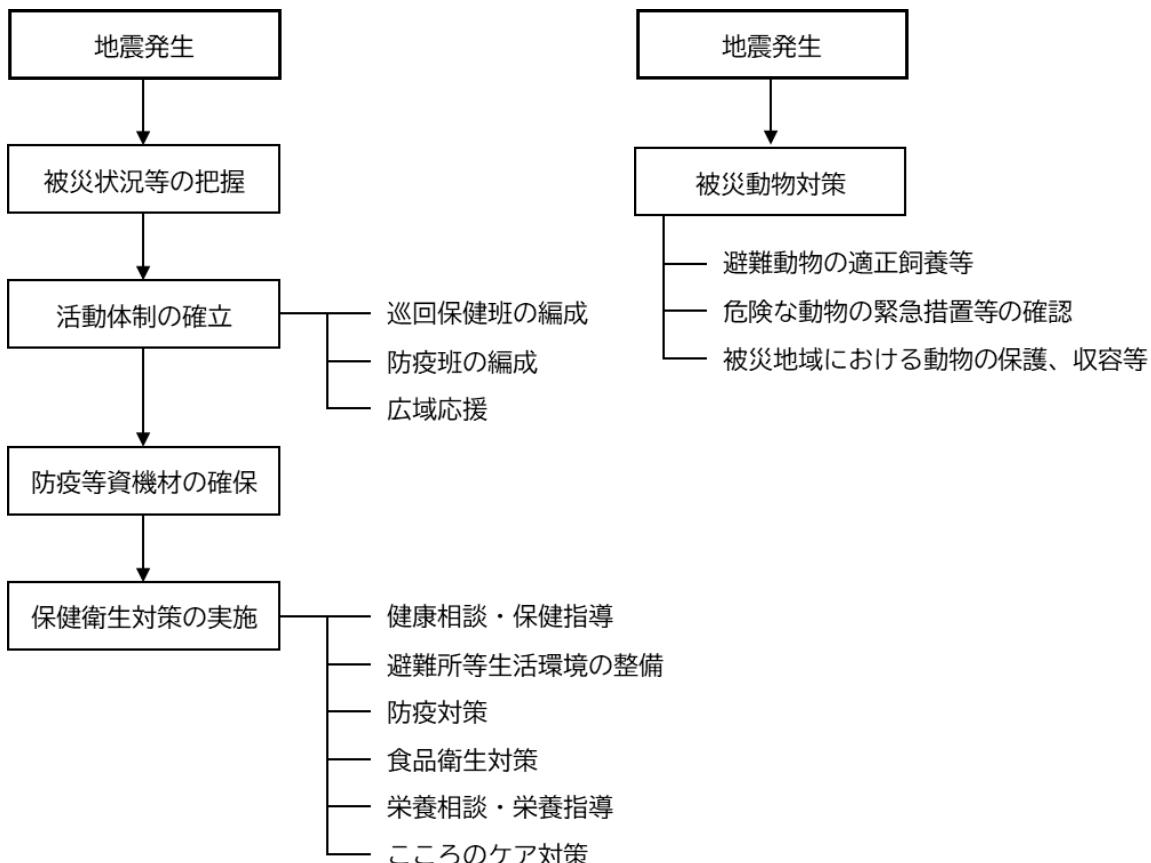
市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うこととする。

第4款 保健・防疫計画

1 計画の基本的な考え方

地震による災害が発生した場合において、被災地市民の心身の健康を保つために、実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、市は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

(1) 巡回保健班の編成

被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行うため、市及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

(2) 防疫班の編成

災害により防疫が必要な時には、市は村山保健所、医師会等の協力の下、以下のとおり市災害対策本部内に防疫班を編成する。

- ア 防疫班は、医師：1名 保健師及び看護師：2名 事務員1名で編成する。
- イ 防疫の実施に当たっては、被災戸数、防疫活動の実態について、保健所へ速やかに連絡するものとする。

5 防疫等資器材の確保

市は、防疫及び保健衛生資器材（以下「防疫等資器材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

保健所は、管内市町村で防疫等資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請し、県は県医薬品卸業協会に防疫等資器材の供給を要請する。

6 保健衛生対策の実施

市は、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、高齢者、障がい者、子ども等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得ながら、計画的に実施する。

(1) 健康相談・保健指導

巡回保健班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
- ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- カ 口腔保健指導
- キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、保健所担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔
- キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症の発生予防対策

防疫班は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

- (ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導する。台所、トイレ、その他の不潔な場所の消毒・滅菌方法を指導する。
- (イ) 避難所開設後は、直ちにトイレなど不潔な場所の消毒を行い、以後、適宜消毒を実施するものとする。
- (ウ) 被災家屋、下水その他の不潔な場所の消毒、又は消毒剤の配布を行い、消毒を指導する。
- (エ) 道路、水路、溝、公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌方法を実施する。
- (オ) 消毒・滅菌の実施に当たっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。
- (カ) 県で定めた地域内での有害虫などの駆除を行う。

イ 疫学調査・健康診断の実施

防疫班は保健所と連携し、感染症を早期に発見しまん延を防止するため、避難所の被災者、災害発生地区の市民に対して、必要により、緊急度の高い場所から疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ 予防接種の実施

災害により疾病が流行するおそれがあるとき、保健所に報告する。また、その指示により、臨時に予防接種を行う。

エ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、速やかに保健所へ連絡する。保健所は、動向及び原因を明らかにする必要がある場合は疫学調査を行うとともに、まん延防止のために必要があると認めるときは医療機関への入院を勧告する。

また、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒等について、保健所から指示又は協力を要請された場合には、応じるものとする。

オ 検疫用薬剤、資機材の確保

- (ア) 市内の薬局、薬店等から調達する。
- (イ) 市による調達が困難な場合は、第1節第3款「広域応援計画」により他市町村又は県に対して、調達を要請する。

(4) 食品衛生対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、県に食品衛生監視員の派遣を要請し、適時の監視活動を行う。

(5) 栄養指導対策

市は保健所と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。災害の状況により必要な場合は、県栄養士会の協力を得て栄養指導班を編成し、被災地を巡回指導する。

ア 炊き出しの栄養管理指導

市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

(6) こころのケア対策（精神保健対策）

避難所や応急仮設住宅等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調をきたす場合があることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等、必要に応じ、専門家の派遣を県に要請する。

7 被災動物の対策

動物の愛護と市民の衛生確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を講ずる。また、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

(1) 避難動物の適正飼養等

飼い主とともに避難した動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るために、市は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。

(3) 被災地域における動物の保護要請

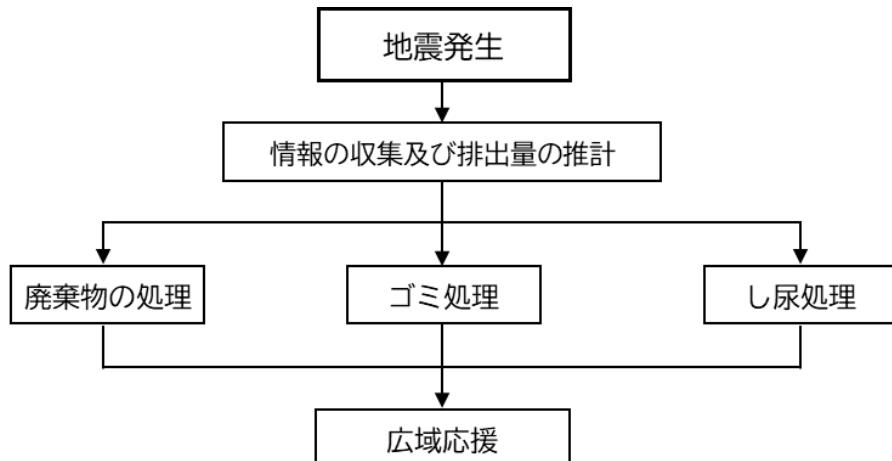
市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するよう保健所に要請する。

第5款 廃棄物処理計画

1 計画の基本的な考え方

地震に伴い発生する被災地の災害廃棄物を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るための廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物の処理

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるとともに、平時の処理能力について把握し、災害時における廃棄物処理の多重性や代替性の確保を図る。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

(1) 災害廃棄物処理計画

市は、国が定める地方公共団体による災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、「村山市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

イ 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

ウ 損壊建物数の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量をコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の種別毎に推計する。

- エ 災害廃棄物の処理には分別解体を行うために長時間をする場合があることから、必要により生活環境及び環境保全上支障のない場所に保管し、選別可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。
- オ 地震等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が市に指定する収集場所又は仮置場に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。
- カ 市は、放置された損壊建物や災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。
- キ 運搬及び処理に必要な人員及び車両等が不足する場合には、他の市町村等や市建設業協会、市一般廃棄物許可業者、一般社団法人山形県産業資源循環協会などに協力要請を行う。また、他市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。
- ク 廃棄物処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- ケ 市は、廃棄物処理特例地域に指定された場合、本市における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理的重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を本市に代わって行うよう、国に要請する。
- コ 災害廃棄物処理に当たっては、関係機関と緊密に連携し、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 ごみ処理

(1) 体制の確立

- ア 東根市外二市一町共立衛生処理組合（以下「処理組合」という。）と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。
- イ 避難所等におけるごみ及び災害により発生するごみの排出量を推計する。
- ウ 処理組合と協議し、緊急のごみ収集・処理計画を策定する。
- エ 災害により大量のごみが発生し、短期間に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所（以下、「一時保管場所」という。）を設置するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。
- オ 第2節第2款「広報計画」により市民への広報に努める。

(2) ごみの処理

- ア 市は、避難者の生活に支障が生じないよう、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、処理組合に最優先で処理するように要請する。また、一般社団法人山形県産業資源循環協会に協力依頼し民間の焼却施設又は埋立施設で処理する。
- イ 損壊建物からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り残材等については、市民に仮置場への搬入協力を依頼する。
- ウ 市は、一時保管場所に集積されたごみを、種目ごとに分別し処理組合の施設に搬入する。

- エ 一時保管場所に集積されたごみの処理を早期に完了させるために、必要な人材及び資機材を調達するよう処理組合に要請する。
- オ 運搬等に必要な人員及び車両等が不足する場合は、市建設業協会、市一般廃棄物許可業者、一般社団法人山形県産業資源循環協会等に協力要請を行う。

5 し尿処理

(1) 体制の確立

- ア 処理組合と連絡をとり、処理施設の処理能力を確認する。
- イ 被災状況及び避難所等の人員を確認し、処理すべきし尿の排出量を推計する。
- ウ 処理組合と協議し、し尿処理・収集計画を作成する。

(2) 仮設（簡易）トイレの設置

上水道、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう市民に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

ア 設置場所は次のとおりとし、避難所等に優先して設置する。

- (ア) 避難所及びその他の被災者を収容している施設
- (イ) 集合住宅団地、住宅密集地でトイレが不足又は使用不可能な場所
- (ウ) 汚み取り処理地域、下水道が使用不可能な地域

イ 仮設（簡易）トイレの調達

設置機材は、県及びレンタル業者から調達するものとする。

(3) 収集・処理の実施

処理組合に対して、非常時の収集を要請し、被災地域及び避難所等を優先して行うものとする。

6 広域応援体制

市は、自らのみで対応できない場合は、第1節第3款「広域応援計画」及び「緊急時における廃棄物処分相互協定書」により、他市町村及び一部事務組合に対して、これらの業務に要する要員、車両及び資機材等の確保について要請する。

資料編：大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

緊急時における廃棄物処分相互協定書

第14節 障害物の除去計画

～ 速やかに障害物の除去を行うために ～

1 計画の基本的な考え方

地震災害により、住宅やその周辺に生じた土砂などの障害物を除去し、応急活動や日常生活に支障がないよう応急対策を行う。

2 道路及び河川障害物の撤去

(1) 市管理の道路、河川

市管理の道路、河川については、市建設業協会や市内建設業者の協力を得て速やかに除去するものとする。

(2) 国、県管理道路及び河川

国、県管理の道路、河川の障害物については、国、県に対して速やかな除去の実施を要請し、早急に除去するものとする。

(3) 私道、個人財産

私道における障害物の除去は、市民が各自実施するものとし、緊急を要する場合で、市民から要請があった場合は、業者を斡旋するものとする。

3 住宅障害物の撤去

(1) 対象世帯

対象となる世帯は、次の要件の全部に該当する世帯である。

ア 災害のために住居が半壊、又は床上浸水し、土砂などが流出したもの。

イ 日常生活が営めない状態にあるもの

ウ 自ら障害物を除去する資力を有しないもの

エ その他緊急な状況により除去判断されるもの

(2) 除去の方法

対象となる世帯を調査し、土木業者に依頼し、最小限度の範囲で除去を実施する。

4 空き家障害物の撤去

地震災害により空き家が倒壊するなどし、応急活動や日常生活に支障が出るような場合においては、前述「2 道路及び河川障害物の撤去」に準じて対応し、撤去等に要した費用については、所有者がある場合は所有者に償還請求するものとする。

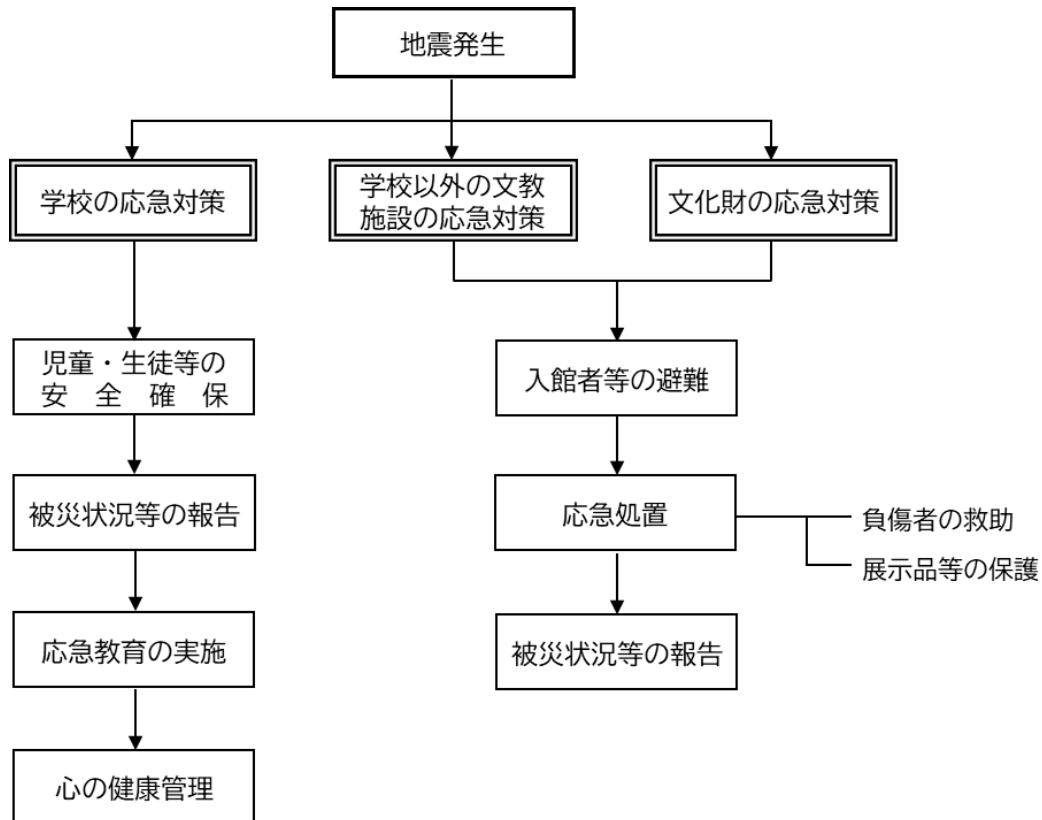
第15節 文教対策

～ 学校、文教施設、文化財の被災軽減を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

地震の発生時における児童・生徒等の安全確保、学校教育活動の早期回復、学校以外の文教施設、文化財の被害防止と軽減を図るために災害応急対策を講ずる。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 体制の確立

(1) 市教育委員会

被害の情報の収集、衛生管理者指導、被害施設の応急、復旧対策を実施する。

(2) 施設管理責任者

管理責任者（以下「管理者」という。）は、児童・生徒、教職員、各施設の被害状況を把握し、市に報告するものとする。

(3) 教職員

管理者の指導に従い、児童・生徒の安全を最優先に災害対策活動に当たるものとする。

4 学校の応急対策

(1) 方針

災害発生時における学校の基本的な役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、市が主体となり自主防災組織などと連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(2) 児童・生徒の安全確保

ア 在校時の場合

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難、集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関、警察に通報する。また、適切な方法により初期消火や救出搜索活動を行う。

非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取り扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関、警察に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の場合

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

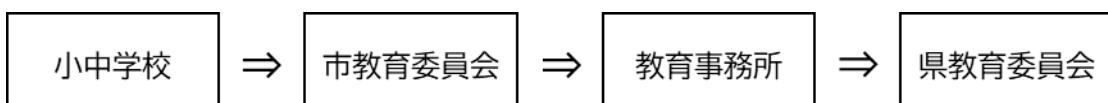
エ 下校、休校の場合

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生したときに、校長はあらかじめ定められた危機管理マニュアルに従い、帰宅経路などの安全確認や、下校時の安全に心がけるものとする。幼稚園、小中学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(3) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに県に報告する。



(4) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 校区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

村山市に災害救助法が適用され、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

例 公民館、体育館等

- (イ) 授業料の免除や奨学金制度の活用
- (ウ) 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- (エ) 教職員の確保等
 - 教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。
 - a 複式授業の実施
 - b 昼夜二部授業の実施
 - c 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
 - d 非常勤講師又は臨時講師の発令
 - e 教育委員会事務局職員等の派遣

5 相談、カウンセリング（心の健康管理）

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

6 避難所開設への協力

小中学校とも、指定避難所として指定されており、校長は、必要に応じて教職員を避難所運営に従事させるなど、協力する。

7 教材、学用品等の調達及び給与（災害救助法に基づく措置）

管理者は、被災した児童・生徒に、教科書、学用品の状況について調査し、市教育委員会へ報告し、市長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(1) 納付の対象者

災害により住居の全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）などにより、学用品を喪失又は損傷し、学習に支障のある児童・生徒

(2) 納付の方法

- ア 状況を調査し、市教育委員会へ報告する。
- イ 市教育委員会は、調査に基づき不足する学用品の数量を個人別に集計し、購入配布計画により、購入する。
- ウ 教科書について、直ちに販売店に連絡し、調達配布する。
- エ 購入不可能なもので、早急に必要なものは、県教育事務所を通じて斡旋を受ける。

(3) 納付を受ける品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

(4) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、市長は知事を通じて、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）。

8 学校給食調理場の応急対策

- (1) 納入施設が被災した場合、市教育委員会に状況を調査し、速やかに応急対策を実施し、復旧に努めるものとする。
- (2) 食材の確保については、市内の農業協同組合、山形米穀商業協同組合、市内業者等の協力を得て、速やかに調達するものである。
- (3) 調達に当たっては、安全な物資を確保し、給食従事経験者などによる調理を行い、食中毒の予防に万全を期す。

9 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設においても、学校施設同様に、人命の安全確保と施設の保全を図り、次により被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防及び警察に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当て等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の設置者に報告する。
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあっては、市から指示があったとき、又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

10 文化財の応急対策

- (1) 県、国、市が指定する文化財等の所有者及び管理者は、災害発生時に文化財の被災の防止軽減に努める。

ア 建造物や搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものはその設備により、未設置のものについては、所有者又は管理責任者の定める自衛防災施設の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出する。

- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに市教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

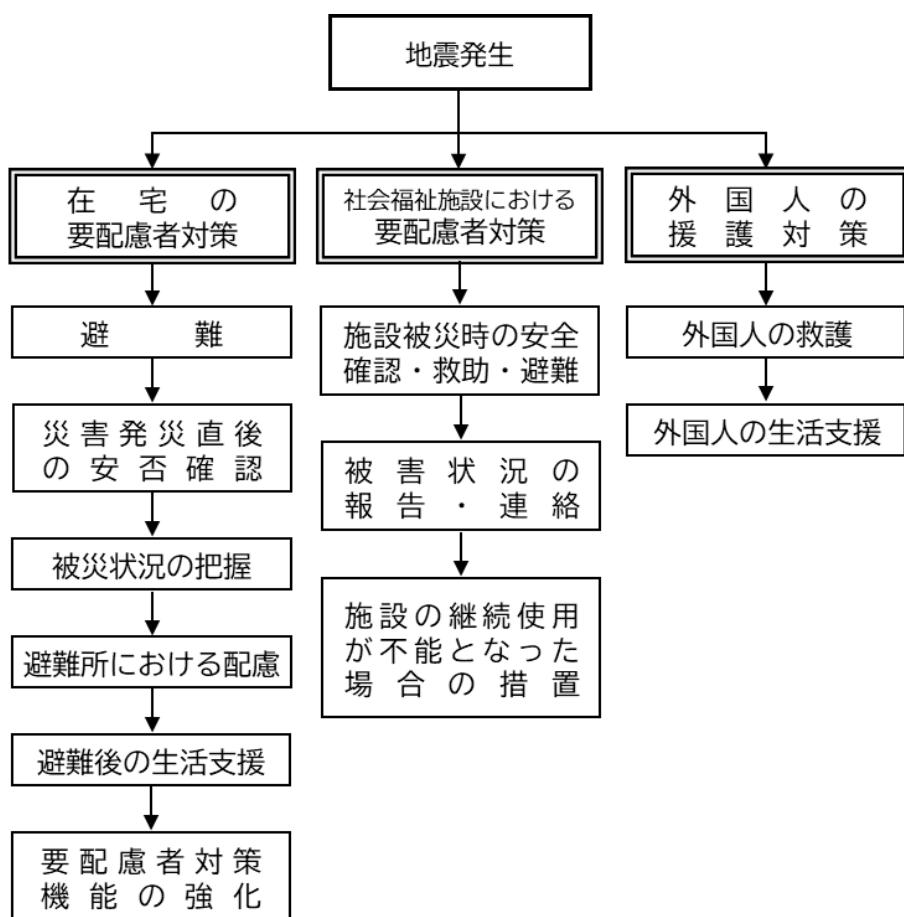
第16節 要配慮者の応急対策

～要配慮者の被害軽減を図るために～

1 計画の基本的な考え方

地震による災害が発生したときに、要配慮者の被害軽減を図るために、市、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策フロー



3 在宅の要配慮者対策

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、地域住民の協力を得て応急対策を行う。

(1) 避難誘導等

ア 災害が発生して市民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者については、避難支援者や自主防災組織等の協力を得て、その属する自治会を単位とした集団避難を行うよう要請する。

イ 避難の誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合うように適切な誘導を行う。

(2) 災害発生の直後の安否確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者台帳を効果的に利用し、避難支援者、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(3) 被災状況の把握

避難所や要配慮対象者の自宅などに、地域包括支援センターの職員や保健師、訪問介護事業所の職員等を派遣し、下記の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境など

(4) 指定避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制等、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(5) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

高齢者や障がい者のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、あらかじめ協議し要配慮者の福祉避難所に指定している社会福祉施設等に一時入所等の措置を講じる。

また、市内の施設で対応出来ない場合、市は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的な援助の要求を把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

(ア) 市は、県の指導、助言を受けて、在宅の要配慮者の被災状況などに応じて、地域包括支援センターの職員や保健師、在宅介護支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供給の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(イ) 被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者の対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに防災活動班を編成して、入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導を行う。

エ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被害状況の報告・連絡

ア 施設長は、入(通)所者及び施設の被害状況を市・県等に報告し、必要な措置を要請する。

イ 入(通)所者の保護者に入(通)所者の被災状況を連絡し、協力を求める。

(3) 施設の継続使用が不可能な場合

ア 施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市又は県を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引き取り等の手続きを講じる。

イ 市及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があった時は、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

5 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動や避難誘導活動に努める。

(2) 外国人の生活支援

市は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等の必要性を把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備し情報の提供を行う。

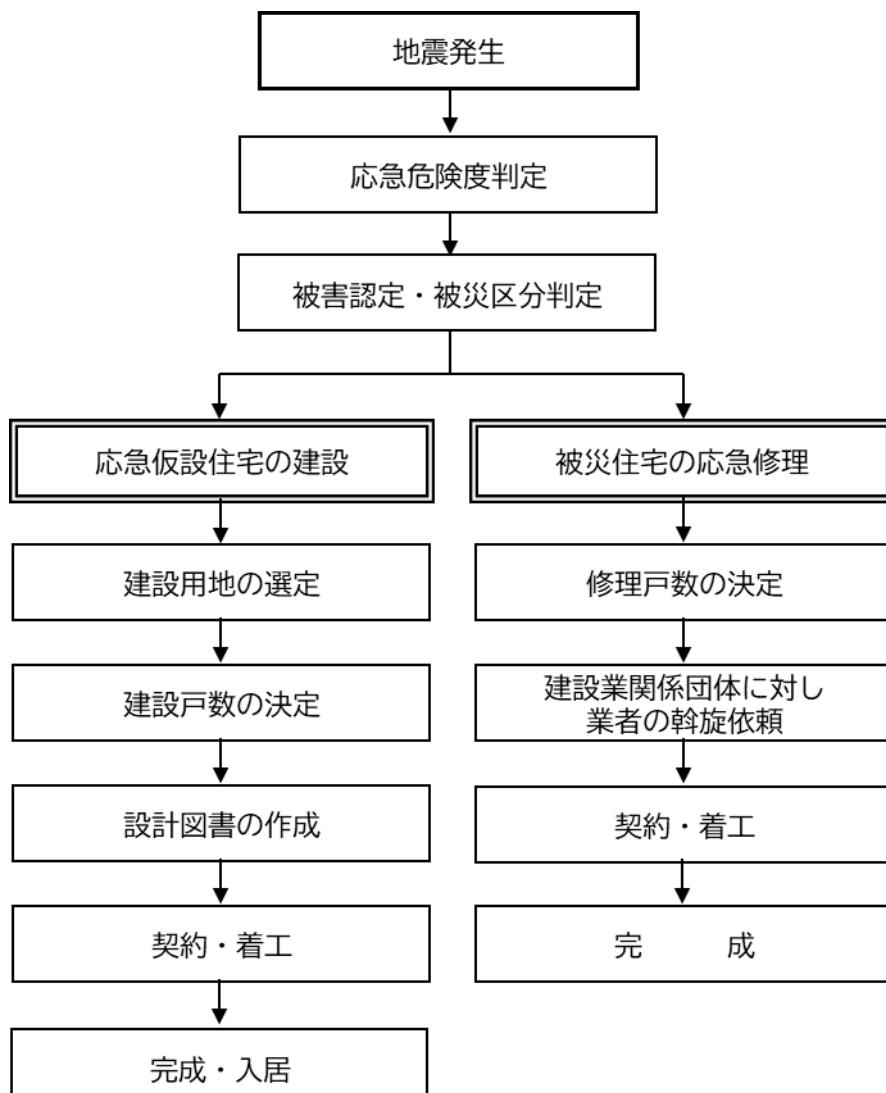
第17節 応急住宅対策

～ 住宅の確保を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

自己資金では、住宅を確保できないものについては、災害救助法が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、あるいは公営住宅等のあつせん等により、その援護を推進するために災害応急対策を行う。

2 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



3 被災住宅状況等の把握

(1) 被災建物応急危険度判定

市は、必要により県の各種の支援を得て「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会策定）」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、下記により被災建築物の応急危険度判定業務を行う。

ア 市は、実施本部を設置する。

イ 判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画策定、地元判定士の参集、受付、名簿の作成、判定コーディネーターの配置を行う。

ウ 市は、大規模地震が発生した際に円滑で的確な応急危険度判定業務を実施できるよう、事前に判定対象区域、判定対象建築物等を検討し、震前判定計画を作成するとともに、判定業務に不可欠である判定資機材を備蓄しておくものとする。

(2) 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、市は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

(3) 判定の順序

判定実施には、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については帰宅を促す。

(4) 被害認定・罹災証明

市は「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被害認定を行う。また、災害により被害を受けた家屋については、全壊・半壊・一部損壊及び床上浸水・床下浸水並びに火災による全焼・半焼・水損について証明を行う。

(5) 被災度判定区分

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的に継続使用することが可能かどうか判定を行う。

(6) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

市は、住宅の被災状況等の調査結果から、当面の応急仮設住宅の必要戸数を把握し、また、住民の身体等の状況から、必要に応じた要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数を把握し、県へ報告する。

4 市営住宅への入居

市長は、災害により住宅を被災した者が住居に困窮している場合、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

また、状況を調査し、緊急度が高いものから入所させるものとする。

5 被災住宅の応急修理

(1) 修理の対象

災害により住宅が半壊、半焼し、自らの資金で応急修理することが困難な下記の者に対して実施する。

ア 生活保護法の生活保護世帯（被保護者、要保護者）

イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等

ウ 上記に準ずる者

(2) 修理の基準

- ア 日常生活に必要な居室、台所、トイレ等について、必要最小限の修理を実施する。
- イ 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県救助法細則に定める範囲内とする。

(3) 修理の方法

市による対象者調査に基づいて、市が設計の上、一ヶ月以内を目途に修理する。

6 応急仮設住宅の建設、入居者選定及び管理について

- (1) 応急仮設住宅は、災害救助法等が適用された場合に、市の協力を得て建設可能な用地選定を行い、県救助法細則の定めによるところにより県が建設し、管理を行う。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (2) 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。
- (3) 応急仮設住宅の入居者の選定は市が行う。選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。
- (4) 市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。
- (5) 応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は1年ごとの延長ができる。

資料編：応急仮設住宅建設予定地リスト

第18節 技術者等動員計画

～ 技術者等の確保と動員を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

地震災害発生時の災害応急活動を円滑にするため、災害応急活動に必要となる技術者等の確保を図る。

2 技術者の従事命令

(1) 従事命令の内容

- ア 市長は、応急対策に当たり緊急やむを得ないときに、現場にいる者や近隣住民に対して、その作業等に従事命令を出し救助に当たらせるものとする。
- イ 技術者の確保が困難な場合は、市長は、知事に技術者の派遣を要請するものとする。
- ウ 知事が技術者の従事命令を市長に委任した場合には、以下の技術者に公文書で救助活動に関する業務に従事させるものとする。

- (ア) 医師、歯科医師、薬剤師
- (イ) 保健師、助産婦、看護師
- (ウ) 土木技術者、建築技術者
- (エ) 大工、左官、とび職
- (オ) 土木業者、建築業者
- (カ) 自動車運送業者

エ 上記従事者の実費弁償、傷害の補償などは、災害救助法、県救助法細則の定めるところによる。

オ 従事活動の内容

(2) 協力命令

市長は、県知事からの従事命令に関して委任を受けた場合、発生現場の近隣の市民に対して、協力命令を発し、救助に関する業務に従事させることができる。その手続きは、知事が出向執行する従事命令の手順と同様とする。

(3) 命令の執行者と種類

法令に基づく防災関係機関の従事命令は、以下のとおりである。

- ア 市長が執行する命令
災害応急対策業務従事命令
- イ 知事や知事の委任を受けた市長が執行する命令
災害応急対策業務従事命令、災害応急対策業務協力命令、災害救助業務従事命令、災害救助業務協力命令
- ウ 警察官
災害応急対策業務従事命令
- エ 消防吏員、消防団員
消防業務従事命令
- オ 水防管理者（市長）、消防長
水防業務従事命令

3 労務者の確保

災害応急業務に当たる労務者については、村山公共職業安定所（ハローワーク）を通じて確保する。ただし、緊急時には、建設業者など関係者へ依頼する。

第19節 水害対策

～ 地震による二次災害の防止を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

地震により被災した河川、ため池等土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策に努める。

2 被災状況把握

- (1) 施設の管理者は、震度4弱以上の地震が発生した場合、直ちに市内の巡視を行う。
- (2) 巡視の結果、管理施設の被災概要などを把握する。
- (3) 特に、重要水防箇所や水害危険箇所、使用管理施設は、重点的に緊急点検を行う。

資料編：重要水防箇所

- 村山市風水害危険箇所
- 村山市風水害危険箇所図
- 防災重点ため池マップ（村山市）

3 市民の安全確保

- (1) 施設管理者は、施設が被災し、また、地震後の気象状況により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められる時は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入り禁止措置を行う。
- (2) 施設管理者は、立ち入り禁止措置を行ったときは、市、村山警察署、消防署その他関係機関へ報告する。
また、必要に応じて警戒避難体制など必要な措置を実施する。

4 被害拡大防止の措置

施設の管理者は、巡回や緊急点検で施設の異常や被災が確認されたとき、その危険の程度を調査し、関係機関と民間関係団体業者と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設や頭首工など許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、揚排水機場などの河川に関する施設の損傷箇所は、堤防の破壊など重大な災害につながるおそれがあるので、資材や施工規模を考慮して適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域を重視して、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプなどを利用した排水による対策を講じる。

ウ 浸水の被害拡大防止

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締め切り工事を行う。また、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

工 許可工作物の損傷に関する指導、助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期するために必要な指導助言を行う。

また、頭首工など河川の流水利用の施設の管理者は、速やかに応急措置を行い、河川管理者や周辺施設の管理者等関係者と協議して、二次災害防止に努める。

オ 危険物、油流出事故対策

地震発生により危険物や油等の流出事故が発生した場合、二次災害の防止のため、その状況を速やかに関係機関に通報連絡する。また、速やかに周辺住民へ周知する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行うものとする。

(2) 農業用施設

施設管理者は、関係機関と連携して、被災者の生活確保を最優先に施設の機能確保のために、所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、市、県及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

5 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、完全復旧までの工期及び施工規模、資機材の確保を考慮して、適切な工法で応急復旧工事を早急に実施する。

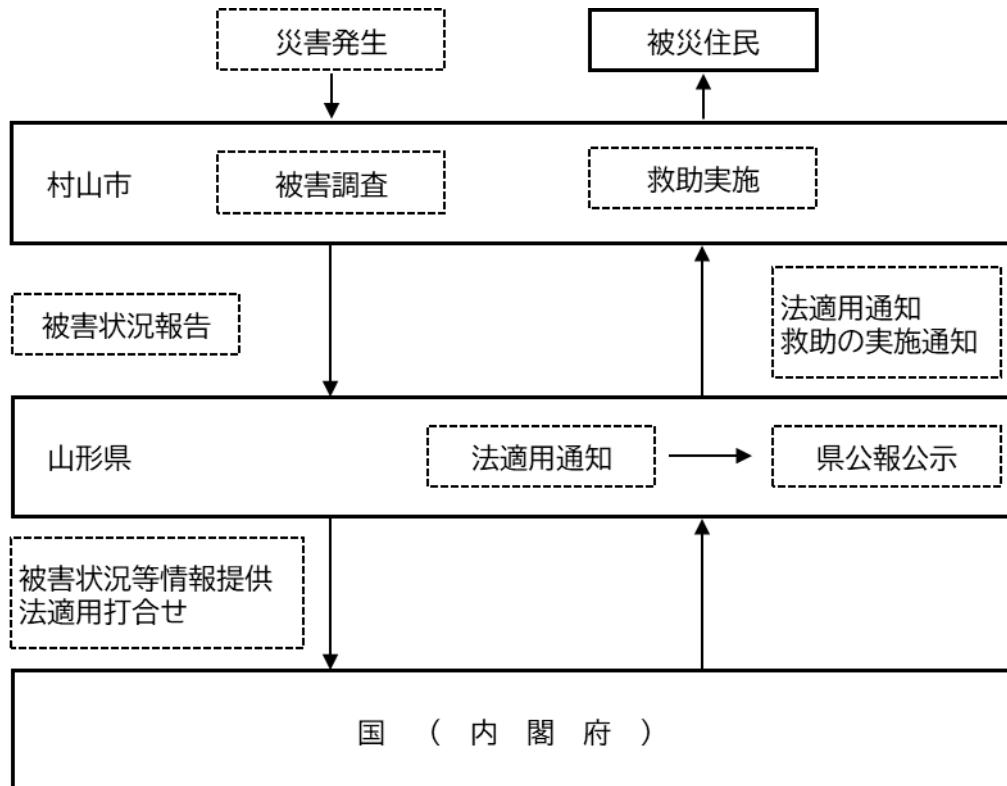
第20節 災害救助法の適用

～ 災害救助法に基づく対応を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策を図る。

2 災害救助法による救助フロー



3 適用基準

- (1) 災害救助法は、災害の状況が市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。(平成27年国勢調査時点)
 - ア 本市区域内において50世帯以上の住家が滅失したとき
 - イ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ市内の滅失世帯数が25世帯以上あるとき。
 - ウ 被害が全県にわたり、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ市内において多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - エ 本市域内の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助を実施する必要があると認めたとき。
 - (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹林等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

(3) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等）をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(4) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それを一つの世帯として取り扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

(ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

(イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。

(ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（災害救助法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができます（災害救助法第13条第1項）。

(2) 市の役割

市長は、上記(1)により市町村長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（災害救助法第13条第2項）。

5 災害救助法による救助

(1) 救助の種類

ア 収容施設の供与（避難所の設置、応急仮設住宅の供与）

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 災害にかかった者の救出

カ 災害にかかった住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

※ 災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の搜索及び処理

サ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

(2) 救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（災害救助法第4条第2項）。

(3) 救助の程度、方法及び期間等

資料編：災害救助法による救助の程度、方法及び期間

6 災害救助法の適用手続き

市長は、本市における被害の程度が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みである場合は、下記により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

(1) 災害発生の日時、場所及び災害の原因

(2) 災害救助法の適用を要請する理由及び必要とする期間

- (3) 既にとった救助措置及び今後とろうとする救助措置
- (4) その他必要な事項

7 実施状況の報告

災害救助法に基づく応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

- (1) 市災害対策本部の各応急対策班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、救助の実施状況を市長に報告する。
- (2) 市長は、報告を取りまとめ、救助の実施状況を把握するとともに、その結果を知事に報告する。

8 罹災者台帳及び罹災証明

- (1) 市は、災害が発生し、救助・援護が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、罹災台帳を作成、整備する。
- (2) 市は、罹災者から罹災証明を求められたときは、罹災台帳に基づいて罹災証明書を発行するものとする。

(罹災証明発行手順)



※ 火災については、申請書受理から発行まで村山市消防本部が行う。

9 被災者台帳の作成

- (1) 市は、災害が発生し、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めた場合、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- カ 援護の実施状況
- キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ク その他

- (3) 災害対策基本法第90条の3の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

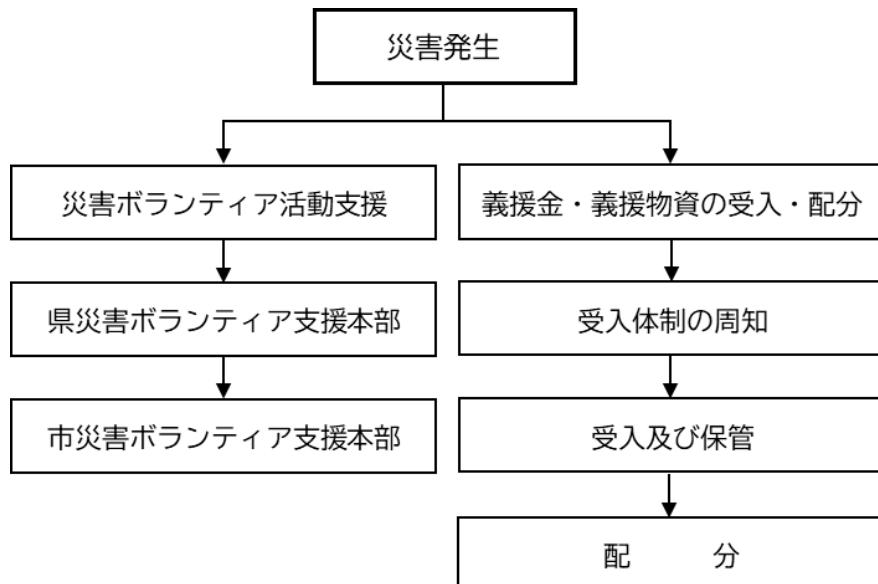
第21節 自発的支援の受入計画

～ 自発的な支援を円滑に受入れるために ～

1 計画の基本的な考え方

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、市及び関係機関が実施する対策について定める。

2 自発的支援の受入計画フロー

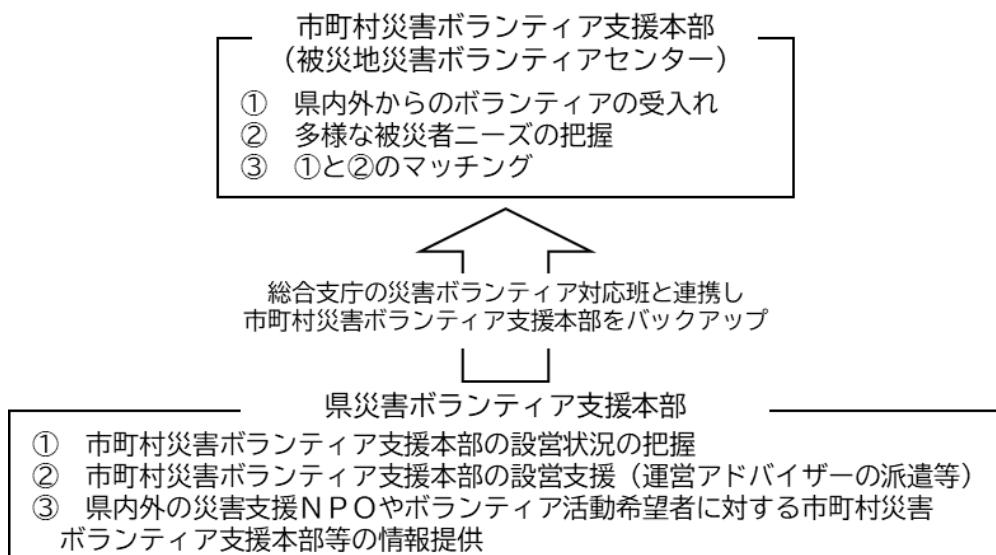


3 災害ボランティア活動支援

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づくボランティアの受入れ及び活動支援対策について定める。

資料編：山形県災害ボランティア活動支援指針

(1) 災害ボランティア活動支援体系



(2) ボランティア支援本部の設置

市は、大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティアによる活動が必要と見込まれる場合は、村山市社会福祉協議会に村山市災害ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）の設置・運営を要請する。村山市福祉協議会は、市及び関係機関の連携のもと、村山市ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）を設置し、次の業務を行う。

ア ボランティアの受入れと登録のための窓口の設置

駆けつけたボランティアを積極的に受入れるため、村山市社会福祉協議会内に窓口を開設し、登録事務を行う。

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

避難所及び被災者の状況等を調査し、具体的なボランティアに対するニーズを把握する。

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

（ア） 把握した被災者ニーズやボランティアの受入れ状況を踏まえて需給調整を行う。

（イ） 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。特に、専門ボランティアについては、特殊な技術を要することから、早急に要請するとともに、事前に配置等を的確に行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し必要に応じ、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

オ 関係機関、団体等の連携

支援本部の運営に当たっては、日本赤十字社ほかボランティア関係機関、団体、特に、NPO及びボランティアコーディネーター組織と十分連携を図り、被災地における多様なニーズに対応していく。

(3) 一般ボランティアの活動

ア 避難所等における運営の協力や救援物資、食料の配達・配分作業

イ 軽易な応急作業や復旧作業

ウ 災害情報、生活情報などの収集や伝達

エ その他、関連する災害活動

(4) 専門ボランティアの活動

ア 医療機関における医療支援活動や避難所等における要配慮者への支援

イ 手話通訳、外国語通訳による情報提供活動

ウ 初期消火活動や救急救助活動

エ ライフラインなどの復旧のための技術作業

オ 被災建築物、被災住宅地の危険度判定調査活動や土砂災害危険箇所の危険度の点検判定

カ アマチュア無線による被災地の情報伝達や情報収集

キ 負傷動物及び飼い主不明動物等の救護

ク その他、関連する専門的な災害復旧活動

4 義援金・義援物資の受入・配分

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金及び義援物資を円滑かつ適正に受け入れ、配分するために実施する対策について定める。

(1) 義援金の受入等の処理

ア 受入体制の周知

市は県及び日本赤十字社山形県支部と連携し、義援金の受入れが必要と認められる場合は、

国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

イ 受 入

市は義援金の受入れ窓口を開設し、受入れを行う。また、一般から直接受領した義援金については、寄託者から求められた場合には領収書を発行する。

ウ 保 管

義援金は、被災者に配分するまでの間、出納機関へ一時預託して保管する。

エ 配分方法

(ア) 市は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、社会福祉協議会等福祉団体等で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という。）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準等を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

(イ) 市、県及び日本赤十字社山形県支部に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。
また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

(2) 義援物資の受入の処理

市は、必要に応じて義援物資の受入れ体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

また、個人からの義援物資については、品目の混載や不均一な梱包等により、仕分けに要する施設面積や手間が多くなるなど、物資拠点のリソースを大きく浪費してしまうおそれがあるため、公的な支援物資の荷役業務や情報処理に支障を与えないよう、物流事業者が運営する物資拠点施設での受入れとは別ルートにするよう配慮する。

ア 受入体制の周知

市は県と連携し、義援物資の受入が必要と認められる場合は、その品目のリスト及び受入れる期間について国の非常災害対策本部等又はホームページや報道機関等を通じて公表するとともに、被災地の需給状況を勘案し、当該リスト等を逐次改定するよう努める。

ただし、開設している物資拠点の名称や住所については、個人からの混載物の義援物資が入り込むことを避けるため、公表しないものとする。

また、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

なお、義援物資受入れの必要がない場合も、その旨を公表する。

イ 受 入

市は、義援物資を受入れる必要があると認められる場合には、速やかに義援物資の受入窓口を開設するとともに、物資を受入れ、（一時的に）保管する施設についても関係機関等と連携しながら開設及び指定する。

ウ 保 管

義援物資を保管するため、第11節「交通輸送計画」による一時集積場所等、輸送、保管に適した集積場所を確保する。

工 配分方法

- (ア) 自己調達物資及び受入れた義援物資について、被災地のニーズと物資の調達状況等を勘案しながら速やかかつ効果的に配分する。
- (イ) 義援物資の配送・管理に当たっては、必要に応じて公益社団法人山形県トラック協会や山形県倉庫協会に協力を要請するとともに、義援物資の仕分け、配布に当たっては、自治会、自主防災組織、ボランティアを活用するなど、関係機関等と相互に連携しながら円滑な義援物資の配分を行う。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設等災害復旧計画

～ 公共災害復旧事業による早期復旧を図る ～

1 計画の基本的な考え方

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討査定等、災害復旧に向けた計画を実施する。

2 公共施設の復旧方法

公共施設の復旧は、施設を単に復するのみではなく、災害を予防するための計画を実施する。

3 公共施設の復旧事業費の種類

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財

(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱) (循環型社会形成推進交付金交付要綱) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) (精神保健福祉法)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業） 浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業） 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障害者社会復帰施設等
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	排水施設・街路施設復旧事業
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅復旧事業
(7) その他の災害復旧事業 ① 空港（空港法） ② 工業用水道（予算措置） ③ 中小企業（激甚法）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設 中小企業共同施設

4 被害状況の調査と県への報告

地震により災害復旧事業にかかる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し、その状況を市又は県に対し速やかに報告する。

また、市は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対し報告する。

5 国、県による復旧工事の代行【参考】

(1) 円滑かつ迅速な復興のための支援

国[国土交通省]及び都道府県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方

公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

(2) 指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の災害復旧

ア 国[国土交通省]は、都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で当該都道府県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ 都道府県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

(3) 河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事

ア 国〔国土交通省〕は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ 国〔国土交通省〕は、災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、当該都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を当該都道府県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

6 復旧技術職員の確保

災害復旧のための技術職員に不足が生じたときは、県を通じて、技術者の派遣を要請するものとする。詳細については第2章第18節「技術者等動員計画」を準用する。

7 緊急資金の確保

災害復旧事業を迅速に行うために、国と県の負担金、補助金を利用するほか、次の制度により臨時資金の調達に努めるものとする。

(1) 地方債の発行

歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税の交付

普通交付税の繰上げ交付、特別交付税の交付

(3) 一時借入金の利用

金融機関からの一時借用

災害応急融資（山形財務事務所及び日本郵政株式会社等）

第2節 被災者の生活安定対策

～ 市民生活の早期回復を目指して ～

1 計画の基本的な考え方

地震により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るための対策を講じるものとする。

2 計画の体系

項目	概要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設、運営 ② 罹災証明書の発行 ③ 被災者台帳の整備 ④ 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
4 税の減免、徴収猶予	① 市税の減免 ② 市税の徴収猶予 ③ 国税、県税等の減免及び徴収猶予
5 介護保険料の減免及び徴収猶予	① 介護保険料の減免 ② 介護保険料の徴収猶予
6 被災者への各種措置の周知	

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、市役所、市民センター及び避難所等に相談所を開設し、県等の防災機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、災害救助法に基づき県が行った被災者の救助の被災者情報の提供を県に要請する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 山形県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市 (資料編:村山市災害弔慰金の支給等に関する条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4
受給遺族	1 配偶者、子、父母、孫、祖父母 2 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給限度額	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 〔支給の制限〕 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市の避難の指示に従わなかったこと等、市長が不適当と認めた場合
窓口	市

(2) 災害障害見舞金

市は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市 (資料編:村山市災害弔慰金の支給等に関する条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4
受給者	対象となる災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支給限度額	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円

支給限度額 (つづき)	<p>〔支給の制限〕</p> <p>1 当該障がい者の障がいがその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合</p> <p>2 法律施行令(昭和48年政令策374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合</p> <p>3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等、市長が不適当と認めた場合</p>
窓 口	市

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる 自然災害	<p>1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県</p> <p>4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村</p> <p>6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村</p>
根拠法令等	<p>1 根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）</p> <p>3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2</p>
支給対象世帯	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯：損害割合40%台）</p> <p>5 住宅が半壊し、相当規模の修復を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊：損害割合30%台）</p>
支給限度額	次ページに記載

支給限度額	支給額は、基礎支援金(住宅の被害に応じて支給する支援金)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)の合計額となる。(ただし、世帯人口が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。)				
	被害程度	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	
	全 壊	100 万円	建設・購入	200 万円 300 万円	
	解 体		補 修	100 万円 200 万円	
	長期避難		賃借(公営住宅を除く。)	50 万円 150 万円	
	大規模半 壊	50 万円	建設・購入	200 万円 250 万円	
			補 修	100 万円 150 万円	
			賃借(公営住宅を除く。)	50 万円 100 万円	
	中規模半 壊	—	建設・購入	100 万円 100 万円	
			補 修	50 万円 50 万円	
			賃借(公営住宅を除く。)	25 万円 25 万円	
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円となる					
窓 口	市				

(4) 災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、村山市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「弔慰金条例」という。)に基づき、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの	
	1人	220 万円
	2人	430 万円
	3人	620 万円
	4人	730 万円
	5人以上	730 万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円
根拠法令等	1	根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律
	2	実施主体 市(資料編:村山市災害弔慰金の支給等に関する条例)
貸付金額	1 貸付区分及び貸付限度額	
	1 世帯主が負傷し、療養機関がおおむね1か月以上の負傷の場合	
	ア 住宅に損害がない場合	150 万円
	イ 家財に1/3以上の損害を受けた場合	250 万円
	ウ 住居の半壊の場合	270 万円 (350 万円)
	エ 住居の全壊の場合	350 万円
	オ 住居全体の滅失又は流失	350 万円
	2 世帯主の負傷がない場合	
	ア 家財に1/3以上の損害を受けた場合	150 万円
	イ 住居の半壊の場合	170 万円 (250 万円)
ウ 住居の全壊の場合	250 万円 (350 万円)	
エ 住居全体の滅失又は流失	350 万円	

貸付条件	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還(繰上償還可) 4 貸付利率 (据置期間中は無利子) ア 保証人有り:無利子 イ 保証人無し:年3%以内で市長が別に定める率
窓口	市

(5) 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯(概ね市民税非課税程度又は生活保護基準額の2倍以下)
根拠法令等	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会(民生委員・児童委員)
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内(災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 1 猶予期間1年以内(1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。) 2 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用はしない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかつた償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用はしない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条及び第37条															
特例措置の内 容	<p>災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。</p> <table> <tr> <td>1 事業開始資金</td> <td>15,000円以上 30,000円未満</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000円以上</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>2 事業継続資金・住宅資金</td> <td>15,000円以上 30,000円未満</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000円以上 45,000円未満</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>45,000円以上</td> <td>1年6か月</td> </tr> </table>	1 事業開始資金	15,000円以上 30,000円未満	6か月		30,000円以上	1年	2 事業継続資金・住宅資金	15,000円以上 30,000円未満	6か月		30,000円以上 45,000円未満	1年		45,000円以上	1年6か月
1 事業開始資金	15,000円以上 30,000円未満	6か月														
	30,000円以上	1年														
2 事業継続資金・住宅資金	15,000円以上 30,000円未満	6か月														
	30,000円以上 45,000円未満	1年														
	45,000円以上	1年6か月														
備 考	災害救助法の適用はしない。															

3 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

※ 災害復興住宅融資の概要（細部は、住宅金融支援機構の資料を参照すること。）

融資対象	<p>次の1～4までの<u>全て</u>にあてはまる者</p> <p>1 災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災證明書」の交付を受けた者 ・ 住宅が「全壊」、「大規模半壊」（※）、「半壊」（※）した旨の罹災證明書の交付を受けた者 ※当該罹災證明書（写）に加えて被災住宅の被災状況に関する申出書が必要</p> <p>2 自分が居住するための住宅を建設、購入（中古住宅を含む。）又は補修する者</p> <p>3 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が基準を満たしている者</p> <p>4 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人</p>								
融資限度額	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="481 866 647 934">建 設</td><td data-bbox="647 866 1195 934">土地を取得する場合 3,700 万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="481 934 647 968"></td><td data-bbox="647 934 1195 968">土地を取得しない場合 2,700 万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="481 968 647 1001">購 入</td><td data-bbox="647 968 1195 1001">3,700 万円</td></tr> <tr> <td data-bbox="481 1001 647 1035">補 修</td><td data-bbox="647 1001 1195 1035">1,200 万円</td></tr> </tbody> </table>	建 設	土地を取得する場合 3,700 万円		土地を取得しない場合 2,700 万円	購 入	3,700 万円	補 修	1,200 万円
建 設	土地を取得する場合 3,700 万円								
	土地を取得しない場合 2,700 万円								
購 入	3,700 万円								
補 修	1,200 万円								
融資条件	<p>1 申込・受付期間 罹災から2年間</p> <p>2 融資を受けることができる住宅（築年数、構造等）</p> <p>(1) 建設又は購入（中古住宅を含む。） ア 築年数に関する制限なし イ 共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること ウ 中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること</p> <p>(2) 補修 築年数に関する制限なし</p> <p>3 返済期間 次のうちいずれか短い期間</p> <p>(1) 申込区分による最長返済期間 ア 建設又は購入（中古住宅を含む。） 35年（最長3年の据置期間を設定した場合、据置期間分延長） イ 補修 20年（最長1年の据置期間を設定した場合、据置期間分延長）</p> <p>(2) 「80歳」 - 「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢</p> <p>4 利率（利率は、令和2年11月1日現在）</p> <p>(1) 団体信用生命保険に加入する場合 新機構団信 年 0.74% 新機構団信（デュエット） 年 0.92% 新3大疾病付機構団信 年 0.98%</p> <p>(2) 健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入しない場合 団信に加入しない場合 年 0.54%</p>								

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

貸付対象	1 低所得世帯（概ね市民税非課税程度又は生活保護基準額の2倍以下） 2 障がい者世帯（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者手帳の交付を受けている者の属する世帯（所得制限あり）） 3 高齢者世帯（日常生活上介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり））
根拠令等	1 生活福祉資金貸付制度要綱 (平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯 250万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内（災害の状況に応じ2年以内） 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠法令等	1 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 1世帯 200万円
貸付条件	1 災害救助法の適用を要しない。 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 貸付利率 無利子

4 税の減免、徴収猶予**(1) 市税の減免**

被災した市民から申請があり、必要と認めるときは、村山市税条例第41条の規定により、減免の措置をとることができる。

(2) 市税の徴収猶予

被災したために、市税の申告、書類の提出及び税の納入を所定の期日までに行うことが出来ないときは、被災者の申請により、書類の提出期限等の延長又は税の徴収を猶予することができる。

(3) 国税、県税等の減免及び徴収猶予

国税通則法、地方税法、山形県税条例等の規定により、国税、県税についても減免、徴収猶予の申請を行うことができる。

5 介護保険料の減免及び徴収猶予

(1) 介護保険料の減免

被災した市民から申請があり、必要と認めるときは、村山市介護保険条例第9条の規定により、減免の措置をとるものである。

(2) 介護保険料の徴収猶予

被災したために、保険料の申告、書類の提出及び保険料の納付を所定の期日までに行うことが出来ないときは、被災者の申請により、書類の提出期限等の延長又は保険料の徴収を猶予することができる。

6 被災者への各種措置の周知

市、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第3節 事業所等への融資

～ 法指定による融資制度の活用で、事業者の経営安定を図る ～

1 計画の基本的な考え方

地震により被害を受けた農林水産業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の安定維持を図るため金融支援対策を実施する。

2 融資計画

(1) 融資制度の周知

市は、地震災害で被災した事業所が関係機関を通じて、利活用できる融資制度について、周知を図るものとする。

(2) 融資の促進

事業所が各制度を利用しようとするときは、市は被害の実情に応じて融資手続きの簡素化及び迅速な融資の実施を関係金融機関に働きかける。

3 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

4 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び市は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上ある等の要件を満たし、市長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち 据置期間	—	—

- （注）1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
 2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては、年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。
 4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

（貸付限度額）

区分	貸付対象者	貸付限度額（単位：万円）	
		天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)
事業資金	被害組合	個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

（注） 経営資金の（ ）内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（要綱で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市長の認定を受けた者
貸付利率 (年利)	特別被害者 3.0以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内（天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで）
償還期間のうち 据置期間	—

- (注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。
 2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。
 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(注) 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16~0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16~0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16~0.30%	15年以内	3年以内
		(2) 災害を受け果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.16~0.30%	30年以内	20年以内
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16~0.30%	15年以内	5年以内
	林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.16~0.30%	20年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.16~0.30%	20年以内	3年以内
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物、の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.16~0.30%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合、水産振興法人等	0.16~0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産漁業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16~0.30%	20年以内	3年以内

		[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合	0.16～0.30%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金を融資	農林漁業者であつて農林漁業所得が総所得(法人にあつては農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占める者又は粗収益が200万円以上(法人1,000万円以上)である者 認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画の認定を受けた者、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者等	0.16～0.25%	10年以内	3年以内
(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行						
(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額						
農業セーフティネット資金：600万円 農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設当たり300万円（特例600万円、漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額						
※金利は、令和3年10月18日現在のものであり、変動することがある。						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

市及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

市及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要等の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、商工会、政府系金融機関及び民間金融機関等と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要等を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金等の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認めた場合は、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に関する融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融資条件等	申込窓口
山形県（中小企業振興課）	山形県商工業振興資金（災害対策資金）	<p>1 資金使途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>3 貸付限度 } ※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定</p> <p>4 貸付利率 }</p> <p>5 貸付期間 }</p> <p>6 取扱期間 }</p>	取扱金融機関 ・県内に本店を有する各地方銀行各信用金庫各信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行、及び商工中金の県内各支店
	山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）	<p>1 資金使途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの</p> <p>3 貸付限度 8,000万円以内</p> <p>4 貸付利率 年1.6%</p> <p>5 貸付期間 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>6 取扱期間 県がその都度指定</p>	
日本政策金融公庫（国民生活事業）	災害貸付	<p>1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金</p> <p>2 貸付対象 別に指定された災害により被害を受けた方</p> <p>3 貸付限度 各融資制度の融資限度額に1災害につき、3,000万円を加えた額</p> <p>4 貸付利率 各融資制度の利率</p> <p>5 貸付期間 【一般貸付】 設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 【特別貸付】 各融資制度に定められた返済（据置）期間内</p> <p>6 担保 必要により徴する</p> <p>7 保証人 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店

日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	<p>1 資金使途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人</p> <p>災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 別に指定された災害により被害を被った中小企業者 直接貸付：別枠 1 億 5,000 万円 代理貸付：直接貸付の範囲内で別枠 7,500 万円 基準金利 (閣議決定により特別利率が設定される場合がある。) 設備資金 15 年以内（据置 2 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 2 年以内） 必要により徴する 必要により徴する</p>	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	独自の災害復旧資金	<p>1 資金使途 2 貸付対象 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 担保 7 保証人</p> <p>災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 災害により被害を受けた方 限度の定めなし 商工組合中央金庫所定の利率 設備資金 20 年以内（据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（据置 3 年以内） 必要により徴する 必要により徴する</p>	商工組合中央金庫各支店及び代理店
<p>【指定金融機関を通じた危機対応業務】による貸付</p> <p>国内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等に対応するため、主務大臣（財務、農林水産、経済産業）による危機認定がなされた場合に、「指定金融機関（株商工組合中央金庫、株日本政策投資銀行、指定された民間金融機関）」が日本政策金融公庫からの信用供与を受け、必要な資金の貸付け等（危機対応業務）を行うもの。</p> <p>融資条件等は、生起した災害によってそれぞれ規定される。</p> <p>これまでに、危機認定がなされた事象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な金融秩序の混乱（リーマン・ショック） ・東日本大震災 ・平成 27 年台風 18 号等による大雨災害 ・平成 28 年熊本地震 ・新型コロナウィルス感染症 			

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

市及び県は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

市及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

5 医療機関に対する災害復旧資金の融資

独立行政法人福祉医療機構法による貸付

第4節 激甚災害指定による復旧

～ 激甚法の指定による国・県の支援を求める ～

1 計画の基本的な考え方

地震による被害が甚大であるときに、激甚法による激甚災害の指定を受け、速やかな復旧事業を実施するため必要な施策を講じる。

2 激甚災害指定の手続き

地震による災害が発生し、激甚災害の指定を受けようとする場合の手続きは、次のとおり。

(1) 県への報告

市は、災害の状況及び応急対策の概要を県に報告する。

(2) 各省庁への報告

県は、報告を受けるときには、その旨を各省庁に報告する。

(3) 中央防災会議の意見聴取

内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞いて、必要と認めるときは、激甚災害の指定を行い、当該災害に対して取るべき措置を政令で定め必要な援助を講ずるものとする。

3 激甚災害指定により特別の財政援助及びその対象となる事業等

(1) 公共土木施設の災害復旧事業

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 イ アの災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため
 これと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業で、事業に係る国の負担割合
 が3分の2未満のもの。

(2) 教育施設の災害復旧事業

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 イ 子ども・子育て支援法第27条第1項の規定により確認された私立の幼稚園の災害復旧事
 業

(3) 公営住宅の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

(4) 福祉施設等の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
 イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復
 旧事業

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条若しく
 は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す
 る法律（以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第4条第1項の規
 定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法）第2条第1項に規定す
 る国立大学法人を含む。）が設置したもの（除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第3
 条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

エ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

オ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市が設置した身体障害者
 社会参加支援施設の災害復旧事業

力 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

キ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設（市又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業及び激甚災害のための感染症予防事業

(6) 農林施設の災害復旧事業

農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける災害復旧事業及び災害防止を図るための農業用施設・林道に関する事業

(7) その他の災害復旧事業

ア 河川、道路、公園等に堆(たい)積した多量の泥土、砂礫(れき)、樹木等の排除事業

イ 市が指定した場所に搬入された土砂の排除事業

ウ 湛(たん)水の排除事業

4 激甚災害指定によるその他の特別の財政援助及び助成等

(1) 中小企業に関する特別の助成

(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(3) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(4) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(5) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(7) 水防資材費の補助

(8) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助

(9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

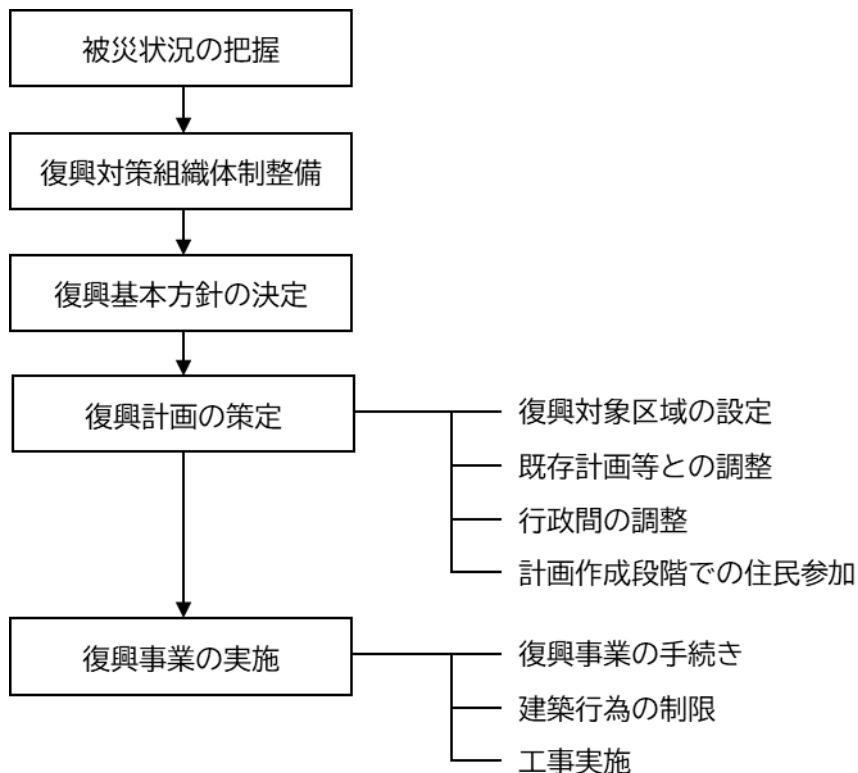
第5節 災害復興計画

～連携し災害の復興を図る～

1 計画の基本的な考え方

大規模な地震により社会経済活動に甚大な災害が発生した場合に、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して災害復興対策を実施する。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び市が主体となって、住民の意思を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制に円滑に移行できるよう、復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進とともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行に当たり必要な場合は、国、県、他市町村及び関係機関に職員の派遣を要請し協力を得る。

4 復興の基本方針の決定

被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向、市民の意見を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い街づくりなど、中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

災害の再発防止と快適な都市環境を目指し、総合計画の上位計画や他の個別計画との調整を図り、市民の安全と環境保全にも配慮した復興計画を策定する。

復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業等については、事業着手までの間、建築規制等について市民の協力を得て都市計画決定を行う。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について措置を講ずる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業の適切な推進により解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ 電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化

ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 市民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、市民の合意形成を図ることが重要である。市民に対して新たな街づくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興施策を推進していく。